

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業

(第 1 期・消防学校)

【添付資料 1】

要求水準書

2025年2月

愛知県

目次

第1 総則	1
1 本書の位置づけ	1
2 事業目的	1
3 本事業の対象となるエリア・施設	3
（1）対象エリア	3
（2）計画地の平常運用時及び拠点運用時の役割	4
（3）対象施設	5
（4）整備方針	7
4 事業スキーム	8
（1）事業方式	8
（2）事業者の収入及び費用に関する事項	8
第2 事業者が行う業務の範囲・内容	10
1 統括マネジメント業務	10
2 設計及び建設業務	10
（1）設計業務	10
（2）建設業務	10
3 開校準備業務	11
4 運営業務	11
5 維持管理業務	11
6 県が行う業務との調整・協力	11
7 豊山町が行う業務との調整・協力	12
8 事業期間（予定）	12
（1）特定事業契約の締結	12
（2）事業期間	12
（3）設計・建設期間	12
（4）運営・維持管理期間	12
9 遵守すべき法令等	13
（1）法令	13
（2）条例等	14
（3）設計基準・指針等	14
10 資格の取得	16
11 事業用地に関する事項	17
12 要求水準の変更	17
（1）要求水準の変更の手続き	17
（2）要求水準の変更に伴う契約変更	17

1 3 損害賠償・保険への加入	17
1 4 大規模修繕及び県による追加投資等の取扱い	17
1 5 個人情報の保護	18
1 6 守秘義務の遵守	18
第3 統括マネジメント業務に係る要求水準	19
1 総則	19
(1) 基本方針	19
(2) 実施体制	19
2 業務の要求水準	19
(1) 統括マネジメント業務	19
第4 設計及び建設業務に係る要求水準	21
1 総則	21
(1) 基本方針	21
(2) 業務の前提条件	23
(3) 施設全体に関する事項	26
(4) 施設の機能及び性能に関する事項	37
(5) 設備の性能に関する事項	69
2 業務の要求水準	76
(1) 設計業務及び建設業務	76
第5 開校準備業務に係る要求水準	84
1 総則	84
(1) 業務の目的	84
(2) 業務の区分	84
(3) 業務の対象範囲	84
(4) 業務の期間	84
2 業務の要求水準	84
(1) 運営・維持管理業務の準備業務	84
(2) 災害時等対応マニュアル作成業務	85
(3) 開校式典及び内覧会等の支援業務	86
(4) 開校準備中の維持管理業務	86
(5) 行政等への協力業務	86
第6 運営業務に係る要求水準	87
1 総則	87
(1) 業務の目的	87
(2) 業務の区分	87
(3) 業務の対象範囲	87

(4) 業務の対象期間	88
(5) 運営の基本要件（共通事項）	88
2 業務の要求水準	89
(1) 食堂運営業務	89
(2) 防災啓発・人材育成関連運営支援業務	93
(3) 防災ビジネス等運営支援業務	96
(4) 拠点運用時及び緊急時の初動における避難誘導・安全管理対応業務	97
(5) 拠点運用時の運営支援業務	99
(6) 災害時等対応マニュアルに基づく体制整備業務	99
(7) 事業期間終了時の引継業務	99
第6 維持管理業務に係る要求水準	101
1 総則	101
(1) 業務の目的	101
(2) 業務実施の考え方	101
(3) 業務の区分	101
(4) 点検及び故障等への対応	102
(5) 拠点運用時及び緊急時の維持管理業務の扱い	102
(6) 事業期間終了時の水準	102
2 業務の要求水準	102
(1) 建築物保守管理業務	102
(2) 設備保守管理業務	103
(3) 什器・備品保守管理業務	105
(4) 衛生管理・清掃業務	106
(5) 寝具クリーニング業務	107
(6) 保安警備業務	108
(7) 修繕・更新業務	109
(8) 植栽維持管理業務	110
(9) 外構施設保守管理業務	110
(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務	111
第8 任意事業	113
1 基本的な考え方	113
2 任意事業の企画・実施	113
第9 組織運営	114
1 基本的な考え方	114
2 組織体制	114
(1) 統括管理責任者及び業務責任者の配置	114

(2) 業務担当者の配置	115
(3) 緊急時の体制	115
3 適切なモニタリング体制の構築と円滑な運用	115
(1) モニタリングの目的	115
(2) モニタリングの方法	116
(3) モニタリングの実施時期及び概要	116
※用語の定義	118

第1 総則

1 本書の位置づけ

本書（守秘義務資料を含む。以下同じ。）は、愛知県（以下「県」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、2025年2月27日に特定事業として選定した愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第1期・消防学校）（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するに当たり、入札参加希望者（以下「応募者」という。）を対象に交付する「入札説明書」と一体のものとして位置づけるものであり、本事業の遂行に関し、県が事業者に要求する業務水準を示し、応募者の提案に係る具体的な指針となるものである。

2 事業目的

この地域で広域かつ甚大な被害が懸念されている南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した際に、県民の生命と財産を守り、被害を最小限に食い止めていくためには、全国から救出救助部隊や緊急支援物資等を受け入れ、必要とされている被災地や指定避難所へ迅速かつ的確に送り出すことが不可欠であり、これら後方支援機能を担う基幹的広域防災拠点を整備することは急務となっている。

また、県・名古屋市は、全県一貫した消防教育を行う消防学校を共同設置し、防災教育体制の強化を図るとともに、県内全域の消防力の向上を目指している。

これらのことから、愛知県基幹的広域防災拠点（以下「防災拠点」という。）は、拠点運用時に活動要員の集結・ベースキャンプ機能や支援物資の中継・分配機能を確保することはもちろん、平常運用時には消防学校と防災公園として広く県民の利用を図るものとする。

さらに、災害被害を軽減するためには、様々な主体（行政機関、企業、地域団体、ボランティア団体、教育・研究機関等）と連携してこの地域の防災力向上に取り組み、進化し持続的に発展する防災協働社会を形成していく必要があるため、防災拠点全体を防災の力を育むような施設とし、防災啓発・人材育成の拠点とするとともに、防災分野におけるビジネスを支援する場としても活用し、防災の先進地を目指す。

本事業では、防災拠点のうち、第1期として消防学校の整備・運営（学校教育の運営を除く。）を実施することを目的としており、本事業を通じて、県民・企業、運営に当たる事業者、行政のそれぞれにとってメリットの高い、「三方良し」を実現する。そのため、消防学校の整備・運営手法として、事業者のノウハウや技術力等を最大限に活用することを目的としてPFIを導入することとし、施設の設計・建設と運営・維持管理を一体として行うことにより、政策目標の実現、サービス水準の向上、及びライフサイクルコストの削減を実現するとともに、再生可能エネルギーの導入等により、カーボンニュート

ラルへの対応や SDGs（持続可能な開発目標）を達成するものとする。

3 本事業の対象となるエリア・施設

(1) 対象エリア

対象エリア（以下「計画地」という。）は、「名古屋都市計画教育文化施設 1号 臨空消防学校」の区域となる消防学校エリアであり、管理・教育棟、宿泊棟のほか、各種訓練施設などが含まれる。

本事業の対象外であるが、消防学校エリアに隣接して、「名古屋都市計画公園 5・4・106号 愛知県防災公園」の区域となる防災公園エリア（西側・東側）及び「豊山町が管理する神明公園の一部（航空館boon、展望台等を除く）」の区域となる神明公園エリア、「名古屋都市計画公園 3・3・321号 臨空第2公園」の区域となる豊山町の賑わい施設・避難所（アリーナ）等の整備が計画されていることに留意するものとする。防災公園エリアには、広場（芝生、人工芝、全天候舗装）、多目的広場（1、2）、屋内運動施設などが含まれる。

なお、防災拠点へのアクセス道路は本事業の対象範囲外とする。あわせて消防学校エリアの地下に設置される大山川洪水調節池の整備・管理運営業務は、本事業の対象範囲外とする。

図表 1-1 本事業の対象エリア（赤枠：消防学校エリア）



（２）計画地の平常運用時及び拠点運用時の役割

消防学校は平常運用時と拠点運用時との役割が異なるため、これらを十分に踏まえ、本事業の各業務を遂行するものとする。

なお、「拠点運用時」とは、県内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、県が愛知県地域防災計画第３編に定める災害応急対策を行っているとき（愛知県第３非常配備に相当）を指す。また「平常運用時」とは、「拠点運用時」以外のときを指す。

図表 1-2 防災拠点（計画地内）の平常運用時及び拠点運用時の役割

エリア	平常運用時の役割	拠点運用時の役割
消防学校	消防学校エリア ・消防職員等への教育、訓練 ・防災・減災の普及・啓発及び防災・減災活動を実践する人材の育成	本部機能エリア ・防災拠点の本部機能 ・迅速な医療搬送を行うための消防学校（本部機能・SCU） ・支援部隊エリアとして、防災公園（東側）エリアと一体的な活用 ・拠点活動要員の休息・宿泊機能

図表 1-3 防災拠点（計画地外）の平常運用時及び拠点運用時の役割（参考）

エリア	平常運用時の役割	拠点運用時の役割
防災公園（本事業対象外）	西側 防災公園（西側）エリア ・オープンスペースや施設を活かした日常的な健康づくりやスポーツを楽しめる場 ・今後整備が見込まれる豊山町の賑わい施設・避難所（アリーナ）等に隣接し、防災イベント等に活用することで賑わいを創出する空間	支援物資エリア ・物資を集積するオープンスペースと屋内空間（国道 41 号（名古屋高速道路）側に配置することで、物資輸送のアクセス性の確保） ・雨天時に物資の集積に対応可能な屋内施設と屋内外でフォークリフトが円滑に走行可能な広域物資輸送拠点 ・公園と豊山町エリアの境界から計画地北側・東側に通り抜ける車両動線
	東側 防災公園（東側）エリア ・多目的運動スペース ・土や緑のオープンスペースを活かしたスポーツ、レクリエーション、憩い等の空間 ・オープンな空間が必要な防災イベント等での活用	支援部隊エリア ・ベースキャンプ用地として構造物等で阻害されないオープンな空間 ・消防学校の周囲及び公園と消防学校の境界から計画地北西側に通り抜ける車両動線
神明公園（本事業対象外）	神明公園エリア ・イベントゾーン ・各種イベント等での活用	支援部隊エリア ・神明公園の一部のスペースを支援部隊エリア（ベースキャンプ）として活用

(3) 対象施設

本事業における対象施設の構成を下記に示す。

図表 1-4 施設構成

施設	諸室
管理・教育棟	・ 大教室 ・ 中教室 ・ 小教室 ・ 会議室 ・ 校長室 ・ 教職員室 ・ 湯沸室 ・ 教職員更衣室 ・ 講師控室 ・ 倉庫
宿泊棟	・ 寮室 ・ 個室 ・ 食堂・厨房 ・ 男子談話室 ・ 女子談話室 ・ 洗面室 ・ 男子洗濯室 ・ 女子洗濯室 ・ 男子乾燥室 ・ 女子乾燥室 ・ 当直室 ・ 男子浴室 ・ 男子更衣室 ・ 女子浴室 ・ 女子更衣室 ・ 個室シャワー室及び更衣室 ・ トレーニングルーム ・ 図書室 ・ 備蓄倉庫 ・ 廊下 ・ 室外機置場
教育棟	・ 防災・減災の普及・啓発及び人材育成スペース ・ SCU 資機材倉庫 ・ 研修・訓練スペース ・ 防災学習・多目的スペース ・ 事務室 ・ 講師控室 ・ 資機材倉庫

施設	諸室
車庫	—
救助訓練棟	・ A 棟、B 棟、C 棟 ・ 大屋根 ・ 倉庫
複合訓練施設	・ ボイラー室 ・ 燃焼実験室 ・ 実火災訓練室 ・ ボンベ充填室 ・ 実火災訓練監視室 ・ ドライエリア ・ 訓練室 1 (地下街災害訓練) ・ 訓練室 2 (迷路①) ・ 訓練室 3 (検索室①) ・ 訓練室 4 (縦・横坑①) ・ 訓練室 5 (マンション①) ・ 訓練室 6 (マンション②) ・ 訓練室 7 (縦・横坑②) ・ 訓練室 8 (縦・横坑③) ・ 訓練室 9 (検索室②) ・ 訓練室 10 (検索室③) ・ 訓練室 11 (迷路②) ・ 訓練室 12 (迷路③) ・ 訓練室 13 (検索室④) ・ 模擬 EV 訓練室 ・ 倉庫 ・ 廊下 ・ 便所 ・ 消防設備教養室 1 ・ 消防設備教養室 2
水難救助訓練場	・ 更衣室 ・ シャワー ・ 資器材置き場
街区消火訓練場	・ 平屋建て住宅(2 種) ・ 2 階建て住宅(3 種) ・ 2 階建て共同住宅(2 種) ・ 店舗併用 2 階建て共同住宅 (2 種)
震災訓練場	—
土砂災害訓練場	—
自家給油施設	—
自家発電機	—
屋外訓練場	—

施設	諸室
太陽光発電システム	—
放水用水槽ろ過施設	—
飲料水兼用耐震性貯水槽	—
駐車場	—
管理用通路	—

(4) 整備方針

ア 平常運用時

(ア) 安全・安心で合理的・機能的な施設

消防学校という専門性の高い教育訓練を行う施設として使用するほか、広く県民に開放し、防災啓発・人材育成等を図る場として、効果的な啓発・教育・訓練等を行うことのできる合理的・機能的な施設とするとともに、維持管理を容易に行うことができ、運営がしやすい施設とすること。また、防災公園エリア、豊山町エリアとの一体性を確保し、県民に親しまれる施設となるよう配慮するものとする。

(イ) 訓練施設等の充実

大規模化、複雑化する災害に対応するため、訓練機能を効率的に配置し、実践的で高度な教育訓練を行うことができる施設とする。また、将来の教育方針や環境の変化、技術更新に対応できるよう、間仕切り変更等が容易なフレキシブルな施設とすること。また、各種訓練施設等は、消防職員等の消防教育及び県内消防本部の消防部隊等の教養訓練で使用しない場合に限り、県が県民等へ開放することを想定している。

(ウ) 宿泊棟の生活環境の充実

長期間にわたる全寮制での共同生活に配慮し、同室者一人一人のプライベートスペースを確保する等基本的な居住性の向上に努め、学生が教育訓練に集中できる環境とする。また、宿泊機能は、消防特有の高い規律と厳格さを保持した全寮制の施設とすることを踏まえ、男女別に明確にゾーニングするとともに、男女各学生の増減に合わせてゾーニングをずらすことができるよう、男子用エリアと女子用エリアとを区別する間仕切りを、男子用エリア側、女子用エリア側に移動可能な構造とすること。

イ 拠点運用時

防災拠点の本部機能として、管理・教育棟に「拠点指揮運用本部」、「各救出・救助部隊の現地連絡調整」を設置できる機能を確保するとともに、教育棟に「広

域搬送拠点臨時医療施設（SCU）」機能を確保する。また、屋外訓練場に緊急消防援助隊等のベースキャンプ機能を確保する。

大規模災害により被災した場合でも高い耐震性を確保するとともに、（建築物だけではなく設備やライフラインを含め）機能を維持し、遅延なく拠点運用モードに移行可能な施設とする。

宿泊棟は、拠点活動要員の休息・宿泊施設として活用する。

4 事業スキーム

（１）事業方式

県は、本事業を実施するに当たり、前述の事業目的、整備方針等を踏まえ、将来の運営・維持管理を見据えた施設整備を行うため、設計・建設と運営・維持管理を一体事業として、民間のノウハウや創意工夫を最大限に活用していくことを求める。

そこで、消防学校の施設整備については、PFI法に基づき、事業者が自らの提案をもとに整備対象施設の設計及び建設を行った後、県に消防学校の所有権を移転し、特定事業契約書に示される内容の運営・維持管理及び任意事業を行う方式（BTO（Build Transfer Operate）方式）により実施する。

（２）事業者の収入及び費用に関する事項

本事業に係る収入及び費用の考え方は、以下のとおりである。

事業者は（ア）及び（イ）の算出根拠を示すものとする。

ア サービス購入料について

県は、事業者が特定事業を行う対価として、次に掲げるサービス購入料を支払う。

（ア）設計・建設費に係るサービス購入料

県は、本事業における設計・建設費等（開校準備費含む。）相当額（以下「設計・建設費等」という。）として、施設完成後、県に引き渡される際に、出来高部分の額について事業者へ支払う。

（イ）運営・維持管理に係るサービス購入料

県は、本事業における運営・維持管理費等（統括マネジメント業務費を含む。）相当額として、毎四半期に、特定事業契約書に定める額について、特定事業契約に定める手続に従い支払う。

なお、光熱水費については、県の負担とする（食堂運営等を除く。）。

イ 任意事業の費用について

応募企業又は応募グループの構成員、これらが出資する会社（事業者を含む）及び事業者と連携する企業は、自らの責任及び費用負担において、任意の事業として、

特定事業に連携した業務を提案することができる。

第2 事業者が行う業務の範囲・内容

1 統括マネジメント業務

本事業の事業目的を実現するための根幹を成し、かつ事業全体を安定的かつ円滑に進捗させるために、事業者は統括マネジメント業務を実施すること。統括マネジメント業務は、以下の業務からなる。

- ① 統括管理業務
- ② 総務・経理業務
- ③ コストマネジメント業務

2 設計及び建設業務

事業者は、本書に示す要求水準を満たした施設の運営・維持管理を実現するために、設計、建設及びそれらに関連する業務を行うこと。

(1) 設計業務

事業者は、本書に示す「設計及び建設業務に係る要求水準」、「運営業務に係る要求水準」、「維持管理業務に係る要求水準」等を満たす調査、設計並びに必要な調査、申請及び届出を行うこと。(申請・届出については、一部県が行うものもある。)

- ① 事前調査業務
- ② 設計業務及びその関連業務

(2) 建設業務

事業者は、設計業務を踏まえ、本書に示す「設計及び建設業務に係る要求水準」、「運営業務に係る要求水準」、「維持管理業務に係る要求水準」等を満たす施設の建設を行うこと。建設業務には、工事監理、備品等の設置、必要な諸手続、工事に伴う近隣対策等が含まれる。

- ① 建設業務及びその関連業務
- ② 工事監理業務
- ③ 什器・備品調達・設置業務
- ④ 各種申請等
- ⑤ 完成後業務

3 開校準備業務

事業者は、消防学校の開校までに、本書に示す要求水準を満たした開校準備を行うこと。開校準備業務は、以下の業務からなる。

- ① 運営・維持管理業務の準備業務
- ② 災害時等対応マニュアル作成業務
- ③ 開校式典及び内覧会等の支援業務
- ④ 開校準備中の維持管理業務
- ⑤ 行政等への協力業務

4 運営業務

事業者は、事業期間にわたって、本書に示す要求水準を満たした施設運営を行うこと。運営業務は、以下の業務からなる。

- ① 食堂運営業務
- ② 防災啓発・人材育成関連運営支援業務（必須とせず任意提案とする。）
- ③ 防災ビジネス等運営支援業務（必須とせず任意提案とする。）
- ④ 拠点運用時及び緊急時の初動における避難誘導・安全管理対応業務
- ⑤ 拠点運用時の運営支援業務
- ⑥ 災害時等対応マニュアルに基づく体制整備業務
- ⑦ 事業期間終了時の引継業務

5 維持管理業務

事業者は、事業期間にわたって、本書に示す要求水準を満たした施設の維持管理を行うこと。維持管理業務は、以下の業務からなる。

- ① 建築物保守管理業務
- ② 設備保守管理業務
- ③ 什器・備品保守管理業務
- ④ 衛生管理・清掃業務
- ⑤ 寝具クリーニング業務
- ⑥ 保安警備業務
- ⑦ 修繕・更新業務
- ⑧ 植栽維持管理業務
- ⑨ 外構施設保守管理業務
- ⑩ 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務

6 県が行う業務との調整・協力

事業者は、事業期間にわたって、下記に示す県が行う業務との調整及び協力を行うこ

と。

- ① 埋蔵文化財調査（この調査に伴う不発弾調査を含む。）
- ② 造成工事（擁壁工事を含む。）
- ③ 雨水調整池・幹線水路の建設工事
- ④ 大山川洪水調節池の建設工事
- ⑤ アクセス道路（県道）建設工事
- ⑥ 防災公園部分の建設工事
- ⑦ 防災公園でのイベント等
- ⑧ 既存の愛知県及び名古屋市消防学校の什器・備品の移転
- ⑨ 次世代高度情報通信ネットワーク整備
- ⑩ 愛知県行政情報通信ネットワーク整備

7 豊山町が行う業務との調整・協力

事業者は、事業期間にわたって、下記に示す豊山町が行う業務との調整及び協力をを行うこと。

- ① アクセス道路（町道）建設工事
- ② 賑わい施設・避難所（アリーナ）等の設計・建設工事等
- ③ イベント等

8 事業期間（予定）

（１）特定事業契約の締結

2025 年 12 月頃

（２）事業期間

事業期間は、対象施設の設計・建設期間が 2026 年 1 月から 2029 年月までの 3 年 3 ヶ月、運営・維持管理期間が 2029 年 4 月から 2049 年 3 月までの 20 年とする。事業期間は、特定事業契約に定める事由に該当することで延長することができるものとする。

（３）設計・建設期間

2026 年 1 月から 2029 年 3 月までとする。2029 年 3 月までに、開校準備業務も完了させること。

（４）運営・維持管理期間

運営開始日から運営開始日の 20 年後の応当日の前日までとする。

9 遵守すべき法令等

本事業を実施するに当たっては、関連する各種法令（施行令及び施行規則等を含む。）、条例、規則、要綱等を遵守すること。また、各種基準・指針等についても本事業の要求水準に照らし準拠すること。

計画地内に周知の埋蔵文化財包蔵地が所在することなどから、広範囲に埋蔵文化財が所在する可能性があるため、開発に当たっては、埋蔵文化財について、文化財保護法に基づき適切な対応をすること。

なお、記載のない各種関連法令等についても、遵守、準拠すること。

（１）法令

- ・ 消防組織法・施行令
- ・ 都市計画法・施行令
- ・ 航空法
- ・ 河川法
- ・ 建築基準法・施行令
- ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法
- ・ 消防法・施行令
- ・ 駐車場法・施行令
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）・施行令
- ・ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）・施行令
- ・ 景観法・施行令
- ・ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 文化財保護法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 建設業法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 食品衛生法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 個人情報保護に関する法律

- ・ 電気事業法
- ・ 消防法
- ・ その他関係法令等

(2) 条例等

- ・ 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例
- ・ 愛知県建築基準条例
- ・ 西春日井広域事務組合火災予防条例（豊山町対象）
- ・ 愛知県木材利用促進条例
- ・ 愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例
- ・ 美しい愛知づくり条例
- ・ 個人情報保護に関する法律施行条例
- ・ その他関係条例等

(3) 設計基準・指針等

- ・ 愛知県土地開発行為に関する指導要綱・指導基準
- ・ 豊山町開発行為等に関する指導要綱
- ・ 消防学校の施設、人員及び運営の基準（昭和 46 年消防庁告示第一号）
- ・ 愛知県建築基準法第二十二條の規定による建築物の屋根を不燃材料でふかなければならない区域
- ・ 土木工事標準仕様書（愛知県建設局）
- ・ 土木工事現場必携（愛知県建設局）
- ・ 測量及び設計業務共通仕様書（愛知県建設局）
- ・ 建築設計基準及び同資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 建築構造設計基準及び同資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 建築鉄骨設計基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 構内舗装・排水設計基準及び同資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 官庁施設の環境保全性基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 官庁施設の防犯に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 日本建築学会諸基準
- ・ 昇降機耐震設計・施工指針（財団法人日本建築センター編集）

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備環境課監修）
- ・ 建築工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 建築工事監理業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 官庁施設の設計業務等積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築数量積算基準（建築積算研究会）
- ・ 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築設計業務等電子納品要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室監修）
- ・ 建築工事設計図書作成基準及び同資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 敷地調査共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築改修工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 昇降機技術基準の解説
- ・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 公共建築工事標準歩掛り

- ・ 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 植栽基盤整備技術マニュアル（国土交通省都市局公園緑地・景観課緑地環境室監修）
- ・ 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）の解説（国土交通省都市局公園緑地・景観課緑地環境室監修）
- ・ 防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（国土交通省国土技術政策総合研究所）
- ・ 一定規模以上の土地の形質の変更に係る届出・報告の手引き
- ・ 道路、公園、自動車駐車場等に関する防犯上の指針（愛知県）
- ・ 愛知県地域強靱化計画
- ・ 愛知県帰宅困難者対策実施要領
- ・ 愛知県庁業務継続計画
- ・ 愛知県 SDGs 未来都市計画
- ・ 愛知県 SDGs 政策パッケージ
- ・ 愛知県プール条例施行規則
- ・ 愛知県プール条例運営要綱
- ・ 県有施設における農薬・殺虫剤等薬剤適正使用ガイドライン（愛知県）
- ・ 愛知県環境物品等調達方針
- ・ 建設リサイクルガイドライン
- ・ 木材利用の促進に関する基本計画（愛知県）
- ・ 航空保安無線施設管理規定（航空保安施設実施要領）（愛知県）
- ・ 河川工作物設置の審査手引き（Ver.1.01）（中部地方整備局監修・社団法人中部建設協会発行）
- ・ 愛知県情報セキュリティポリシー
- ・ その他関係基準等

10 資格の取得

業務の実施に当たり、法令等により資格を必要とする場合は、それぞれ有資格者を選任すること。

1 1 事業用地に関する事項

特定事業契約締結後、県は事業用地引渡しに関する計画を、事業者は設計・建設に関する計画をそれぞれ定め、県による用地買収等の進捗に応じて、事業者は、あらかじめ特定事業契約に定めた計画の調整の枠組みに従って、2028年度末完成に向けて業務を遂行することとする。各計画の調整の枠組み及び事業用地引渡しの遅延により当初完成予定日を超過した場合や事業者に増加費用が生じた場合における対応措置等については、特定事業契約書（案）において示す。

1 2 要求水準の変更

県は、事業期間中に要求水準の見直しを行うことがある。以下に、要求水準の変更に係る手続を整理し、これに伴う事業者の対応を規定する。

（１）要求水準の変更の手続き

県は、以下に該当する場合は、事前に事業者と協議のうえ、本書を見直すことがある。

- ① 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- ② 災害、事故等により、特別な業務内容が必要なとき、又は業務内容を著しく変更したとき。
- ③ 県の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- ④ その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

（２）要求水準の変更に伴う契約変更

県と事業者は、要求水準の変更に伴って、これに必要な契約変更を行うものとする。

1 3 損害賠償・保険への加入

事業者がその責に帰すべき理由により、県や利用者、その他の関係者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

当該事象に備え、事業者は、運営・維持管理期間開始日までに、保険契約を締結し、運営・維持管理期間中、当該保険に引き続き加入すること。

必要に応じ、その他の保険等に加入し、本事業の安定的な運営に努めること。

1 4 大規模修繕及び県による追加投資等の取扱い

県は、事業期間中に大規模修繕（劣化した建築物及び設備等を所期の状態に回復させるための修繕をいう。）を実施しない想定であるが、事業者が提案時に作成した中長期修繕計画を参考に、対象施設について、県が使用状況等を踏まえ、妥当であると判断した場合に、事業者との協議のうえで大規模修繕を実施することがある。

大規模修繕では、日常のメンテナンスは事業者負担とし、大規模修繕に係るような更

新等、及び日常のメンテナンスを超えるような事項は県と協議のうえ実施する。なお、対象となる建築物、設備、什器・備品、外構施設等の更新は、事業者が適切に日常のメンテナンスを行っていることを前提に県が認めたものについて、大規模修繕に区分することとする。

また、県は、事業目的に照らし、社会情勢の変化を踏まえ、防災拠点の進化及び持続的発展の観点から必要と認めた場合には、事業者との協議のうえで県による追加投資を行うことがある。

1 5 個人情報保護

業務上知り得た個人情報を他人に知らせ又は不当な目的に使用してはならない。事業期間終了後若しくは事業者の取消し後又はその職を退いた後も同様とする。

前項に定める個人情報については、愛知県個人情報保護条例等に従って適正な管理を行い、漏えい、滅失及びき損等がないよう必要な措置を講じること。

1 6 守秘義務の遵守

事業者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。事業期間終了後若しくは事業者の取消し後又はその職を退いた後も同様とする。

前項に定める秘密に関する情報については、内部規程を定めて取り扱う等適正な管理を行い、必要な措置を講じること。

第3 統括マネジメント業務に係る要求水準

1 総則

(1) 基本方針

- ・ 本事業の事業目的を実現するための根幹を成し、事業全体を安定的かつ円滑に進捗させるために、事業者は統括マネジメント業務を実施すること。
- ・ 事業者は、事業の推進及び会社運営において必要となる業務として、「2 業務の要求水準」に示す業務内容のほか、自ら必要と判断した業務を実施すること。
- ・ 今後、事業を進める第2期・防災公園事業との業務調整を適切に行う。

(2) 実施体制

- ・ 本事業全体を統括する責任者として、統括管理責任者を配置する。なお、統括管理責任者には、本事業の目的や業務内容全般を十分に踏まえたうえで、本事業に係る個別業務を一元的に統括管理し、本事業全体を取りまとめることができる者を配置すること。
- ・ 業務の内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者を統括管理業務担当者として配置すること。
- ・ 統括管理責任者及び統括管理業務担当者については、業務の開始前に県に届け出ること。変更する場合も同様とする。

2 業務の要求水準

(1) 統括マネジメント業務

業務区分は以下のとおりとする。

ア 統括管理業務

(ア) 基本的な考え方

- ・ 業務全体を一元的に管理するために、統括管理責任者及び個別業務の責任者の役割・責任分担を明確にして実施体制を構築する。
- ・ 統括管理責任者は、必要に応じて個別業務の責任者を集めた会議を開催するなど、各個別業務間の情報共有や業務調整を適切に行う。

(イ) 業務の詳細

- ・ 統括管理責任者は、必要に応じて県や関係機関等の主催する会議に出席し、これらと調整を行い、県を含む関係者に対して適切に情報提供する。
- ・ 統括管理責任者は、事業年度ごとに、年度管理計画書を作成し、当該事業年度が開始する30日前までに県に提出し、承諾を得る。なお、内容を変更する場合は、事前に県に届け出て、県の承諾を得る。

- ・ 統括管理責任者は、年度管理報告書を事業年度終了後、毎年6月末日までに、県に提出する。
- ・ 統括管理責任者は、個別業務の責任者が作成する年度業務計画書及び年度業務報告書を確認し、県に提出する。

イ 総務・経理業務

(ア) 基本的な考え方

- ・ 予算作成、収入・経費の執行・管理及び決算管理を行うこと。

(イ) 業務の詳細

- ・ 施設の運営・維持管理に当たり、施設の運営業務及び維持管理業務と任意事業の間においては明確な会計区分を行う。
- ・ 事業年度ごとに事業報告、附属明細書、監査報告、会計監査報告及び財務諸表を県に提出する。
- ・ 受領及び作成した文書等の整理・保存・管理を行う。なお、文書等の管理規則又は管理要領を定め、破損・紛失等のないよう適切に文書等の整理・保存・管理を行う。
- ・ 施設、設備及び備品については、県と協議を行い、施設台帳・設備台帳・備品台帳を作成し、保管する。
- ・ 事業期間終了時には、適正かつ速やかに引き継げるよう管理し、記録を作成・保存する。

ウ コストマネジメント業務

(ア) 基本的な考え方

- ・ 消防学校の設計・整備及び運営・維持管理に当たっては、施設運営におけるサービス提供等に係るサービス内容の充実や品質の向上を実施する一方、施設整備及び施設維持管理においては経費支出の適正化・効率化を図ることができるよう、事業期間全体にわたって適切なコストマネジメントの手法を導入し、それに基づいた管理を行うこと。

(イ) 業務の詳細

- ・ 具体的なコストマネジメント手法については事業者からの提案に基づき、県と協議のうえ定める。

第4 設計及び建設業務に係る要求水準

1 総則

(1) 基本方針

ア 消防職員等への消防教育、訓練の実施

- ・ 全県一貫した消防教育を実施するに当たり、実践的な訓練が可能な施設を計画すること。

イ 防災・減災の普及・啓発及び防災・減災活動を実践する人材の育成

- ・ 防災イベントや訓練をはじめ、様々な分野のイベントが開催可能な施設とすること。
- ・ 消防学校の教育棟において、映像装置やVR等のデジタル技術の活用等により、県民の防災意識を向上させるような視覚的、体感的な仕掛けを考慮して計画すること。
- ・ 普及・啓発、人材育成の実施に当たり、消防学校の訓練施設の活用ができるよう計画すること。

ウ 防災ビジネス・スタートアップの支援

- ・ 県は、防災ビジネスの実証実験、防災商品の実物展示や販売促進のイベント等を実施することを想定している。よって、消防学校の整備・運営については、そうした観点を考慮して計画すること。

エ 基幹的広域防災拠点の中核施設としての機能

- ・ 南海トラフ地震やスーパー伊勢湾台風などの大規模災害時に、全国から人員・物資を受け入れ、県内全域に供給し、県内約130箇所をはじめとした防災活動拠点の後方支援機能を有し、さらに中部圏の被災地への応援にも貢献できる基幹的広域防災拠点の中核施設としての機能を確保すること。
- ・ 拠点運用時の拠点指揮運用機能として、24時間の危機管理体制、消防などの支援要員のベースキャンプ機能を確保すること。
- ・ また、広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)の設置など、周辺地域における広域医療搬送の拠点となる施設とすること。
- ・ 大規模災害時にライフラインが途絶した場合でも電気・水・通信等を確保でき、防災活動拠点の中核施設としての機能を維持すること。

オ 豊山町賑わい施設・避難所(アリーナ)等について

- ・ 消防学校の南西側の隣接地に豊山町による賑わい施設・避難所(アリーナ)等

の整備が計画されている。消防学校の整備・運営においては、豊山町賑わい施設・避難所（アリーナ）等との連携や相乗効果をもたらすことができるよう考慮して計画すること。

カ 景観との調和

- ・ 周辺の景観と調和がとれる施設とすること。

キ ユニバーサルデザインへの対応

- ・ 不特定多数が利用する施設の設計に当たっては、視認性及び誘導性の高いサイン表示を行い、誰もがわかりやすく利用しやすい施設とすること。また、あらゆる利用者が消防学校を円滑に利用できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」、及び「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」等に基づき計画すること。

ク ライフサイクルコストの低減

- ・ 必要な機能及び性能を将来にわたって保持しつつ、維持管理のしやすい消防学校とすること。また、ライフサイクルを通して、メンテナンス費用を低減可能な施設とすること。

ケ カーボンニュートラルへの対応

- ・ カーボンニュートラルの実現に積極的に寄与する高い環境性能を有する施設として、施設の設計・建設及び運営・維持管理業務の計画及び実施においては、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に示されたエネルギー使用の効率に関する基準を積極的に参照することをはじめ、施設のライフサイクル全体での省エネルギー及び省資源化を実現すること。

コ SDGs（持続可能な開発目標）への対応

- ・ SDGs の達成期限である 2030 年の愛知県のあるべき姿（経済・社会・環境の三側面における調和のとれた、活力と持続力を兼ね備えた大都市圏「愛知県 SDGs 未来都市計画」）を先導する施設とすること。

サ 関係行政機関からの要望の対応

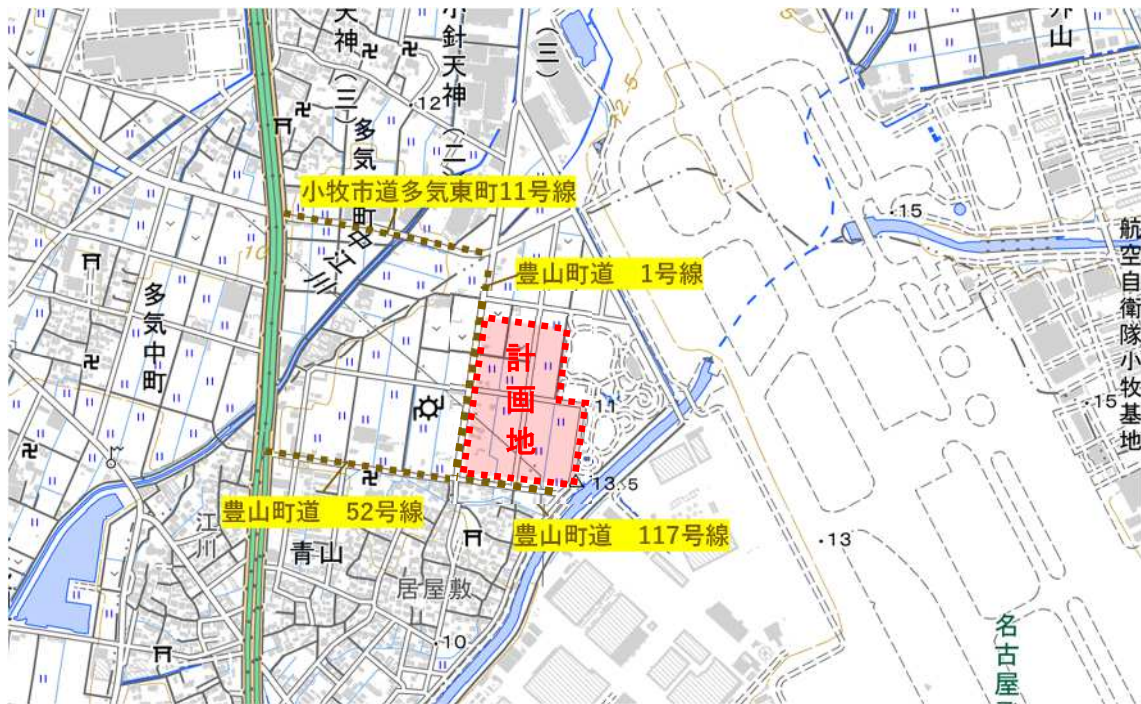
- ・ 事業者は各業務を行うに当たり、関係行政機関からの要請や意見に配慮し、その要望に応えられる施設整備を実現すること。

(2) 業務の前提条件

ア 位置図

- ・ 本事業の位置図を下記に示す。

図表 4-1 本事業の位置図



出典：地理院地図より作成

イ 敷地条件

- ・ 施設整備に当たっての敷地条件等は以下のとおりである。インフラの接続は、各管理者の定める規則に従い、事業者の負担にて整備すること。また、電気、都市ガス、通信については、県と協議の上、事業者にて接続箇所・方法等を決定すること。なお、計画地外の水道のインフラ整備工事は、事業者の設計に基づき県が整備することから、業務分担、施工方法及び接続箇所等について、県と協議のうえ実施すること。

(ア) 計画地の条件

- ・ 計画地は、豊山町青山地区に位置する約 6.1ha の民地及び豊山町有地である。民有地は県が 2022 年度後半から用地交渉を開始し、2025 年度内に全ての土地の契約を締結予定である。敷地については県が造成工事（擁壁工事等を含む）及び完了検査を実施後、2027 年 1 月末に、事業者に引き渡す。県は、計画地引き渡しまでの間、事業者に協力をする。

図表 4-2 計画地の条件

項目	概要
所在地	愛知県西春日井郡豊山町大字青山神明周辺
面積	消防学校敷地面積：約 6.1ha（約 61,400 m ² ）
用途地域	指定なし（市街化調整区域）
容積率/建蔽率	200%/60%
高圧線	整備地区内に中部電力の 77,000 ボルトの送電線が通っている。一般的に労働安全衛生規則等では、作業における電線との最小離隔距離が定められている。
VORTAC	名古屋空港北西部横に国土交通省航空局が管理する名古屋 VORTAC（無線標識設備）がある。VORTAC 周辺に建築物等を建てる場合には、工事や建築物の影響により VORTAC が発する電波の誤差が国際基準の限界値を超えないように計画しなければならない。
空港周辺における建築物等設置の制限	航空機が安全に離着陸するため、隣接する県営名古屋空港周辺の一定の空間を障害物が無い状態にしておく必要がある。このため、制限表面を超える高さの物件（建築物・避雷針・アンテナ・看板・電柱等の恒常物件や、工事用クレーンやドローン・ラジコン等の仮設物件、樹木も含む）を設定することは航空法で禁止されている。
その他	防災拠点北側（小牧市道 多気東町 11 号線、幅員 17.5m（拡幅予定）） 計画地南側（豊山町道 52 号線、幅員 17.5m（拡幅予定）及び町道 117 号線、幅員 12m） 計画地西側（豊山町道 1 号線、幅員 17.5m（拡幅予定）） ※町道 117 号線を除く愛知県が県道として拡幅する小牧市道及び豊山町道は、本事業の整備に合わせ工事を行う。県は供用開始までの間、事業者協力する。

(イ) インフラ条件

- ・ 事業用地周辺のインフラ整備状況は、以下のとおりである。詳細については、守秘義務資料を参照すること。
- ・ 必要となる許可申請等にかかる手続き及び計画地内の整備に関する費用は、事業者負担とする。

図表 4-3 インフラ条件

項目	整備 状況	整備・ 管理	内容・スケジュール等
電気	未整備	事業者	電気引き込みは、計画地周辺において県道整備工事による無電柱化に伴う電線共同溝の整備計画が進められている。引き込みの詳細については、事業者が中部電力パワーグリッド株式会社と協議を行うこと。
都市ガス	未整備	事業者	ガスの引き込みは、計画地周辺において県道整備工事によるガス中圧導管敷設の整備計画が進められている。引き込みの詳細については、事業者が東邦ガス株式会社と協議を行うこと。
通信	未整備	事業者	通信の引き込みは、事業者が通信事業者と協議を行うこと。
上水道	未整備	事業者	上水の引き込みは、上水道の耐震化工事の完了している小牧市からとする。引き込みの詳細については、事業者が小牧市と協議を行うこと。
下水道 (雨水)	未整備	事業者	雨水は、2029 年 4 月の消防学校供用開始時期において、豊山町は計画地周辺において排水区域とする計画がある。接続の詳細については、事業者が豊山町と協議を行うこと。
下水道 (污水)	未整備	事業者	污水は、2029 年 4 月の消防学校供用開始時期において、豊山町は計画地を公共下水道の供用開始区域とする計画がある。接続の詳細については、事業者が豊山町と協議を行うこと。
井水	未整備	提案のある場合は事業者	井水の利用は、事業者が県と協議を行うこと。

(ウ) 計画地及び周辺の現況

- ・ 計画地において、県が造成工事前に大山川の洪水調節池の整備工事を行う。調節池の上部耐荷重は、「活荷重 (T-25)」(土被りは 50 cm以上) にて県が設計を行っており、上部耐荷重を変更する場合は、調節池本体に影響がないことを資料として県に提出すること。詳細は、守秘義務資料を参照のこと。
- ・ 大山川調節池上部利用について河川占用許可を県が申請する。事業者は、県の求めに応じて協力するものとする。
- ・ 事業者は県の求めに応じて埋蔵文化財調査及び不発弾調査に協力するものとする。
- ・ 計画地は、周知の埋蔵文化財包蔵地 (青山神明遺跡。マップあいち内「愛知

県文化財マップ（埋蔵文化財・記念物）」参照）である。県は、事業用地の引き渡しまでに、「愛知県基幹的広域防災拠点の整備について」において示した建築物配置に基づき、埋蔵文化財調査を行う予定である。埋蔵文化財調査の対象範囲は、守秘義務資料参照のこと。なお、文化財保護法第 94 条第 1 項に基づく手続きが必要になる。手続きに当たっては、愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室と協議を行うこととしており、事業者は、これに協力すること。

- ・ 県は、埋蔵文化財調査、造成工事について効率的及び効果的な方法により調査及び工事を行う予定である。事業者は、これに協力すること。
- ・ また、埋蔵文化財調査の対象範囲内において、県は不発弾調査を実施する予定である。調査対象範囲外については、事業者が必要と認める場合は、県と協議のうえ事業者が不発弾調査を行うものとする。なお、不発弾が発見された場合は県の協力を求めることができる。
- ・ 事業者の提案により、調査対象範囲外の敷地で埋蔵文化財調査及び不発弾調査が必要となる場合は、原則、事業者において調査を実施することとするが、特定事業契約締結後速やかに県と協議を行う。調査の要否及び文化財法に基づく手続きに係る協議については、県がこれに協力する。

（３）施設全体に関する事項

ア 配置・動線計画

（ア）消防学校エリアの考え方

a ゾーニング

- ・ 「開かれた消防学校」というコンセプトを踏まえ、建築物・設備の配置計画においてそれらの機能性及び利便性の向上に配慮すること。
- ・ 訓練施設は、一般県民が消防職員等の訓練を教育棟のほか、消防学校周りからも見学できるような配置とし、防災に触れる機会の創出や、消防行政への理解、消防職員等の意識向上に寄与するものとなるよう工夫すること。
- ・ 各諸室等の配置を分かりやすいものとし、機能性、利便性の高い施設とすること。
- ・ 学校管理や教育に必要な諸室、寮生活に必要な諸室、防災啓発・人材育成に必要な諸室はそれぞれゾーニングし、出入口やトイレ等を別々に完結させること。
- ・ 消防学校の建築物配置については、原則として県が 2021 年 11 月 17 日に公表した「愛知県基幹的広域防災拠点の整備について」（リンク：https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/368871_1574450_misc.pdf）において示した建築物配置を踏襲する。なお、提案に基づき建築物配置を変更す

る場合は、県と協議を行い県の承認を得ることとする。

b 動線

- ・ 計画地内の動線について、平常運用時、拠点運用時それぞれの観点から以下のとおり整理する。

【平常運用時の動線】

- ・ 計画地内の動線計画は、駐車場や車庫への車両動線、消防職員等、従業員、来場者等の人の動線を把握のうえ、計画地内の動線が分かりやすい計画とし、可能な限り錯綜させないものとする。また、教育訓練の利便性・効率性を十分把握し、それらを考慮した動線計画とする。
- ・ 教育棟来場者が使用する諸室、男子トイレ、女子トイレ及び多目的トイレは動線に配慮して設置する。また、来場者が入校中の学生と極力接触しない動線とする。

【拠点運用時の動線】

- ・ 拠点運用時には、消防学校エリアは、防災拠点の中核機能、消防の各部隊のベースキャンプ、ならびに SCU の活動拠点として活用し、防災公園（西側）エリアは広域物資輸送拠点として活用する。
- ・ 消防及び SCU の各部隊は、防災公園（西側）エリアで活動する物資輸送車との混線を避けるため、国道 41 号青山江川交差点から豊山町道 52 号、豊山町道 1 号線を通り消防学校エリア西面に進入する計画とする。
- ・ 計画地内の動線計画は、消防学校管理用通路を通行する車両動線とすること。
- ・ 部隊退出については消防学校エリア南面から退出し国道 41 号青山江川交差点へ行くルートとする。SCU については、空港と連携するため防災公園エリア（東側）の北側から退出を行う。
- ・ 各部隊の進入退出動線は、エリア内での部隊の錯綜を防ぐため一筆書きの動線計画とすること。

(イ) 園路及び消防学校管理用通路における計画の考え方

- ・ 事業者は、防災拠点全体の配置・動線計画を踏まえ、第 2 期・防災公園事業との接続・連携について留意すること。

a 配置

【主園路】※第 2 期・防災公園事業において整備（参考）

- ・ 災害対応車両、物資輸送車など重車両が通行する園路を「主園路」とし、公園内を横断するように配置する。
- ・ 平常運用時には、歩行者利用が中心である。

【副園路】※第２期・防災公園事業において整備（参考）

- ・ 駐車場から施設へのアクセスや東西区画の往来など歩行者利用が中心で、主園路を補足するように「副園路」を配置する。

【消防学校管理用通路】

- ・ 消防学校エリア内の消防学校外周に、災害対応車両、物資輸送車など重車両が通行する通路として「消防学校管理用通路」を配置する。
- ・ なお、「消防学校管理用通路」の建設業務は本事業の対象内とする。
- ・ 「主園路」及び「副園路」は別途整備する防災公園の建設業務の対象とするため、事業者は「消防学校管理用通路」との配置等の調整についても考慮すること。

図表 4-4 園路及び消防学校管理用通路の計画（参考）



図表 4-5 自衛隊の進入退出ルート（参考）



図表 4-6 警察の進入退出ルート（参考）



図表 4-7 消防の進入退出ルート（参考）



図表 4-8 TEC-FORCE の進入退出ルート（参考）



図表 4-9 SCU の進入退出ルート (参考)



図表 4-10 広域物資拠点の進入退出ルート（参考）



b 幅員

【消防学校管理用通路】

- ・ 大型車が対面ですれ違うことが可能な、7 m（3.5m対面）以上の通路幅員を確保すること。

c 舗装仕様

【消防学校管理用通路】

- ・ 拠点運用時に大型車両（災害対応車両、物資輸送車など）が日最大 900 台走行可能な舗装構成を採用すること。
- ・ 計画地内の雨水浸透・流出抑制、園路での水溜り防止などを考慮して、透水性舗装を採用することができる。
- ・ 設計時においては、CBR 試験を実施して、必要な舗装構成を設定すること。

(ウ) 空港アクセスへの対応

- ・ SCU による広域医療搬送車両（救急車）や空輸による物資搬送車両（自衛隊車両）が他機関の車両と混線しないよう考慮した動線とし、拠点－空港間を迅速に通過し得る経路とするため、防災公園エリア（東側）の北側から退出を行うことから、消防学校エリアと防災公園エリアの接続部分について配慮すること。

イ 仕上げ計画

- ・ 建築物内外の仕上げについては、周辺の建築・自然環境との調和を積極的に図るとともに、耐久性があり、施設運用開始後の維持管理においても、保全・清掃が容易な施設とすること。
- ・ 仕上げ材の選択においては、各諸室の用途及び使用頻度、並びに各部位の特性を把握した上で、最適な組合せを選ぶこと。また、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等、人体に害を及ぼす恐れのある化学物質の削減や、改修時・解体時における環境汚染防止を実施すること。
- ・ 救助訓練棟、複合訓練施設については、愛知県消防学校の改修を検討した際の基本設計図書に仕上げ材が記載されており、参考とすることができる。
- ・ 上記以外の施設については、事業者が提案すること。

ウ 設備・備品

- ・ 各諸室に設置する設備・備品等については、事業者が提案し、調達すること。
- ・ 県が調達する什器・備品については守秘義務資料にて示す。

エ 緑地・植栽計画

(ア) 緑地計画の考え方

- ・ 本事業において、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和 48 年 3 月 30 日条例第三号）に基づく大規模行為の届出（変更）を尾張県民事務所環境保全課に提出する必要があるため、県に協力すること。
- ・ 消防学校エリア、防災公園・神明公園エリアを対象とし、愛知県自然環境保全地域の許可、届出等及び「大規模な宅地の造成等の規制に関する事務取扱要領第 54」での緑地に関する基準は、上記対象範囲の 30%以上を確保するものとされている。本制度の詳細については、「大規模行為届出の手引（愛知県 令和 4 年 4 月）」を参照すること。なお、上記の緑地は、1.5m 幅以上の植栽（樹木又は芝生）でエリアを囲むことにより、囲われた面積（屋内運動施設の建築物や、多目的広場などの有料施設等の面積を除く。）を緑地面積として含むことができる。

(イ) 植栽計画の考え方

- ・ 消防学校は県内の防災活動拠点の後方支援を担う拠点の中核機能となる施設であり、拠点運用時には消防のベースキャンプ等として活用し、様々な活動が想定されていることから、植栽配置が拠点運用時の活動動線に干渉しないように計画すること。

(ウ) 配置

- ・ 計画地中央については、拠点運用時の活動動線と干渉するため、計画地境界の縁辺部や施設際に配置すること。

オ その他

(ア) 愛知県産材の利用について

- ・ 愛知県産材の利用に積極的に努めること。なお、木材については、原則、県産木材を使用することとするが、やむを得ず使用できない場合は、県と協議すること。

(イ) VORTAC に関する事項

- ・ 計画地に隣接する現名古屋 VORTAC は、既存周辺施設により既に「1.6°」程度の誤差が生じているため、本事業により整備する施設によって生じる誤差は、残り「1.4°」程度以内に収めなければならない。なお、県が示す守秘義務資料は、国土交通省大阪航空局が電波障害シミュレーションを行い、誤差の限界値「3°」以内に収まっていることを確認している。

- ・ 基本設計完了時までには国土交通省大阪航空局にて電波障害シミュレーションを実施できるよう業務を進めること。電波障害シミュレーションを行った結果、誤差の限界値「3°」を超えることが確認された場合、国土交通省大阪航空局より設計、計画の修正を求められる可能性がある。その場合の費用負担は、事業者にて負担するものとする。ただし、県が策定した防災拠点の基本計画を踏襲した場合には県と協議の上、協力を求めることができる。事業者の発案による更なる合理化を図るため合築等も認める。その場合、提案時における電波障害シミュレーションは求めない。
- ・ 工事期間中や工事完了後、VORTAC への影響がないか国土交通省大阪航空局が、航空検査を実施する予定である。その際、事業者は航空検査に協力すること。
- ・ 設計・建設業務、運営・維持管理期間中に無線機器等を使用する場合には、名古屋空港の無線局へ妨害を生じさせないよう「技術基準適合マーク」の表示がある無線機等を使用すること。また、設計・建設業務、運営・維持管理期間中の工程表、作業体制表等、国土交通省大阪航空局が必要とする書類を提出すること。
- ・ 国土交通省大阪航空局との協議については、県も協力する。事業者は、県の指摘も踏まえ協議に必要な書類を作成すること。

(ウ) ユニバーサルデザインに関する視点

- ・ 案内サインについては、各施設の位置関係が分かるよう、文字の大きさ、デザイン、色調、ピクトグラムを活用などユニバーサルデザインへの配慮とともに耐久性にも配慮し、計画地の適切な場所に配置すること。
- ・ 玄関は車椅子が通ることができるバリアフリー構造とし、雨に濡れても滑らない材質を使用し、冬季間の凍結防止対策を施すこと。
- ・ 転倒、転落、ガラスへの衝突等の事故防止に係る適切な措置を講ずること。また、通行に支障を及ぼす突出物を設けないよう配慮するとともに、各所コーナーの出隅部分には面取りやコーナーガードを設ける等の安全措置を講ずること。さらに、上階から物が落下する恐れがある箇所については、屋根若しくは庇を設け、通行者の安全を確保すること。
- ・ 施設内には、原則として床に段差を設けないこと。ただし、寮室にハイベッド（ベッド下に机・収納等）を設置する場合は認めるものとする（プライバシーを確保できる場合は県と協議の上、認めた場合に限り2段ベッドも認める。）。
- ・ 各室等入口には、室名サインやピクトグラムを設けること。男女別に設ける室等は、男女別も明示すること。

- ・ 建具の可動部分は、無理な姿勢をとったり、強い力を加えたりすることなく、安全かつ容易に操作可能とすること。
- ・ 建具は、緊急時に容易に操作でき、かつ通常時に誤作動による事故が発生しない措置を講ずること。
- ・ あおり止め付き戸当たりを設けること。設けられない場合には開き止めを設置するものとする。
- ・ 引き戸は軽量化に努め、騒音発生及び振動伝播の少ない構造等とすること。
- ・ 工事完了時には、室内空气中化学物質の濃度調査を行うこと。その結果、室内空气中化学物質が厚生労働省の示す濃度指針値を超えた場合は、可能な対策をとるものとする。

(エ) 経済性への配慮に関する視点

- ・ 建築物の躯体や仕上げ材、設備等の更新周期の異なるものについて、更新作業を効率的に行うことができるものとする。
- ・ 消防学校特有の施設の使用方法を理解のうえ、使用材料の耐久性を高める等、長寿命の性能確保に努めライフサイクルコストの縮減に寄与するものとする。
- ・ 訓練施設については、特に排水、換気及び防カビ機能に配慮すること。
- ・ 設備シャフトの位置・大きさ等保全性に優れた計画とすること。
- ・ 床は掃除しやすく、滑りにくい床仕上げとすること。
- ・ コンセント、スイッチ等建築設備の位置は家具・調度品を考慮し、使用上支障のない位置に設けるものとする。

(オ) 地役権に関する事項

- ・ 事業用地の一部には、高圧送電線が通っており、地役権の設定されている範囲があるため中部電力パワーグリッド株式会社に建築規制等を確認すること。

(カ) 人にやさしいまちづくりの推進に関する条例関係

- ・ 本事業では「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」での「特定施設の整備に関し最小限の措置を定めた基準（「整備基準」）」が適用されるが、さらに望ましい基準である「人にやさしい街づくり望ましい整備指針」については、施設の利用実態に応じて必要な措置等を選択する際の参考とすること。
- ・ 人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づき、ユニバーサルデザインに関して、設計初期の段階で意見聴取会を開催する等、高齢者、障がい者、

子育てに関わる団体等からの意見を集約し、誰もが使いやすい施設となるように取り組むこと。

(キ) トイレ計画

- ・ 消防学校において必要なトイレ、手洗いを適切に配置すること。
- ・ 洋式便器及び温水洗浄便座を基本とすること。
- ・ 各施設において男・女・多目的トイレの設置を適切に行うこと。
- ・ 多様な利用者に配慮すること。
- ・ 平常運用時・拠点運用時に大人数が使用するため、感染症対策に配慮すること。
- ・ 消防学校の屋外訓練場など屋外訓練に際し、複合訓練施設のトイレを外部からも使用可能にすること。
- ・ 緊急時に多目的トイレからの通報監視を行うため、トイレ呼出表示設備を設置すること。
- ・ 個室トイレ内には、荷物をかけることができるフックを設置すること。
- ・ 施錠可能な建具は、原則、緊急時等に救助を行う際に外部から開けることができるようにすること。
- ・ 拠点運用時のトイレ利用の方法について留意すること。

(ク) 感染症対策

- ・ 新型インフルエンザ・コロナウイルス感染症等への対策を適切に施すこと。

(ケ) サイン計画

サイン計画の基本的な考え方を以下に示す。

- ・ 「案内サイン」は、目的地の位置と現在地から目的地までの動線を確認するものであり、施設配置、現在位置を示すこと。
- ・ 「誘導サイン」は、各施設までの動線案内を補うものであり、施設名と方向を示すこと。
- ・ 「記名サイン」は、目的となる施設名を示すものであり、各施設のエントランスや壁面等で施設名称を示すものである。
- ・ サイン形式、表記内容、色彩は周辺環境を確認したうえで、景観に配慮したものを選定すること。

(コ) 駐車場計画

駐車場の基本的な考え方を以下に示す。

- ・ 消防学校の利用者用として、管理・教育棟の近場に 50 台、宿泊棟の近場に

175 台、教育棟の近場に 50 台以上を確保すること。

- ・ 教育棟の近場の駐車場に、県の所有する地震体験車 1 台を駐車できるスペースを確保すること。
- ・ 地震体験車の駐車スペースは、雨天時にも地震体験車を稼働できるよう屋根付きとすること。
- ・ 平常運用時・拠点運用時を問わず、大型車両やバスの利用が想定されるため、大型車両にも対応できるよう計画すること。
- ・ 拠点運用時には、駐車場をベースキャンプとして活用するため、駐車柵に車止め（タイヤ止め）を設置しない、防災公園の園路と駐車場の段差を小さくするなど、車両が往来しやすいものとする。
- ・ 駐車場の夜間防犯対策について配慮すること。

(サ) 公園と消防学校との境界

- ・ 公園利用者が意図せず消防学校に侵入することを防ぐため、消防学校と公園の境界を明確に区分すること。
- ・ 区分の手法は提案によるが、公園の景観、公園との一体性及び公園利用者の消防学校への視認性に配慮すること。
- ・ 拠点運用時には、消防学校と公園間の車両通行が可能となるよう、車両通行可能箇所を複数設置すること。
- ・ 教育棟来場者エリアと消防職員等訓練エリアの区分について、教育棟来場者が容易に分かるようにすること。

(シ) 消防学校と道路との境界

- ・ 道路と消防学校の境界を明確に区分すること。

(4) 施設の機能及び性能に関する事項

ア 共通事項

(ア) 施設・諸室の考え方

- ・ 各施設の要求水準を以下に示す。本書で示した各施設・諸室のほかにも、利用者の利便を考慮した事業者から各施設・諸室の設置を提案することも可能とする。県は、事業者のノウハウや創意を生かした提案を期待する。

(イ) 施設・諸室の建築的条件

- ・ 事業者は、守秘義務資料に示す情報を参考に、事業者が提案した本事業実施の基本方針、利用者の利便性を踏まえて、各機能の利用者や利用パターン等を適切に設定したうえで、各施設・諸室の建築的条件を合理的に設定し、そ

れに基づいた施設整備を行うこと。

(ウ) 施設の基本性能

a 耐震性能

- ・ 大規模激甚災害（南海トラフ地震やスーパー伊勢湾台風など）においても基幹的広域防災拠点としての機能が十分発揮できるよう考慮することとし、耐震性能に関しては、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、施設ごとに下記以上とする。

図表 4-11 耐震性能

施設名	構造体	非構造部材	設備
管理・教育棟	I 類	A 類	甲類
宿泊棟	I 類	A 類	甲類
教育棟	I 類	A 類	甲類
車庫	III類	B 類	乙類
複合訓練施設	III類	B 類	乙類
救助訓練棟(大屋根含む)	II 類	B 類	乙類
街区消火訓練場	—	B 類	乙類
水難救助訓練場	III類	B 類	甲類
震災訓練場	—	B 類	乙類
土砂災害訓練場	—	B 類	乙類
屋外訓練場	—	B 類	乙類

- ・ 国土交通省の「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドラインに関連する既往指針等の概要」において記載のある大地震動に対して軽微な被害にとどまり、施設の主要な機能の確保や収容物の保全が可能な構造とすること。
- ・ 管理・教育棟は、十分な変形能を有する免震構造とする。

b 構造種別等

- ・ 構造種別は、事業者の提案によるものとする。
- ・ (ウ) a に示す施設については積雪時においても利用できること。

c 下部構造

- ・ 下部構造については、耐震安全性を確保し、基礎構造の損傷や鉛直方向の耐力低下により、上部構造の機能確保に有害な影響を与えないものとする

- ・ 建築物の基礎は、建築物の構造・規模・周辺の状況などを考慮のうえ、不同沈下などの障害を生じさせることなく安全に支持すること。

d 長期耐用性能の確保

- ・ 「官庁施設の基本的性能基準及び基本的性能に関する技術基準」に基づくものとし、耐久性に関しては、構造体について可能な限り 65 年間大規模な修繕を行わずに使用するものとする。
- ・ 長期的な耐久性はもとより、行政ニーズ、社会情勢の変化、情報通信機器の導入等に伴う建築空間の利用状況の変化等に対応すること。このため、事務室内の間仕切りの移動、設備機器・配管等の機能の劣化、更新等の様々な状況の変化・進展に対して柔軟に対応できるよう施設全体にわたり、集約的な改修・改善が容易なものとする。
- ・ 特に配管スペースについては、配管の周囲を改修することなく、配管の点検、更新を行うことができるようにすること。

e 環境負荷低減への寄与

- ・ 燃料電池や太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入することで、環境に配慮した計画を目指すものとする。
- ・ 環境負荷低減を目指し、温室効果ガスの削減など環境に配慮した施設計画とする。
- ・ 採用する設備については、省エネ機器を積極的に採用するなどの対策を実施する。
- ・ 空調エリアの設定など、効率的な空調及び空調負荷削減を図り、消費エネルギーの合理化を目指すものとする。
- ・ 壁の構造等に配慮し、室内に発生する表面結露及び内部結露を抑制する。
- ・ 人体の安全性、快適性に配慮した建設資材を採用するものとする。
- ・ 換気扇を設ける部屋には適切に給気スリーブ等を設けるなど、気密性に配慮すること。
- ・ 再生可能エネルギーの導入などによる地球温暖化対策をはじめとした環境負荷の低減やエネルギー利用の抑制等により、脱炭素社会の実現にも積極的に貢献可能な、高い環境性能を有し、環境負荷の少ない施設を整備するために、消防学校の整備に当たり、管理・教育棟、宿泊棟、教育棟については建築物環境配慮制度（CASBEE あいち）における A ランク以上を取得すること。

f 良好な景観形成と環境維持への対応

- ・ 施設の形態、色彩、素材等はオープンスペースや緑と調和させ、良好な景観が形成されるようにしつつ、隣接する空港や周辺景観などの地域特性を踏まえ、ここに長年立地する公共建築にふさわしいものとする。
- ・ 施設運用開始後の維持管理においても、保全・清掃が容易な施設とすること。

g 防犯性への対応

- ・ 利用者の安全を確保し、財産及び情報を守るため、侵入防止等の十分なセキュリティ対策を行う。
- ・ 消防学校を利用する人、物を保護するため、施設の運営・維持管理方法と整合した防犯対策を行い、外部からの人、物の侵入を制御するできる体制とすること。

h 地域との連携

- ・ 地域に開かれた防災拠点とするため、防災公園エリアや豊山町エリアを訪れた人が、気軽に消防学校も利用や見学をできるよう、配置や動線又は回遊性に配慮すること。

イ 消防学校の平常運用時に求められる機能

- ・ 消防組織法第 51 条に基づき、消防職員等を対象とした消防教育及び実践的な訓練を実施するため、複雑・多様化する火災・災害に対応した訓練が可能な施設とすること。
- ・ 消防学校とは独立分離した機能として、県が主導して県民、自主防災組織、企業等を対象に、防災・減災の普及・啓発及び防災・減災活動を実践する人材の育成業務を実施する場として、教育棟を設置する。
- ・ 各種訓練施設等は、消防職員等の消防教育及び県内消防本部の消防部隊等の教養訓練で使用しない場合に限り、県が実施する防災啓発・人材育成事業で県民等へ開放することを想定しているため、その目的にも活用可能なものとする。
- ・ 各教室及び教育棟は、多種多様なカリキュラムを行うことのできる機能的な空間とすること。
- ・ 近接する空港の航空機による騒音対策として、事務室、教室、宿泊棟、会議室等の壁、窓等の防音対策を行うこと。

ウ 消防学校の拠点運用時に求められる機能

- ・ 拠点本部機能：管理・教育棟
- ・ 拠点活動要員の休息・宿泊機能：宿泊棟
- ・ 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）機能：教育棟
- ・ 緊急消防援助隊ベースキャンプ機能：屋外訓練場

エ 各施設において求められる機能及び性能

（ア）管理・教育棟

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 平常運用時は、消防学校初任科用講義室として、350 人収容可能な大教室や専科用講義・シミュレーション訓練で用いる中教室、小教室を配置すること。
- ・ 消火器や消防車のポンプ構造カットモデル等を展示できるスペースを確保すること。
- ・ 全ての部屋（湯沸室以外）を施錠可能とすること。
- ・ 管理・教育棟と宿泊棟の間は、雨に濡れず移動可能とすること。
- ・ 国旗等掲揚ポール（3 本）を設置すること。具体的な場所は提案による。
- ・ 消防職員等の消防教育及び県内消防本部の消防部隊等の教養訓練で使用しない場合に限り、県は各教室を県民等へ開放することを想定している。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 拠点指揮運用本部、救助部隊の調整等の基幹的広域防災拠点機能を担うものとし、拠点運用時における後方支援拠点本部機能として、拠点指揮運用本部、各救出・救助部隊の現地連絡調整等の諸室として活用する。
- ・ 具体的には、大教室を「災害オペレーションルーム」、中教室を「自衛隊スペース」、「消防スペース」及び「警察スペース」、小教室を「TEC-FORCE スペース」として使用する（図表 4-12 参照）。
- ・ 「愛知県災害対策実施要綱」に基づき、愛知県自治センターに設置される愛知県災害情報センター室が万が一機能しなかった場合の代替施設としても想定し（図表 4-12 参照）、拠点運用時の各教室・会議室レイアウト変更を踏まえて机・椅子などの什器は移動しやすくすること。また、地震動などの揺れに対応可能なものとし、多数の電話や電源を接続しやすくするため OA フロアとするとともに、拠点運用時に使用するホワイトボード、複合機、パソコン及び電話機などの資機材を保管するスペースを確保すること。
- ・ 自治センター代替機能として災害情報センター室、災害対策本部室、公共機関等連絡員スペース、自衛隊・消防・警察等スペースとして機能させるた

め約 1,660 m²程度確保するとともに、守秘義務資料に示す同等の設備機能を有するよう整備すること。

- ・ 拠点運用に従事する職員及び防災関係機関の合計約 500 名が活動及び日常生活を最低 7 日間行うことができる電源を確保すること。
- ・ 自衛隊や DMAT 等が、衛星通信設備の空中線（アンテナ）を設置することを考慮し、管理・教育棟の外部（建物周囲の平場や屋上）で電源が使用可能とすることに加え、空中線からのケーブルを建物内部に配線できるようスリーブ等を設置すること。
- ・ 防災拠点の中核施設となる管理・教育棟、宿泊棟、教育棟及び第 2 期・防災公園事業として整備する屋内運動施設間で通信ネットワークを整備し、災害により電力が途絶しても自家発電システムと同期し映像・音声等により情報共有が可能な施設とすること（屋内運動施設については、拡張性に配慮すること）。なお、県が整備する次世代高度情報通信ネットワーク、行政情報通信ネットワーク及び名古屋市が整備する市ネットワークのために、県が整備するための設備（空配管や電源等）を確保しておくこと。

<参考：大規模災害発生時、災害情報センター室で県が実施する主な事務（愛知県災害対策本部としての活動）>

- ・ 災害応急対策の基本方針の立案及び実施に係る総合的な調整
- ・ 国、他都道府県など関係機関への応援要請及び連絡調整
- ・ 自衛隊への災害派遣要請に関する自衛隊、関係市町村及び関係機関等との連絡調整
- ・ 各局、公共機関、市町村の被害情報の収集、整理、分析及び報告
- ・ 報道機関及び県民に提供する災害に関する情報の発信

図表 4-12<参考：管理・教育棟の拠点運用時/平常運用時対応案>

消防学校	基幹的広域防災拠点機能	自治センター代替機能
大教室（約 350 人使用）	災害オペレーションルーム	災害情報センター室
中教室（約 100 人使用）	自衛隊スペース	自衛隊スペース
中教室（約 100 人使用）	消防スペース	消防スペース
中教室（約 100 人使用）	警察スペース	警察スペース
小教室（約 40 人使用）	TEC-FORCE スペース	国・県連絡員スペース
小教室×2（約 80 人使用）		公共機関連絡員詰所
小教室×2（約 80 人使用）		
会議室（約 100 人使用）		災害対策本部室

※消防学校を自治センター（災害情報センター室）の代替として使用しない場合も、原則管理・教育棟の全ての部屋は拠点運用時で使用するを見込むこと。

c 諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項

管理・教育棟	
大教室	
平常運用時	・ 350 人が講義を受けることができる大教室 1 室を設置すること。
拠点運用時	・ 災害オペレーションルームとして利用可能な性能とすること。 ・ 自治センター代替機能として、災害情報センター室を設置可能な性能とすること。
中教室	
平常運用時	・ 100 人が講義を受けることができる中教室 3 室を設置すること。
拠点運用時	・ 救出・救助部隊（警察、消防、自衛隊スペース）の受入れ施設として活用可能な性能とすること。
小教室	
平常運用時	・ 50 人が講義を受けることができる小教室 5 室を設置すること。
拠点運用時	・ TEC-FORCE スペース、国・県連絡員スペース（約 40 人使用）として利用可能な性能とすること。 ・ 自治センター代替機能として、公共機関連絡員詰所（2 教室、約 80 人使用）、（約 40 人使用）を設置可能な性能とすること。
会議室	
平常運用時	・ 100 人を収容可能な会議室を確保すること。
拠点運用時	・ 自治センター代替機能として、災害対策本部室を設置可能な性能とすること。
校長室	
平常運用時	・ 1 人が利用可能な性能とすること。
拠点運用時	・ 拠点運用を支援可能な性能とすること。 ・ 拠点運用時においても平常運用時と変わらずに利用可能な性能とすること。
教職員室	
平常運用時	・ 約 50 人が利用可能な性能とすること。
拠点運用時	・ 拠点運用を支援可能な性能とすること。 ・ 拠点運用時においても平常運用時と変わらずに利用可能な性能とすること。
湯沸室	
平常運用時	・ 給湯設備を利用可能な性能とすること。
拠点運用時	・ 拠点運用を支援可能な性能とすること。 ・ 拠点運用時においても平常運用時と変わらずに利用可能な性能とすること。
教職員更衣室	
平常運用時	・ 約 50 人（男子 40 人、女子 10 人）が利用可能な性能とすること。 ・ 男女別個室シャワー室及び洗濯乾燥室を教職員更衣室に併設すること。
拠点運用時	・ 拠点運用を支援可能な性能とすること。 ・ 拠点運用時においても平常運用時と変わらずに利用可能な性能とすること。

管理・教育棟	
	とすること。
講師控室	
平常運用時	・ 4 人用応接セットを設置可能な規模で 3 室用意し、隣接していること。
拠点運用時	・ 拠点運用を支援可能な性能とすること。 ・ 拠点運用時においても平常運用時と変わらずに利用可能な性能とすること。
倉庫	
平常運用時	・ 効率的な収納が可能な構造とすること。
拠点運用時	・ 拠点運用を支援可能な性能とすること。 ・ 拠点運用時においても平常運用時と変わらずに利用可能な性能とすること。

(イ) 宿泊棟

a 平常運用時の機能及び性能に関する事項

- ・ 管理・教育棟との一体的な運用に配慮すること。
- ・ 平常運用時は消防学校の全寮制の宿泊施設として機能し、350 人以上を受け入れ可能とすること。
- ・ 宿泊機能は、消防特有の高い規律と厳格さを保持した全寮制の施設とすることを踏まえ、男女別に明確にゾーニングするとともに、男女各学生の増減に合わせてゾーニングをずらすことができるよう、男子用エリアと女子用エリアとを区別する間仕切りを、男子用エリア側、女子用エリア側双方に移動可能な構造とすること。
- ・ 食堂は、スムーズな食事の提供が可能となるよう、学生の出入り及び移動の円滑性を確保すること。
- ・ 寮室、トイレ、洗面・洗濯・乾燥室、浴室・脱衣室、談話室等について、男女別の動線とすること。なお、男子談話室については、学生が男女共同の訓練チームのミーティングスペースとして使用することを想定し、男女共用で使用するため、動線等に配慮すること。
- ・ トイレは洋式便器及び温水洗浄便座を基本とする。
- ・ 女性トイレ（多目的トイレを含む）に鍵付き小物入れ（計 35 名分）を設けること。
- ・ 多様な利用者に配慮した個室シャワー室及び更衣室を設置すること。
- ・ 全ての部屋（湯沸室以外）を施錠可能とすること。
- ・ 管理・教育棟と宿泊棟間は、雨に濡れず移動可能とすること。
- ・ 任意事業（独立採算事業）として食堂の一般利用を提案する場合、学生と一般利用者との動線を区別し、セキュリティを確保すること。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 拠点内で活動する県本部機能職員や DMAT 本部機能職員をはじめとした拠点活動要員の宿泊者想定人数 339 人（図表 4-13 参照）をカバーした 350 人以上の休息・宿泊施設とすること。
- ・ 宿泊棟で最低限必要な電源を確保すること。
- ・ 宿泊棟に近接した場所に拠点運用時に泥等で汚れた資機材、装備品等の手入れ可能な水場を設置すること。泥などが排水を阻害しないように配慮すること。

図表 4-13 ＜参考：拠点運用時の宿泊想定人数＞

拠点要員	交代制	活動要員数 (人)	寮棟使用人数		根拠
			発災～7日目	発災8日目以降	
県本部機能職員	2交代	40	20	20	防災安全局要員（物資PT以外の要員を対象）
DMAT本部機能職員	3交代	20	7	7	保健医療局要員
災害救助用備蓄物資対応要員	3交代	142	48	0	東大手庁舎と同規模の要員を確保
広域物資拠点活動要員	3交代	600	200	100	広域物資拠点5か所分の要員を配置
緊急物資PT	2交代	40	20	10	物資PTの要員を配置
初動対応要員	3交代	70	24	0	消防学校学生の2割を帰宅困難者と想定
国・他県被災応援本部要員	2交代	40	20	20	国×5人、対口支援県3県×5人 緊援隊応援県4県×5人
合計		952	339	157	

c 諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項

宿泊棟	
寮室	
平常運用時	・ 350 名が宿泊可能であること。1 室の定員を 5 名とし、70 室（34 m²程度/室）以上設置すること。なお、1 室の定員が 6 名となった場合に対応できること。 ・ 窓に網戸を設置すること。 ・ 就寝や自習等の際にはプライバシーを確保可能な構造とすること。 ・ 1 室 5 名の部屋として、パーティションによるプライバシーの確保、5 名によるミーティングスペースを確保し、合理的で無駄のないスペースの使い方を計画すること。なお、1 室の定員が 6 名となった場合に対応できること。 ・ 個人の収納スペースは施錠可能にすること。 ・ 乾燥室が使用できない場合に、寮室でも部屋干しをする可能性があるため、留意すること。 ・ 内 10% は女子用とすること。 ・ 各個人用の机、椅子、洋服等の収納スペースを効率的に設置可能な構造にすること。なお、収納スペースは、施錠できること。

宿泊棟	
拠点運用時	・拠点運用時においても平常運用時と変わらずに利用可能であること。
個室	
平常運用時	・通常は罹患者隔離用として用いる個室（定員 1 名）を 10 室以上設置すること。なお、個室を寮室として利用できるよう間仕切りの変更を容易に可能とすること。 ・窓に網戸を設置すること。 ・個室 2.5m×4m（10 m²程度、トイレなし、ビジネスホテル程度）とし、複数名でも使用できるようカーテン等でプライバシーを確保するとともに、換気設備を設けること。 ・女子と男子の動線が完全に分かれていること。 ・内 2 室は女子用とすること。
拠点運用時	・拠点運用時においても平常運用時と変わらずに利用可能であること。
食堂・厨房	
平常運用時	・400 名（学生 350 名＋職員等 50 名）が、交代ではなく全員が一斉に食事を摂ることができるよう、400 人分の食堂、厨房施設及び配膳スペースを確保すること。 ・学生の心身の健全な発達と食生活の改善に寄与するため、常に「安全」かつ「安心」な給食を提供可能な施設とすること。 ・食材の安全性を確保するため、衛生管理が行き届き食中毒等を防ぐことができる施設とするとともに「大量調理施設衛生管理マニュアル」等関連する衛生基準を参考にし、HACCP の概念に基づいた施設とすること。 ・学生と職員等の利用に際して、動線等をパーティション等により区切ることが可能とすること。
拠点運用時	・拠点運用時においても食事の提供が可能であること。
男子談話室	
平常運用時	・男子談話室は、寮室のある階ごとに 1 室以上設置することとし、テーブル及び椅子のほか、書棚を設置可能な構造とすること。 ・談話室は、テレビが視聴できる環境及びキッチンスペースを備えることとし、男子談話室のキッチンスペースには、大型冷蔵庫 2 台及び食器棚 1 台を設置可能な規模・構造とすること。 ・男子談話室に近接した場所に、飲料の自動販売機 1 台を設置可能なスペースを確保すること。 ・電子レンジを設置可能な規模・構造とすること。 ・男子談話室に近接した場所にアイロン掛けが可能なスペース、作業台、コンセント等を確保すること。
拠点運用時	・拠点運用時においても休憩空間として利用すること。
女子談話室	
平常運用時	・女子談話室は、寮室のある階に 1 室設置することとし、テーブル及び椅子のほか、書棚を設置可能な構造とすること。

宿泊棟	
	・談話室は、テレビが視聴できる環境及びキッチンスペースを備えることとし、女子談話室のキッチンスペースには大型冷蔵庫 1 台及び食器棚 1 台を設置可能な規模・構造とすること。 ・電子レンジを設置可能な規模・構造とすること。 ・女子談話室に近接した場所にアイロン掛けが可能なスペース、作業台、コンセント等を確保すること。
拠点運用時	・拠点運用時においても休憩空間として利用すること。
洗面室	
平常運用時	・男子用、女子用ともに、洗面・歯磨き等を行うことができる規模の流し台、蛇口、鏡、コンセントを設置すること。 ・洗面数は利用人数に基づき適切に検討し、機能的なスペースとすること。なお、各階の平面の中心に近い配置とすること。 ・蛇口は給湯設備と接続し、温水の使用を可能とすること。 ・感染症対策に配慮すること。
拠点運用時	・拠点運用時においても同様の用途での利用が可能であること。ただし、水や電気等のインフラが使用不可能となった場合には、一部の機能及び性能が損なわれることを許容する。
男子洗濯室	
平常運用時	・洗濯機及び乾燥機の台数を利用人数に基づき適切に検討し、機能的なスペースとすること。 ・学生が訓練で使用する活動服、ジャージ、T シャツを洗濯する場合、自由時間内に洗濯ができるよう配慮することとし、洗濯機を交代で使用する想定も可とする。
拠点運用時	・拠点運用時においても利用を想定すること。ただし、水や電気等のインフラが使用不可能となった場合には、一部の機能及び性能が損なわれることを許容する。
女子洗濯室	
平常運用時	・洗濯機及び乾燥機の台数を利用人数に基づき適切に検討し、機能的なスペースとすること。 ・学生は、訓練で使用する活動服、ジャージ、T シャツを洗濯する場合、自由時間内に洗濯ができるよう配慮することとし、洗濯機を交代で使用する想定も可とする。
拠点運用時	・拠点運用時においても利用を想定すること。ただし、水や電気等のインフラが使用不可能となった場合には、一部の機能及び性能が損なわれることを許容する。
男子乾燥室	
平常運用時	・空調等による乾燥室とすること。 ・宿泊棟における最大利用人数が、一日の活動服、ジャージ、T シャツ等を夜洗濯し、翌日の夕方までに乾燥可能な能力を有するものとする。
拠点運用時	・拠点運用時においても利用を想定すること。ただし、水や電気等のインフラが使用不可能となった場合には、一部の機能及び性能

宿泊棟	
	が損なわれることを許容する。
女子乾燥室	
平常運用時	・空調等による乾燥室とすること。 ・宿泊棟における最大利用人数が、一日の活動服、ジャージ、Tシャツ等を夜洗濯し、翌日の夕方までに乾燥可能な能力を有するものとする。
拠点運用時	・拠点運用時においても利用を想定すること。ただし、水や電気等のインフラが使用不可能となった場合には、一部の機能及び性能が損なわれることを許容する。
当直室	
平常運用時	・寮生活では、学生自らが寮内の生活秩序を守るため、その際の居室として、緊急時等の校内放送設備を設置した当直室を設置すること。 ・当直室には、寮生活の管理指導を行う舎監用の当直機能を兼ね備えること。 ・出入者の監視がしやすい位置に配置すること。
拠点運用時	・拠点運用時において寮室機能の支援をすること。
男子浴室	
平常運用時	・20分間1サイクルの計9サイクルでの利用とし、35人（315人/9=35人）の同時使用が可能な性能とすること。 ・2基の浴槽を設置すること（浴槽1基当たり10人以上が入浴可能で、シャワーは同時に15人以上、浴室1回の利用人数は35人以上が同時に利用可能な性能とすること。）。
拠点運用時	・拠点運用時においても利用を想定すること。ただし、水や電気等のインフラが使用不可能となった場合には、一部の機能及び性能が損なわれることを許容する。
男子更衣室	
平常運用時	・20分間1サイクルの計9サイクルでの使用を想定すること。 ・35人の同時使用が可能な性能とすること。 ・洗面・歯磨き等を行うことができる規模の流し台、蛇口、鏡、コンセントを設置すること。 ・洗面数は利用人数に基づき適切に検討し、機能的なスペースとすること。 ・感染症対策に配慮すること。
拠点運用時	・拠点運用時においても利用を想定すること。
女子浴室	
平常運用時	・30分間1サイクルの計6サイクルでの利用とし、8人以上の同時使用が可能な性能とすること。 ・1基の浴槽を設置すること（浴槽1基当たり4人以上が入浴可能で、シャワーは同時に4人、浴室1回の利用人数は8人が同時に利用可能な性能とすること。）。
拠点運用時	・拠点運用時においても利用を想定すること。ただし、水や電気等

宿泊棟	
	のインフラが使用不可能となった場合には、一部の機能及び性能が損なわれることを許容する。
女子更衣室	
平常運用時	・ 30 分間 1 サイクルの計 6 サイクルでの使用を想定すること。 ・ 8 人の同時利用が可能な性能とすること。 ・ 洗面・歯磨き等を行うことができる規模の流し台、蛇口、鏡、コンセントを設置すること。 ・ 洗面数は利用人数に基づき適切に検討し、機能的なスペースとすること。 ・ 感染症対策に配慮すること。
拠点運用時	・ 拠点運用時においても利用を想定すること。
個室シャワー室及び更衣室	
平常運用時	・ 浴室とは別に、隔離罹病者、その他配慮が必要な消防職員等が利用可能な個室のシャワー室及び脱衣所を、男子使用部に 1 つ、女子使用部に 1 つ設置すること。
拠点運用時	・ 拠点運用時においても利用を想定すること。ただし、水や電気等のインフラが使用不可能となった場合には、一部の機能及び性能が損なわれることを許容する。
トレーニングルーム	
平常運用時	・ 消防職員等がトレーニング可能な設備を設けること。 ・ 床の材質は、トレーニング時に滑りにくいものとする。ウェイトを配置する場合は、そのスペースはウェイトを落としても傷がつきにくくするためゴムマットなどを設置すること。
拠点運用時	・ 拠点運用時の利用を想定しない。
図書室	
平常運用時	・ 学生の学習に必要な本・教材などを置くことを想定している。
拠点運用時	・ 拠点運用時の利用を想定しない。
備蓄倉庫	
平常運用時	・ 効率的に搬出入が可能であること。
拠点運用時	・ 県が 882 名分以上の食料を備蓄することが可能な広さを確保すること。（本部要員職員約 600 名（7 日分）及び支援物資活動要員 140 名（7 日分）及び 142 名（3 日分））
廊下	
平常運用時	・ 廊下の幅員は、荷物運搬用台車が双方向ですれ違うことが可能な性能とすること。
拠点運用時	・ 拠点運用時においても利用を想定すること。
室外機置場	
平常運用時	・ 室外機を設置すること。
拠点運用時	・ 拠点運用時においても利用を想定すること。

(ウ) 教育棟

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 平常運用時は県が、防災・減災の普及・啓発及び人材育成を実施する場として、一般開放する。
- ・ 図 4-14 の例示を踏まえ、防災・減災の普及・啓発及び人材育成のための展示物を設置すること。
- ・ 近場で 50 台の駐車場を確保すること。なお、そのうちの 1 台分を、県が保有する地震体験車の駐車スペースとして確保すること。
- ・ 研修・訓練スペース及び防災学習・多目的スペースを設置すること。
- ・ 県が、県民、自主防災組織、企業等向けに防災啓発・人材育成プログラムを実施可能なものとする。
- ・ 1 階は、拠点運用時に広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）として運用するため、活動スペースが確保できるよう、コンテンツ及び設備等は移動可能なものとする等の工夫を行うこと（利用者の安全利用にも配慮すること）。
- ・ 部屋に設備・備品を置く場合は、大規模地震の振動による転倒事故等が起らないよう対策を施すこと。
- ・ 部屋に設備・備品を据え付ける場合は、災害時に設備・備品が災害対策活動の支障とならないよう、取り外し又は移動が可能であること。
- ・ フロアは、タイルカーペット等の滑らかな材質を採用し、体験設備、パネル及び展示物等を効果的に配置することができる規模・構造とする。
- ・ 災害対策活動の支障とならないよう、SCU 資機材倉庫、資機材倉庫と別に、平常運用時に使用する啓発に係る来場者用のパンフレット等の設備・備品の収納スペースを確保すること。
- ・ 全ての部屋を施錠可能とすること。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）及び DMAT 詰所等を設置可能とすること。
- ・ 教育棟 1 階は SCU として運用するため、拠点運用時モードに遅滞なく移行し、200 床分のスペース（860 m²程度、4.3 m²/名）を確保すること。また、ストレッチャーでの患者搬送等を想定し、スムーズな動線確保に配慮したレイアウトとすること。
- ・ 2 階は SCU 指揮所や DMAT 打合せ室等で使用可能なようにすること。
- ・ 拠点運用時モードに遅滞なく移行するため、教育棟 1 階に SCU 資機材倉庫（SCU 専用倉庫）を 200 m²程度常設すること。
- ・ DMAT 等が持ち込む衛星通信設備の空中線（アンテナ）を設置するため、

活動場所から外部（屋上等）までの電源を確保することに加え、空中線からのケーブルを建物内部に配線できるようスリーブ等を設置すること。
DMAT 隊集結拠点を兼ねることから、教育棟付近の駐車スペースを DMAT 隊車両スペースとして確保すること。

- ・ 医療機器を使用するため、最低 7 日間の電源を確保すること（消防学校に設置する自家発電機から供給する。）。
- ・ 教育棟内で、DMAT 打合せ・医師休憩室・DMAT 等宿泊スペースを 74 名分以上確保すること。

<参考>

- ・ DMAT 参集人数は、1 チーム 5 人とし、最大 40 チームが参集することを想定。最大 200 人。1 チームの編成は、医師 1 名、看護師 3 名、ロジ要員 1 名。
- ・ DMAT 隊は陸路及び空路で拠点到参集後、県内災害拠点病院に移動する班と SCU で活動する班とに分かれる。

c 諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項

教育棟	
防災・減災の普及・啓発及び人材育成スペース	
平常運用時	・ 展示物等により、防災・減災の普及・啓発及び人材育成を行う空間を設けること。 ・ 図表 4-14 の例示を踏まえ、防災・減災の普及・啓発及び人材育成のための展示物を設置すること。 ・ 多種多様な展示物等を柔軟にレイアウト可能な空間とすること。 ・ 天井の高さは多様な展示物等を想定し計画すること。 ・ 展示物等は、新たな災害の発生により展示内容が陳腐化していく可能性があるため、最新の災害教訓に対応した防災情報等に随時対応できるよう、デジタル技術の活用等を通じて、内容の更新が容易に可能な仕様とし、機器更新にかかる費用を含め費用負担は事業者とする。なお、展示物の大規模な更新が必要になった場合には、県が費用負担の上、別途発注する想定である。 ・ 床面に配線、配管ピットを設けて、展示内容の変更やメンテナンスを考慮した各種ユーティリティを供給すること。 ・ ネット接続環境を用意すること。
拠点運用時	・ SCU スペースとして利用可能であること。
SCU 資機材倉庫	
平常運用時	・ 効率的な収納が可能であること。
拠点運用時	・ 拠点運用時モードに遅滞なく移行するため、教育棟 1 階には SCU 専用倉庫を常設すること。
研修・訓練スペース	
平常運用時	・ 250 名の利用を想定すること。

教育棟	
	・県が、県民・自主防災組織・企業向け防災研修、HUG、DIG 等の図上訓練、企業・NPO・ボランティア団体主催の社員研修、訓練を行うことを想定している。 ・音響・マイク・スクリーン設備、プロジェクター装置、ネット環境を用意すること。 ・オンラインでの研修に対応可能であること。 ・天井高を高め設定すること。
拠点運用時	・教育棟内で、DMAT 打合せ・医師休憩室・DMAT 等宿泊スペースを 74 名分以上確保すること。
防災学習・多目的スペース	
平常運用時	・150 名の利用を想定すること。 ・県による最新の防災情報の提供や、小学生の自由研究、防災人災交流を行う場であり、防災啓発・人材育成ツール・教材を活用し、企業によるオープンイノベーションの場や防災ビジネス、イベントの打合せとして利用することを想定している。 ・可動式デジタルサイネージ、ネット環境、フリースペースを用意すること。
拠点運用時	・教育棟内で、DMAT 打合せ・医師休憩室・DMAT 等宿泊スペースを 74 名分以上確保すること。
事務室	
平常運用時	・常駐する県の総務、防災啓発及び拠点運用時の指揮等を担う職員の執務室として機能すること。 ・県が整備する次世代高度情報通信ネットワーク、愛知県行政情報通信ネットワーク及び名古屋市が整備する市ネットワークのために、県及び市が整備するための設備（空配管や電源等）を確保しておくこと。 ・事務作業が可能なスペースを設けること。 ・事業者が事務作業に必要なスペースを設けてもよい。
拠点運用時	・教育棟内で、DMAT 打合せ・医師休憩室・DMAT 等宿泊スペースを 74 名分以上確保すること。
講師控室	
平常運用時	・4 人用応接セットを設置可能な規模とする。
拠点運用時	・教育棟内で、DMAT 打合せ・医師休憩室・DMAT 等宿泊スペースを 74 名分以上確保すること。
資機材倉庫	
平常運用時	・効率的な収納が可能であること。
拠点運用時	・教育棟内で、DMAT 打合せ・医師休憩室・DMAT 等宿泊スペースを 74 名分以上確保すること。

図表 4-14 消防学校教育棟における防災啓発・人材育成のコンテンツ（想定）

コンテンツ（内容・目的）			想定面積・最大 想定利用 人数	イメージ	仕様
1F （防災・減災の普及・啓発及び人材育成スペース）	災害リスク	・地震、津波、洪水、土砂災害等、地域の災害リスクと自らが暮らす社会（まち）を学び、災害の備えに対する意識を醸成	1,090 m ² 150 名		・床面のマップ(愛知県全体)にハザード情報(地震、津波、洪水、土砂災害等)を投影(プロジェクションマッピング)するとともに、自らが暮らす社会(まち)を意識させ、来場者参加型の災害リスク教育が実施できる構成 ・プロジェクターシステム一式 ・可動式デジタルサイネージ 50 型
	映像の上映	・過去の災害を音と映像で体感するとともに、自助・共助・公助を、映像を通して学習する（災害には大規模火災を含む）			・対象者(小・中学生、高校生・大学生、県民、自主防災組織、企業、自治体職員、要配慮者)ごとの映像(7 種類、15 分、5 か国語対応) ・スクリーンは壁面 ・50 席(椅子は固定しない)
	防災サイエンス	・模型実験を通して、災害の発生メカニズムを楽しく学ぶ ・火災の仕組みを学ぶ			・可動式の模型装置(地震、津波、洪水、土砂災害、液状化)5 種類 ・火災の仕組みを学べる構成(物質の燃焼、素材と燃えやすさ、天候・気象条件と火災など) ・可動式デジタルサイネージ 50 型

コンテンツ（内容・目的）			想定面積・最大 想定利用 人数	イメージ	仕様
	避難判断・避難行動トレーニング	・時間、場所、災害に応じて、災害発生時に命を守る行動、避難のタイミング、避難の行動を学ぶ(災害には火災を含む)			・時間、場所、災害に応じた避難行動、避難のタイミングをシミュレーションしながら学習できる構成 ・クイズや避難の動きを取れ入れるなど、ゲーム性を持たせ、楽しみながら学べる構成 ・可動式デジタルサイネージ 50 型 ・パーティション ・ネット接続環境
2 F	研修・訓練スペース	・県民・自主防災組織、企業等向け防災研修、HUG、DIG、クロスロードゲーム等の図上訓練 ・企業主催の社員研修、訓練 ・NPO・ボランティア団体主催の研修、訓練	500 m ² 250 名	 	・音響・マイク・スクリーン設備、プロジェクター装置 ・パーティションで分割可(3分割) ・ホワイトボード ・250 席(机あり、可動式) ・ネット接続環境

コンテンツ（内容・目的）		想定面積・最大 想定利用 人数	イメージ	仕様
	防災学習・多目的 スペース	300 m ² 150 名		・可動式デジタルサイネージ 50 型 ・タブレット端末 ・150 席(円卓あり、可動式) ・フリースペース ・パーティション ・ネット接続環境
				

【留意事項】

- ・ コンテンツや関係する資機材・備品等は提案によるが、設計段階から県による監修を受けることを前提とすること。
- ・ 容易に内容を更新できる仕様が望ましい。
- ・ 県は、上記のコンテンツ以外に、防災啓発・人材育成に必要な資機材や備品（家具固定研修（実技）、屋根へのブルーシート張り訓練、家屋保全研修等に必要な資機材・備品等）を別途用意する。

（エ）車庫

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 各種訓練で使用する消防車両を格納する車庫及び車両用資機材倉庫を設置すること。なお、車庫前には洗淨設備を整備すること。
- ・ 訓練車両を格納する車庫部分の床面は、大型車両等を格納しても床のひび割れを生じさせない耐荷重を持たせること。
- ・ 大型車の収容には、最低でも奥行 13m、高さ 4m が必要である。
- ・ 今後の車両数増への対応のため、最大 30 台駐車可能とすること。
- ・ 車庫内に、400 人分（学生 350 人、教官 50 人）の防火衣（上下）をかけるための機能を設け、開口部及び機械換気が可能であること及び脱臭機能を設けること。なお、教官と学生の防火衣掛けは区別できるような形とすること。

- ・ 平面駐車とし、縦列駐車も可能とする。
- ・ 車庫の前面には奥行 2 m 以上の軒又は庇を設置すること。
- ・ 現行の名古屋市消防学校では、車庫庇を用い、主に三連はしごやロープを使用した昇降訓練を行っている。同様の訓練を実施できるよう、以下の条件を車庫の軒又は庇、若しくは複合訓練棟、救助訓練棟等の他訓練施設において確保すること。
 - 車庫の軒又は庇（奥行 2 m 以上、地上からの高さ 3 m 程度とすること。）若しくは他訓練施設において同時に最大 100 名の消防職員等が安全に昇降訓練を実施できる構造とすること。
 - 訓練施設に上記機能を確保する場合において、軒又は庇に訓練施設内部からはしご等を使用することなく容易に到達できる構造とすること。（扉等により訓練施設内部から庇等に入出りができる等）
 - 軒又は庇には強度補強のための柱を設置しない構造とすること。ただし、訓練施設に上記機能を確保する場合には、この限りでない。
 - 訓練時にロープを結びつけるため、上記機能を確保する軒又は庇の適切な位置、高さに直径 15cm 程度の金属製の丸環を複数個所設置すること。
- ・ この施設は、次の車両を格納可能とすること。※寸法は mm（L×W×H）
 - ポンプ車・タンク車：9 輛（6,720×2,300×2,770）
 - 救助資機材搭載ポンプ車：2 輛（6,720×2,300×2,850）
 - はしご車：2 輛（10,700×2,490×3,350）
 - 救助工作車：1 輛（7,520×2,300×3,100）
 - 救急車：2 輛（5,620×1,890×2,490）
 - 化学車：1 輛（7,050×2,370×2,850）
 - 燃料補給車：1 輛（4,680×1,750×2,210）
 - 指揮車：1 輛（5,120×1,710×2,460）
 - 貨物車：3 輛（5,200×1,690×2,890）
 - バス：1 輛（8,100×2,400×3,100）
- ・ タイヤ交換、オイル交換に必要な整備用リフトを設置すること。
- ・ 訓練車両を整備するための以下のコンプレッサーを設置すること。
 - 吐出し空気量は 390ℓ/min 以上とし、同時 2 か所を利用可能とすること。
 - コンプレッサーホースリールを 2 か所以上設置し、1 台のコンプレッサーホースリールではしご車（10,700×2,490×3,350）の整備を可能とすること。
- ・ 車庫に散水栓 1 か所以上及び消火栓 1 か所を設置すること。なお、散水栓

については、洗車や清掃等で使用するため、円滑な利用ができるよう適切に配置すること。散水栓は 65 ミリホース連結可能なものとしタンク車に容易に補水できる水压を有するものとする。圧力は 0.1MPa 以上とする。

- ・ 消防用車両が駐車した状態で洗浄した資機材（ブルーシート等）を干すことがようにすること。
- ・ 電動シャッターをつけること。（停電時に手動で容易に開放できること。）

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 拠点運用時にも車両の進入・退出がスムーズであること。

(オ) 複合訓練施設

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 複合訓練施設は、高層建築物での火災・事故を想定した消火や救出訓練を行うための施設として、梯子登はん訓練、降下訓練、はしご車の進入・消火・避難誘導訓練を安全に実施可能な構造とする。
- ・ はしご車の進入・消火・避難誘導訓練を安全に実施可能とするよう建物周囲は消防車両の乗入に耐えることができること。
- ・ 複合訓練施設の建物周囲に模擬電柱を設置し、柱上救出訓練が実施できるようにする。また、電柱間にロープ等で模擬架線を自在に設定できるようにし、3 連はしごを使用した救出訓練（柱上救助）、電柱に車両が追突した交通救助訓練、はしご車等による救助訓練時の活動障害（架線障害）を模した訓練が安全に実施可能な構造とする。
- ・ 管理エリア（トイレ、廊下、倉庫を含む。）と訓練エリアを分けること。
- ・ 見学者が安全に訓練を見学可能な構造・設備を整えること。
- ・ 検索訓練を実施する室には、室内を暗室とした状態での訓練を実施可能とすること。
- ・ 学校では、訓練で使用したホースを洗浄し、一度に 100 本以上乾燥させることを想定しているため、ホースを乾燥させるための電動ホースタワーを設置し、近くに散水栓及び消火栓を設置すること。また、一部を電動ホースタワーではなくホースを干す場所を設けることで対応することも可とする。
- ・ ホースタワー前にホースを 20 本同時に洗浄できるスペースを確保し、洗浄水は効率的に排水可能とする。
- ・ 複合訓練施設 1 F のトイレは複合訓練施設を施錠する際にも使用可能とし、屋外トイレとして使用可能なようにすること。
- ・ 消防職員等の消防教育及び県内消防本部の消防部隊等の教養訓練で使用しない場合に限り、県が県民等へ開放することを想定しているため、安全対

策を施すこと。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ トイレについては、屋外訓練場をベースキャンプとする消防の部隊の使用を想定し、複合訓練施設を施錠する際にも使用可能とし、屋外トイレとして使用可能なようにすること。

c 諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項

複合訓練施設	
ボイラー室 地下1階	
平常運用時	・ ボイラー等を使用したスチームを各訓練室（訓練室1, 7, 8, 9, 11, 12）に提供し、温度 50℃、湿度 60%程度（火災現場において、火勢が強く消火で使った水が蒸気となり居室に充満している状態）を作る。
拠点運用時	・ 拠点運用時の使用は想定しない。
訓練室1 地下街災害訓練 地下1階	
平常運用時	・ 以下の地下街訓練を実施可能とすること。 ➤ 地下通路の側面にテナントを模した空間を設け次の事象に対応可能な技術・知識を身につける。 ・ 停電による暗室検索 ・ 火災活動における加温加湿 ・ 模擬消防用設備※（模擬スプリンクラー設備）を設置すること。
拠点運用時	・ 拠点運用時の使用は想定しない。
ドライエリア 地下1階	
平常運用時	・ ドライエリアを設置し、地上階から地下へ落下した要救助者を救出するための技術・知識を身に付ける訓練を実施可能とすること。
拠点運用時	・ 拠点運用時の使用は想定しない。
廊下 地下1階	
平常運用時	・ 管理エリアに設けること ・ 模擬消防用設備※（屋内消火栓設備）を設置すること。
拠点運用時	・ 拠点運用時の使用は想定しない。
便所 1階	
平常運用時	・ 管理エリアに設けること
拠点運用時	・ 屋外訓練場をベースキャンプとする消防の部隊の使用を想定し、複合訓練施設を施錠する際にも使用可能とし、屋外トイレとして使用可能なようにすること。
燃焼実験室 1階	
平常運用時	・ 模擬家屋等を燃やすことにより屋内で火災調査や火災判定の訓練を実施可能とすること。 ・ 訓練では、模擬家屋を室内に設置し、燃焼・消火する訓練を、年2回程度（1回当たり30分程度）実施することを想定している。

複合訓練施設	
	・訓練では、クラス A 消火薬剤を使用し（クラス B 消火薬剤は使用しない。）、筒先 2 線の同時放水による最大 1 m³/分の放水を想定しているので、十分な排水能力を確保すること。 ・事務所、共同住宅の天井高は 3 階建て相当とすること。また、段差のない屋外へ通じる開口部を 1 か所以上設けること。 ・燃焼実験室上部に、室内で生じた煙を無害化して排煙する設備を設置すること。 ・排煙除去能力は 4 回/1 h を確保すること。 ・模擬家屋には、木材の他、一般的な家電製品や衣類什器を設置して燃焼することを想定しているため、産業廃棄物を燃やした際の污水处理ができる排水処理設備を設けること。
拠点運用時	・拠点運用時の使用は想定しない。
実火災訓練室 1 階	
平常運用時	・実火災における輻射熱、濃煙熱気への対処及び活動姿勢等の習得のための訓練を実施可能とすること。 ・火災の性状や実際の火を用いた消火を学ぶことができること。 ・訓練では、パレットや木材の廃材等の可燃物を用い、高気密における熱環境下（天井 700℃程度、活動域上部 300℃、下部 60℃）を再現し、火災性状等（フラッシュオーバー、煙の中性帯等）を観察するとともに、多量な放水や区域外からの放水による中性帯や熱成層の破壊といった戦術外放水の危険性を目視で確認することを想定しているため、実施可能なようにすること（訓練は 1 回当たり 1 時間程度）。多数のものが出入りする（緊急時は退出を容易にする。）進入開口部は大きく開放し、煙を開口部から排出しないように防火カーテンを使用すること。 ・燃焼した木材等のくずや燃えカスが発生するため、排水及び除去作業を容易にできる構造とすること。 ・基本的に訓練室内で観察を行うが、小窓等を設け、室外からも安全に観察できるようにすること。 ・実火災訓練室上部に、室内で生じた煙を無害化して排煙する設備を設置すること。 ・排煙除去能力は 4 回/1 h を確保すること。消火訓練で使用した水は、貯留かつ無害化した後、放流すること。（共通事項）
拠点運用時	・拠点運用時の使用は想定しない。
ボンベ充填室 1 階	
平常運用時	・30MPa まで調整できる高圧コンプレッサーにより効率的にボンベの充填及び保管が出来るようにすること。 ・1 時間で 30 本程度の空気ボンベを充填できる設備とすること（例：5 L ボンベ 30MPa） ・空気呼吸用及び潜水用ボンベに充填することができる充填バルブを設けること。14.7、19.6、29.4MPa の 3 種類の充填を可能とすること。

複合訓練施設	
	・車両を横付けでき、ポンベの積み下ろしが容易に可能なようにすること。
拠点運用時	・救助資機材に使用する空気ポンベの充填を想定する。
実火災訓練監視室 1 階	
平常運用時	・過酷な環境となる実火災訓練室をはじめ、各階の濃煙熱気検索室及び高温加湿検索室の温度等をモニターし、学生などの安全を確保すると共に、各訓練室に無線カメラを任意の場所に配置し、録画することにより、訓練効果を向上させること。 ・冷暖房を完備した救護室機能を設置すること。 ・教官控室及び教官打ち合わせ室としての利用も想定すること。 ・模擬消防設備※（自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備及び非常警報設備）を設置すること。
拠点運用時	・拠点運用時の使用は想定しない。
訓練室 2 (迷路①) 2 階	
平常運用時	・室内を迷路室（間仕切りレイアウト）とすることにより以下の訓練を実施可能とすること。 ➤ 屋外共有通路想定のご共同住宅（3 部屋並列）における検索及び消火戦術訓練 ➤ 商用施設テナントにおける大空間での検索訓練 ・スモークマシン等を使用し、濃煙及び消火活動前の居室の状況を作り、保護装備の完全着装の重要性や消火戦術の習得訓練を実施可能とすること。 ・訓練では、可動間仕切り壁にて様々な間取りを設定し、個人保護装備や筒先（特殊管そう含む。）を着装して検索・放水訓練等を行うことを想定している（訓練は1 回当たり 30 分程度）。 ・放水が想定されるため、放水に対応し可能な排水設備と換気扇を設けること。
拠点運用時	・拠点運用時の使用は想定しない。
訓練室 3 (検索室①) 2 階	
平常運用時	・検索実施時に火勢が及んでいない居室として使用するほか、訓練指導(ブリーフィング)を実施可能とすること。
拠点運用時	・拠点運用時の使用は想定しない。
訓練室 4 (縦・横坑①) 2 階	
平常運用時	・縦坑 2 種類及び横坑を設置すること。縦坑は地下横坑点検用縦坑と井戸の 2 種類とし、4 階から 2 階まで続き、これらを用いて訓練することができるものとする。横坑は地下ケーブル洞道や地下坑道における救助訓練を実施できるものとする。 ・4 階から 2 階まで続く縦坑は 2 階からはアクセスできないようにすること。
拠点運用時	・拠点運用時の使用は想定しない。
訓練室 5 (マンション①)、訓練室 6 (マンション②) 3 階	
平常運用時	・マンションにおける救助訓練を実施可能とすること。

複合訓練施設	
	・台所や風呂等の建具は、コンクリート等で取り付け、家具（机、いす、ベッド）等の通常移動するものについては、金属製で備え付けること。 ・訓練では、個人保護装備や筒先（特殊管そう含む。）を着装して検索・放水訓練等を行うことを想定している（訓練は1回当たり30分程度）。 ・放水が想定されるため、放水に対応可能な排水設備と換気扇を設けること。
拠点運用時	・拠点運用時の使用は想定しない。
訓練室 7(縦・横坑②) 3階	
平常運用時	・4階から2階まで続く縦坑2種類（地下横坑点検用縦坑・井戸）を使用し訓練でき、横坑にあっては、地下ケーブル洞道や地下坑道における救助訓練を実施可能とすること。 ・4階から2階まで続く縦坑は3階からもアクセス可能なようにすること。
拠点運用時	・拠点運用時の使用は想定しない。
訓練室 8(縦・横坑③) 4階	
平常運用時	・4階から2階まで続く縦坑2種類（地下横坑点検用縦坑・井戸）を使用し訓練でき、横坑にあっては、地下ケーブル洞道や地下坑道における救助訓練を実施可能とすること。 ・4階から2階まで続く縦坑は4階からもアクセス可能なようにすること。 ・立体的な検索が実施でき、5階までの屋内階段を使用するものとする。
拠点運用時	・拠点運用時の使用は想定しない。
訓練室 9(検索室②)、訓練室 10(検索室③) 4階	
平常運用時	・検索実施時に火勢が及んでいない居室として使用するほか、訓練指導(ブリーフィング)を実施可能とすること。
拠点運用時	・拠点運用時の使用は想定しない。
訓練室 11(迷路②) 5階	
平常運用時	・間仕切り箇所を変更可能なパーテーションを設置することにより、様々な建築構造を再現した環境下での訓練実施を可能とする。 ・立体的な検索が実施でき、4階までの屋内階段を使用するものとする。
拠点運用時	・拠点運用時の使用は想定しない。
訓練室 12(迷路③) 5階	
平常運用時	・間仕切り箇所を変更可能なパーテーションを設置することにより、様々な建築構造を再現した環境下での訓練実施可能とする。
拠点運用時	・拠点運用時の使用は想定しない。
訓練室 13(検索室④) 5階	
平常運用時	・検索実施時に火勢が及んでいない居室として使用するほか、訓練指導(ブリーフィング)を実施可能とすること。

複合訓練施設	
拠点運用時	・拠点運用時の使用は想定しない。
模擬 EV 訓練室 2～5 階	
平常運用時	・緊急停止をした EV からの救出訓練が実施可能であること。 ・2 階から 5 階までの堅坑となっていること。 ・「かご」については、5 階部分（途中停止）、5 階及び 4 階にまたがる（半落）、4 階部分（閉込）に固定すること。 ・模擬 EV を非常用 EV と見立て、乗降ロビー（附室）を設け、屋内階段を特別避難階段と見立て、設置する附室と共有する。 ・模擬 EV に水損が生じないように排水対策に留意すること。
拠点運用時	・拠点運用時の使用は想定しない。
その他	
平常運用時	・バルコニー： 中層階における進入及び消火訓練を実施するため、2 階～5 階にバルコニーを設置する。 ・排水機能、照明、スイッチ、コンセント： 燃焼実験室、実火災訓練室、訓練室 1～13 及び模擬 EV 訓練室では放水訓練を行うため、十分な排水機能を持たせること。訓練では、最大 1 m³/分の放水を想定している。なお、燃焼実験室は、泡消火剤を使用するが、燃焼実験室から漏れ出ないように処理が出来るようにすること。泡消火剤は下水に排水可能な訓練用のクラス A 消火剤の使用を想定しており、クラス B 消火剤は使用しない。また、照明、スイッチ、コンセントは防水性を有した埋め込み式とすること。 ・レールクレーン： 濃煙熱気を発生させる可燃物を上階へ搬入するための、レールクレーンを設置（5 階部分）すること。また、外壁に消火用ホースを吊り上げて乾燥させるための機具を設置すること。なお、機具の操作は 1 階で可能なものとし、電動とすること。 ・屋内消火栓： 連結送水管送水口等を含めた複合型を設置し、各階で訓練に使用可能とすること。 ・屋外階段： 3 階までは進入箇所を 2 か所設け、学生の動線を確保し、効率的な訓練実施を可能とすること。 ・屋内階段： 屋内階段のうち、2 階～5 階は特別避難階段と見立て、附室を設置すること。 ・避難器具： 1 階層分の降下が可能な模擬消防設備※（避難器具）を設置すること。 ・倉庫： 訓練資機材を保管できる倉庫を確保すること。資機材の搬入出入

複合訓練施設	
	がしやすいよう、開口部は大きくとること。 ・屋上： 下層階における基礎的訓練を終了した学生が、要救助者の検索スキルの向上を目的とした訓練を実施することを想定している。 排煙除去装置のメンテナンスを考慮し、床面をグレーチングとすること。 屋上から降下し、活動スペースとして活用可能であると共に、はしご車を用いた訓練では、多数の避難者の救出訓練（地震・津波等）を目的に使用すること。
拠点運用時	・拠点運用時の使用は想定しない。
消防設備教養室 1 2 階	
平常運用時	・模擬消防用設備※(不活性ガス消火設備)を設置すること。
拠点運用時	・拠点運用時の使用は想定しない。
消防設備教養室 2 3 階	
平常運用時	・模擬消防用設備※(自動消火装置)を設置すること。
拠点運用時	・拠点運用時の使用は想定しない。

※模擬消防設備の詳細については、守秘義務資料「複合訓練施設に設置する模擬消防用設備について」のとおり。

(カ) 救助訓練棟（大屋根含む。）（雨天訓練設備）

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 救助活動を行ううえで必要不可欠なロープ渡過、降下訓練、三連はしご架梯などの訓練を実施する。
- ・ 雨天時も晴天時と同様の訓練実施を可能とするため、救助訓練棟全体を覆う大屋根を設置する。
- ・ 外部より上部の訓練が見えるように計画すること。
- ・ 各訓練棟は、全国消防救助技術大会及び東海地区支部消防救助技術指導会の各仕様を満たした各種救助訓練が実施可能な機能を有するとともに、当該各種訓練が実施可能なように配置すること。
- ・ なお、各訓練棟については車両の通行の妨げにならないよう配慮のうえ、屋外訓練場と段差や高低差のない水平な場所に、訓練棟の正面が屋外訓練場側を向くように配置する。
- ・ 2019 年に行った基本設計における救助訓練棟プランを参考にすることができる。
- ・ 消火栓を 1 か所以上設置すること。
- ・ 消防職員等の消防教育及び県内消防本部の消防部隊等の教養訓練で使用しない場合に限り、県が県民等へ開放することを想定しているため、安全対策を施すこと。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 利用を想定しない。

c 諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項

救助訓練棟（大屋根含む。）（雨天訓練設備）	
A 棟	
平常運用時	・ 地上 5 階、7m×5m×17m(W・D・H)程度、鉄骨造
拠点運用時	・ 拠点運用時の使用は想定しない。
B 棟	
平常運用時	・ 地上 3 階、8m×25m×10.5m(W・D・H)程度、鉄骨造
拠点運用時	・ 拠点運用時の使用は想定しない。
C 棟	
平常運用時	・ 地上 3 階、8m×25m×10.5m(W・D・H)程度、鉄骨造
拠点運用時	・ 拠点運用時の使用は想定しない。
大屋根	
平常運用時	・ A・B・C 棟すべて及び訓練スペースを屋根で囲う。 ・ 52m×48m (W・D) 程度
拠点運用時	・ 拠点運用時の使用は想定しない。
その他	
平常運用時	・ 訓練資機材を保管できる倉庫を確保すること。資機材の搬出入がしやすいよう、開口部は大きくとること。 ・ 障害突破訓練用煙道、高塀、倉庫、メンテナンスデッキ、安全ネット、登はん壁、渡河訓練スペース、待機スペース
拠点運用時	・ 拠点運用時の使用は想定しない。

(キ) 街区消火訓練場

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 街区での火災・事故を想定した消火や救出訓練を行うための施設として、可動式模擬家屋 9 棟(種別は以下)を設置することにより、組織的かつ実践的な放水などの消火訓練を実施可能とすること。
 - 2 階建て共同住宅（2 種）（重層長屋を含む）
 - 店舗併用 2 階建て共同住宅（2 種）
 - 平屋建て住宅（2 種）
 - 2 階建て住宅（3 種）
- ・ 屋内外での消防車両による放水訓練にも耐えうる防食性・耐衝撃性を備え、底部に車輪を設ける又は移動式ローラー等をはめ込むなどの方式により、人力又は車両での牽引により容易に移動可能とすること。
- ・ 主な建築物構成は以下のとおり。

- 屋根
- 外壁（サンドイッチパネル又は金属製サイディング）
- 間仕切り壁（耐水合板、サンドイッチパネル、金属製サイディング等）
- 天井（耐水合板、金属製サイディング等）
- 床（耐水合板、金属製縞鋼板等）
- 屋外階段及び屋内階段（金属製）
- 腰高窓（金属製）
- 吐き出し窓（金属製）
- 付随設置施設
- 模擬家屋移動用器具（ジャッキ、移動用キャスター又はローラー等）
- 模擬家屋移動用牽引フック
- 模擬家屋設置場所の養生用敷板（ゴム製又は金属製等）
- 玄関ポーチ（金属製縞鋼板等）
- ・ 防火水槽 1 基及び消火栓を 2 か所以上は設置すること。
- ・ 屋内外での消防車両による放水訓練に耐えることができる防食性・耐衝撃性を備えると県が認める場合は、プレハブを組み合わせることも可能とする。
- ・ 消防職員等の消防教育及び県内消防本部の消防部隊等の教養訓練で使用しない場合に限り、県が県民等へ開放することを想定しているため、安全対策を施すこと。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 利用を想定しない。

(ク) 水難救助訓練場

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 50m×14m プール（6 コース）を設置し、これに 3 つの異なる水深（1.2m（10m×14m）、3m（30m×14m）、5m（10m×14m））の領域を設けること。
- ・ 安全管理のため観察窓、水中スピーカーを設置すること。
- ・ 男女別に、集団で利用する学生用の更衣室を設置するとともに、個室シャワーを設置すること。
- ・ 河川や海岸等を想定した水難救助訓練を実施する。
- ・ 日常の教育訓練はもとより、全国消防救助技術大会及び東海地区支部消防救助指導会の各仕様を満たすこと。
- ・ プールを活用した無圧水利の給水訓練を可能とすること。
- ・ 平常運用時訓練で使用する水を再利用するための放水用水槽（300 kl）を水

深が浅い箇所の下部に設置すること。

- ・ 訓練時以外には人が容易に立ち入りできない計画とすること。
- ・ ポンプ、浄化装置、排水設備、音響設備、梯子を設けること。
- ・ 訓練で使用した潜水服や器材を掛けることで自然乾燥させることができるようにフック等の設備や資器材置場を設けること。
- ・ トイレを設置し、トイレについては、屋外訓練場をベースキャンプとする消防の部隊の使用を想定し、水難救助訓練場を施設する際にも使用可能とし、屋外トイレとしても使用可能なようにすること。
- ・ 消防職員等の消防教育及び県内消防本部の消防部隊等の教養訓練で使用しない場合に限り、県が県民等へ開放することを想定しているため、安全対策を施すこと。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ プール及び放水用水槽の水は、拠点運用時には生活用水として利用可能とすること。

(ケ) 震災訓練場

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 地震により建築物等が倒壊した状況を想定した被災者救出訓練を実施可能な施設とすること。
- ・ 震災訓練場の機能及び規格については、守秘義務資料を参考とすること。ただし、安全上支障がなければ既製品を組み合わせる利用することができる。
- ・ 消防職員等の消防教育及び県内消防本部の消防部隊等の教養訓練で使用しない場合に限り、県が県民等へ開放することを想定しているため、安全対策を施すこと。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 利用を想定しない。

(コ) 土砂災害訓練場

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 土砂災害に対応するための実技訓練を実施可能であること。実施可能な訓練は、トレンチレスキュー実技訓練・土砂災害想定訓練・生き埋め検索訓練等である。

- ・ トンネルを設置し、土砂災害における様々な訓練に対応可能なように計画すること。
- ・ 消火栓を1か所設置すること。
- ・ 消防職員等の消防教育及び県内消防本部の消防部隊等の教養訓練で使用しない場合に限り、県が県民等へ開放することを想定しているため、安全対策を施すこと。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 利用を想定しない。

(サ) 屋外訓練場

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 250mトラック（トラック部分は、カラー舗装も可能とする。）を設ける。各種訓練（消防活動、救急救助、ポンプ操作、訓練礼式、体力強化等）に使用するとともに、平常運用時は県消防操法大会に利用できるよう、最低限必要な146m×78mの空間を確保すること。
- ・ 学生が消防活動訓練、救助活動訓練、礼式訓練、体育を実施可能な大きさとして、2.9haの面積を確保すること。
- ・ 大型自動車（22t以上）がスタックしないように「活荷重（T-25）」にて設計を行うこと。また、大型自動車によってグレーチングやマンホール等が破損しないようにすること。
- ・ 可能な限り、足腰への負担が少なくなるよう安全性に配慮すること。
- ・ 屋外訓練場の舗装には訓練の為に大型車両等が進入しても支障のない耐荷重性を持たせるとともに、頻繁に行う放水訓練（放水量は100t以上を想定する。）に対応可能な排水処理機能を有したアスファルト舗装とすること。なお、訓練においては水以外にクラスA消火薬剤を使用するため、一時的に貯留の上、各法令を順守し、処理すること。
- ・ 付帯設備として、放水訓練に利用する地下貯水槽（防火水槽として給水訓練可能とすること）、消火栓及び消火栓の有圧用ポンプを設置する。なお、地下貯水槽は、周囲から雨水が溜まるような構造とするなど、水道料金を低減させるような方策を盛り込むこと。
- ・ 消火栓の有圧用ポンプは、配管出口において0.5MPa以上の吐出圧力を確保すること。
- ・ 大型消防車両（はしご車、救助工作車等）が、計画地内を支障なく通行できるような動線を確保すること。

- ・ 泥等で汚れた資機材、装備品等を手入れできる水場を西側と東側に 1 か所ずつ設置すること（救助訓練棟、街区消火訓練場、複合訓練施設用と震災訓練場、宿泊棟、土砂災害訓練場用）。
- ・ 消火栓は、屋外訓練場の北側と南側にそれぞれ 1 か所以上、合計 2 か所以上設置すること。
- ・ 訓練施設周辺は、消防車両が訓練で繰り返し使用しても支障とならないよう、耐久性を備えたコンクリート舗装とすること。
- ・ 屋外訓練場を照らす夜間照明設備（100 lx 以上）を設けること。なお、停電時にも利用可能とすること。
- ・ 消防職員等の消防教育及び県内消防本部の消防部隊等の教養訓練で使用しない場合に限り、県が県民等へ開放することを想定しているため、安全対策を施すこと。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 拠点運用時は、トラックを中心とした緊急消防援助隊のスペースとして 2.9ha 以上の平場を確保すること。
- ・ 緊急援助隊の要員（約 1,600 人）、大型車両（約 400 台）の一時集結場所及びベースキャンプ機能を果たすこと。

(シ) 自家給油施設

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 平常運用時は消防学校用自家給油施設として利用するものとする。
- ・ 消防学校車両用として、軽油：20,000ℓ の燃料を確保できるタンクを用意すること。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 拠点運用時の災害応急車両が現場で直ちに救助活動を実施するため、後方支援機能として給油施設（タンク容量として、軽油：20,000ℓ）を利用可能であること。
- ・ 救出救助部隊の想定必要燃料（軽油約 98kl、レギュラー約 22kl）を、消防学校と県内中核 SS とで分配する。このうち消防学校では、想定必要燃料の 1/5 となる軽油約 20,000ℓ が備蓄可能であること。
- ・ 災害時の移動式給油所等の活用が可能な施設配置とすること。
- ・ 整備にあっては、大山川洪水調節池の運用に支障をきたさないこと。

(5) 設備の性能に関する事項

ア 共通事項

- ・ 設備諸室は、運転管理保守点検修繕などが安全でかつ円滑に行うことができるような位置や面積とすること。
- ・ 諸設備の選定に際して、各要求水準で求めている配慮事項や検討事項を満足するための最適選択にいたる詳細な比較検討書を作成すること。
- ・ 外部から空調室外機、受変電設備等機器が見えにくいように配慮すること。
- ・ 各施設などの管理区分ごとに電気、ガス、通信料等の使用量が計測可能なようにすること。
- ・ 今後整備が見込まれる豊山町の賑わい施設・避難所（アリーナ）等との連携が可能なよう、拡張性を考慮すること。
- ・ ライフラインの途絶に備え、系統の二重化など十分な対策を施すことが望ましい。
- ・ 各法令に準拠した適切な設備を設けること。

イ 訓練設備

- ・ 訓練設備（濃煙熱気設備及び訓練用避難器具（緩降器、上下操作式折りたたみ吊り下げはしご等））については、事業者の責任で常時使用可能な状態を保つよう維持管理を行うものとする。
- ・ 複合訓練施設や各訓練棟の訓練機能各所に設ける手摺については、訓練に耐える堅牢なものとすること。
- ・ 特に各所に設けるロープ設定用フックや支柱は、原則引っ張り強度 5t 以上とすること。ただし、一部については 3t でも差し支えない。また、手摺については直接ロープの支点とはしないため、引っ張り強度 5t 以上を要求するものではないが、設定したロープの荷重がかかることが想定されるため、十分な強度を確保すること。
- ・ 消防学校における教育訓練には、高所におけるロープブリッジ渡過等の危険を伴うものが含まれることを認識し、訓練施設、設備等の計画に当たって学生の安全性確保に十分に配慮すること。
- ・ 災害時や訓練で使用する各種資機材を収納するための倉庫を設けること。
- ・ 水損が危惧される各室については、水損による漏電等に配慮した電灯コンセント設備とすること。
- ・ 施設周囲に、水槽付きポンプ自動車、救助工作車等の大型車両を乗り入れて訓練を行うため、大型車両の乗入りに耐えることができるような耐荷重を有する構造とし、消防車の旋回のスペースを確保すること。
- ・ 消防職員等の学校教育で使用するため、管理・教育棟のエレベーターに非常用

エレベーターの取扱い訓練が実施可能なようにすること。かご内には非常用エレベーター運転キースイッチと避難階のエレベーターホールに非常用エレベーター呼戻釦を設けること。また、運転は非常用エレベーター取扱いのシミュレーション訓練を行うため、一次、二次消防運転が可能な回路を設けること。

- ・ 非常用エレベーターの乗降ロビー（附室）に消防法施行令第 28 条に基づく排煙設備、第 29 条に基づく連結送水管、第 29 条の 2 に基づく非常コンセント設備を設けること。なお、排煙設備については機械式排煙設備とし、排煙機の性能については、消防法施行規則第 30 条第 1 項第 6 号イに定める消火活動拠点に必要なものとする。
- ・ 訓練設備に対して付加機能を事業者が提案した場合、県と協議のうえ、設置を認める。

ウ 電気設備

項目	要求水準
共通事項	・ 施設の適合性、保守管理の容易性、拠点運用時の対応等を総合的に判断し、機器選定を行い、安定した電力供給システムを構築すること。 ・ 環境への対応と省エネルギー性を考慮したシステムとすること。 ・ 受変電設備や発電機その他機能継続を確保するうえで浸水を防ぐことが必要な設備機器は、浸水リスクが少ない場所へ配置すること。
受変電設備	・ 負荷系統に適した変圧器構成とすること。 ・ 消防法、火災予防条例及び所轄消防署の指導に従って設置すること。 ・ 高調波対策及び保守停電時のバックアップ送電を行うこと。 ・ 使用機器は、オイルレスタイプとすること。 ・ 防災拠点の性質から、2 回線受電方式以上の安全性を確保する必要があるため、2 回線受電方式とすること。 ・ 地中埋設にて、配管を行うものとする。
電力幹線設備	・ 拠点運用時を考慮し、消防学校エリアの幹線系統を明確化し、維持管理を容易に行うことができるようにすること。
停電対策	・ 防災拠点は停電時においても施設の継続利用は必須であり、消防学校及び防災公園内の屋内運動施設への電力供給が必要である。設計時にバックアップが必要な系統を整理した後、必要なバックアップ電力供給量を設定すること。 ・ 建築基準法上の非常照明用及び受変電設備等の監視制御用とし

項目	要求水準
	て蓄電池設備を設置すること。 中央監視設備、情報通信設備の主要機器に対しては瞬断対策用として無停電電源装置を設置すること。
自家発電設備	- 大規模災害時のライフライン（電気）途絶に備え、自家発電設備を設置すること。 - 防災拠点で求められる機能を果たすため、管理・教育棟、教育棟及び防災公園内に別途整備する屋内運動施設において 1 週間活動可能な発電能力を確保すること。なお、県は基本計画に基づき、必要な電力負荷を 1,600kVA と想定している。それ以外の施設に対する給電は 3 日間の供給能力を確保すること。 - 屋内運動施設への供給は、第 2 期・防災公園事業において接続できるように計画地境界まで幹線を整備すること。 - 軽油及び都市ガスで稼働可能なガスタービンで発電すること。 - 自家発電設備は、災害時に自動始動が可能な設備とすること。
その他発電・給電設備	- 消防学校にソーラーパネルを設置する。必要定格容量は、事業者が供給電力に基づき算定し、県との協議のうえ決定する。 - ソーラーパネルの供給電力については、平常運用時の想定消費電力から試算すること。設置場所については供給電力量を定めたいうえで検討すること。 - 自家発電設備以外のライフライン（電気）途絶対策として、7 日で電気が復旧しない場合でも、防災拠点の最低限の運用が可能となるようにすることが望ましい。電力確保の手法は事業者の提案に委ねる。 - 搬出入、メンテナンススペースを考慮した電気室とすること。また、引込ルート、負荷の集中、浸水の危険性等を考慮し、最適な位置に計画すること。
動力設備	各空調機、ポンプ類等動力機器の制御盤、配管配線等を適切に設置すること。
コンセント設備	コンセントは各室の用途に適した形式・容量を確保し、それぞれ適切な位置に配置すること。
照明器具設備	- 照明器具は、装飾的照明と機能的照明に区分し、各室の用途と適性を考慮して、それぞれ適切な機器選定を行うこと。 - 照明は、省エネに配慮した計画とすること。 - JIS 照度基準に基づき適切な照度を確保すること。 - 照明器具は、使用場所を考慮した光源を採用し、容易に交換が可能な位置等に計画すること。 - 消防学校と神明公園エリアの境界部には県が大山川洪水調節池を整備する予定である。地下貯留槽が整備され、上部の土被りが最小で 35cm になる箇所がある。可能な限り照明の配置を避け、

項目	要求水準
	配置する場合は基礎を浅くするなど地下貯留槽への影響がないことを証明すること。
情報通信設備	・来場者に対して、催物情報、施設利用情報等を提供する案内情報設備を教育棟に設置すること。 ・主要諸室（大教室、中教室、小教室）において、LAN 等の通信設備が利用できるよう、幹線敷設用ケーブルラック等を敷設し、配線を行うこと。また、将来的な技術革新に伴う設備変更が可能となるようにすること。 ・県で別途整備する次世代高度情報通信ネットワークシステム、愛知県行政情報通信ネットワークシステム及び市で別途整備する市ネットワークのための空配管・電源等を用意すること。なお、第 2 期・防災公園事業において、屋内運動施設へ接続できるように計画地境界まで通信用の空配管を整備すること。 ・次世代高度情報通信ネットワークシステムで整備する設備は、県と協議のうえ、共用で使用することも可能とする。 ・教育棟において公衆無線 LAN を整備すること。 ・ネットワーク構成を明確にすること。 ・通信履歴を確実かつ長期に保存可能なようにすること。
構内通話設備等	・管理・教育棟の大教室、中教室、小教室、宿泊棟の各フロアには、通話端末を設置すること。上記以外の施設については、提案に委ねる。 ・将来の人員増・諸室の用途変更等にも対応できるよう、フレキシビリティのある設備方式や配管・配線とすること。 ・車庫、複合訓練施設及び水難救助訓練施設については、電話設備を設置できるよう、建物までの空配管を設置すること。 ・計画地内にて国内主要キャリア（NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク等）の携帯電話等が使用可能なように計画すること。 ・事業者が入居する場合は、利用した通信費用を分離して徴収できるよう必要な設備を設けること。
放送設備	・管理・教育棟職員室にメインの放送設備を設置し、非常時に備え大教室にサブの放送設備を設置すること。 ・管理・教育棟の職員室又は大教室及び宿泊棟の当直室からすべての施設及び屋外に対して呼出放送が可能であること。なお、防災公園の完成時には防災公園に対しても放送可能となるよう拡張性を確保すること。 ・業務放送、呼出し、BGM、災害時及び緊急時の避難誘導放送を行うことができること。 ・スピーカーを設置する諸室には音量調整器を設け、個別の音量調整が可能とすること。

項目	要求水準
テレビ放送受信設備	・管理・教育棟、宿泊棟、教育棟については、地上デジタル、UHF、BS 等の各種テレビアンテナを設置すること。また、CS アンテナに関しても対応可能な計画とすること。
監視カメラ設備	・施設の防犯及び拠点運用時に消防学校の運用状況を把握するために監視カメラを設置すること。 ・施設の防犯を把握するための監視カメラは録画機能を有するものとする。 ・拠点運用時に消防学校の運用状況を把握するための監視カメラは、県が別途設置する。
誘導支援設備	・緊急時に多目的トイレからの通報監視を行うため、トイレ呼出表示設備を設置すること。
避雷設備	・落雷による建築物の保護を目的とし、新 JIS に準じて雷保護設備を設置すること。
時計設備	・消防学校内の正確な時間の統一を図ることを目的とし、電波時計設備を設置すること。なお、市販の壁掛電波時計方式も可能とする。
映像設備	・各教室、事務室・会議室・職員室等の必要な諸室に対してプロジェクターなど AV 設備を設置すること。
防犯・入退室管理設備	・建築物外周部からの侵入の早期発見を機械警備会社へ委託する場合は、必要な電源、配管設備を設けること。 ・一般利用者に供する場所を除き、職員等の出入り管理を行うために、入退室管理設備を設置すること。

エ 機械設備

項目	要求水準
共通事項	・オゾン層破壊防止、地球温暖化防止等地球環境に配慮し、省エネルギー化を目指した熱源システムを選定すること。 ・安全性、将来性を考慮し、各室の用途・使用時間帯に適した空調システムを選定すること。 ・熱源機器の集約化や自動制御設備、ファシリティマネジメントのシステム等を導入して維持管理が容易なシステムとすること。 ・主要な機器類は室内設置とし、将来の機器更新などに対応可能な余裕のある設備スペースとすること。 ・十分な静寂性と遮音性能を確保すること。 ・昇降機の設置については、教育棟、管理・教育棟、宿泊棟を必須とし、その他は提案に委ねる。
空調設備	・空調システムは、各機能・各施設の用途等に対応した空調ゾーン

項目	要求水準
	ングと、適切な室内環境を確保すること。 各機能又は用途に応じたゾーン・室ごとに温度を制御可能なシステムとすること。
換気設備	- 諸室の用途、目的に応じた換気システムとすること。 - 自然通風による室内空気の入れ替えなど、感染症対策に対応した設備とすること。
排煙設備	- 建築基準法に従って排煙設備を設置すること。 - 訓練に使用する施設・諸室は建築基準法の基準を満たした上で、訓練で発生する煙等を除去するために特に排煙設備に留意すること。 - 排出ガスについては、大気汚染防止法に基づき、小規模（2t/h 未満）の廃棄物焼却炉と同等の排出基準を満たすこと。
自動制御設備	建築設備全体の監視機能、表示機能、操作機能、制御機能、データ管理機能、保全業務支援機能を備え、中央監視盤は防災防犯総合盤との通信、情報受け渡し、連携機能を備えること。
自動体外除細動器（AED）	エントランス等の人出の多い階を優先して、適宜設置すること。

オ 給排水設備等

項目	要求水準
共通事項	- 人員の変動に対して追従性の優れたシステムとすること。 - 使用者の快適性、耐久性、保守管理の容易性に優れた機器及び器具とすること。
給水設備	- 各所必要箇所に必要水量、水圧が定常的に確保可能なシステムとすること。 - 訓練に使用する水は可能な限り回収し、再利用することで、水道使用量の低減を図ること。
給湯設備	施設内の各箇所の給湯量、使用頻度等を勘案し、使い勝手に応じた効率の良い方式を採用すること。
排水設備	- 施設内で発生する各種の排水を速やかに公共下水道に排出し、停電時や災害時を含め常に衛生的環境を維持可能なものとする。 - 汚水、雑排水等の排水は、法令に従い処理すること。なお、設計時に関係部署と十分協議し、合理的な方式を選定すること。 - 雑用水は、雨水の再利用等による水資源の効率的利用、省資源化を図ること。
衛生器具設	公共性の高い施設であることから、衛生的で、使いやすく快適性

項目	要求水準
備	の高い器具を採用すること。 ・省エネルギー・省資源にも積極的に配慮した器具を採用すること。 ・容易に清掃しやすいこと。 ・洋式便器及び温水洗浄便座を基本とすること。 ・洗面器、小便器には自動水栓、自動洗浄設備を設置すること。なお、一部水栓は停電時でも使用可能とすること。 ・利用人数に応じ、適切な衛生器具数を設置すること。
消火設備	・消防法、火災予防条例、建築基準法及び所轄消防署の指導等に従って各種設備を設置すること。
消火栓	・1 基当たり 3,000 L/分の放水量、8 基同時使用可能時にも 1 基当たり 0.5Mpa 以上の圧力を確保すること。
プール	・水難救助訓練場で使用するプールは、提案があれば『愛知県プール条例』、『愛知県プール条例施行規則』及び『愛知県プール条例運営要綱』を適用するものとする。なお、水質管理は県において行う。

カ 防災設備

- ・ 管理・教育棟の職員室に主防災監視装置（総合操作盤）を設置し、消防学校内の防災情報を統括するシステムを構築して、日常の防災監視と火災予防を行うことができるようにすること。

項目	要求水準
警報設備、避難誘導設備、消火設備	・消防法に準じて設置すること。
防火・排煙制御設備	・建築基準法に準じて設置すること。 ・自動火災報知設備の総合操作盤と統合したシステムとすること。

キ 厨房設備

- ・ 厨房設備、調理器具、備品等の食堂運営にかかる厨房設備については、県が引き渡しを受けた後、事業者へ無償で貸与する。

ク テレビ等電波障害対策

- ・ 事業者は、計画内容によりテレビや携帯電話等の受発信状況の机上検討と事前調査を実施する。消防学校整備に伴い、近隣にテレビや携帯電話等の電波障害

が発生した場合は、本事業により電波障害防除対策を行うこと。

ケ 水道（ライフライン）の途絶対策設備

- ・ 大規模災害時において、上水は約2週間途絶することが想定される。このライフライン途絶（水道）に備え、2週間分の後方支援活動要員用災害用飲料水等として2,670kℓを確保する。
- ・ 飲料水は「飲料水兼用耐震性貯水槽」を設け200kℓを確保する。設置場所・設置方法は事業者の提案とする。なお、大規模災害時に使用できるよう附属品として給水資機材を用意すること。
- ・ 生活用水及びシャワー等の必要量約2,454kℓ以上のうち、消防学校水難救助訓練場のプールに貯留されている水で2,170kℓ程度を確保し、同施設のプール下部に別途消防学校放水用水槽(300kℓ)を設置し、残る必要量を確保する。
なお、大規模災害時に使用できるよう附属品として給水資機材を用意すること。
- ・ 不測の事態により自己調達が困難となることも想定し、小牧市から調達できるよう県が、調整を進めていく。なお、水の調達に当たっては、消防学校タンク車(1台1.5kℓ・現在タンク車8台保有)を活用するものとする。

図表 4-15（参考）拠点運用時を想定した水の必要量の算定値（消防学校・防災公園）

各部隊	人数	a:飲料(L)	b:生活用(L)	c:シャワー等(L)	合計(a+b+c)
① 自衛隊・警察・消防	4,632	152,544	432,320	1,250,640	1,835,504
② TEC-FORCE	230	9,660	32,200	96,600	138,460
③ DMAT	200	8,400	28,000	84,000	120,400
④ 広域物資拠点及び災害救助用物資活動要員	742	21,504	93,940	281,820	397,264
⑤ 拠点本部要員 国・他県応援要員	140	4,620	19,600	29,400	53,620
⑥ NPO・ボランティア団体	600	12,600	42,000	63,000	117,600
合計	6,544	209,328	648,060	1,805,460	2,662,848

※1人1日当たりの必要量 飲料：3ℓ 生活用：10ℓ シャワー等：30ℓ

2 業務の要求水準

（1）設計業務及び建設業務

ア 設計業務

（ア）事前調査業務

a 基本的な考え方

- ・ 各種関係法令及び法令適用基準等を遵守すること。
- ・ 業務の詳細及び当該調査の範囲について、県と連絡を取り、かつ十分に打ち合わせをして業務の目的を達成すること。

- ・ 各種関係機関と調整を行い、調査を行うこと。

b 業務内容

- ・ 事業者が提案する業務に必要な調査（地質調査、土壌調査、敷地測量、その他必要とする関連調査）を行い、関係法令に基づいて業務を遂行すること。
- ・ 必要な調査等の手続を実施スケジュールに支障がないよう、事業者の責任において実施すること。
- ・ 調査の着手時には、調査業務計画書を提出し、実施した事前調査結果は県に報告すること。

(イ) 設計業務及びその関連業務

a 基本的な考え方

- ・ 各種関係法令及び法令適用基準等を遵守すること。
- ・ 設計図書等の表記方法については、法令適用基準の設計基準等によること。
- ・ 建設副産物の発生抑制・再利用の促進・適正処理の計画を行うこと。
- ・ 業務の詳細及び当該設計の範囲について、県と連絡を取り、かつ十分に打合せをして業務の目的を達成すること。
- ・ 設計業務における業務責任者は、一級建築士の資格を有するものとし、構造設計に従事するものは、構造一級建築士の資格を有すること。

b 業務内容の詳細

- ・ 必要な各種申請等の手続を実施スケジュールに支障がないよう、事業者の責任において実施すること。
- ・ 週に1回以上、県との定例会議を開催し、設計内容について協議、確認及び連絡調整等を行うこと。
- ・ 県と外装デザイン、建築物内外の仕上げ等を含めて本書との整合性について協議を行うこと。
- ・ 設計の着手時には設計業務計画書を、完了時には設計図書等を県に提出し、確認を得ること。
- ・ 基本設計完了時に基本設計図書、実施設計完了時に実施設計図面を県に提出し、承認を得ること。
- ・ 各種申請手続に関する関係機関との協議内容を報告するとともに、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを提出すること。
- ・ 設計との調整及び業務における提出物は守秘義務資料のとりとする。
- ・ 本業務は電子納品の対象工事とする。
- ・ 県が別途発注する関連工事（県道及び次世代高度情報通信ネットワーク等の工事）に係る設計協力を行うこと。
- ・ 県が別途発注する関連工事については工事業者間の会議体を設置する予定

であるので、そこに参加するとともに、運営に協力すること。

- ・ 県が別途発注する関連工事の施工については、作業ヤード等に配慮し、施工時期等について県及び関連工事の施工者と必要な調整及び協力を行うこと。
- ・ 県が行う近隣説明会、現場見学会及び内覧会等に係る資料作成又は事業説明等に協力すること。

(ウ) 設計業務に係る留意事項

- ・ 県は、事業者に対して設計内容について、随時確認することができるものとする。
- ・ 県は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ、事業者の提案を逸脱しない範囲で、当該施設の設計変更を要求することができる。その場合、当該設計により、事業者に追加的な費用（設計費用及び直接工事費のほか、将来の維持管理費等）が発生したときは、県が当該費用を負担するものとする。一方、費用の減少が生じたときは、本事業の対価の支払い額を減額するものとする。
- ・ 設計内容が本書及び応募時の提案を下回る恐れがあると認められる場合、県は作業内容の速やかな改善を求めるものとする。
- ・ 事前協議に係る資料、許可申請書及び許可申請書に添付する図面及び建築審査会に提出する資料の一切は事業者が作成すること。また、許可申請手数料は事業者が負担するものとする。
- ・ 県が中間・完了検査を行うため、事業者は協力すること。
- ・ 計画地の一部は、計器着陸装置の建造物建設計画協議要請対象範囲に該当するため、範囲内に建造物を建設する場合は愛知県都市・交通局航空空港課との協議が必要である。
- ・ 第2期・防災公園事業範囲及び県直接工事範囲（大山川洪水調節池、造成工事、幹線水路、道路工事）と事業者範囲の境界部分については、県及び関係事業者と調整を行い一体的な整備を行うこと。
- ・ 建築物周囲2m部分は、不同沈下が発生しないように留意し、周囲の地盤面との段差が生じた場合を想定し、補修を容易にできる仕様とすること。

イ 建設業務

(ア) 建設業務及びその関連業務

a 基本的な考え方

- ・ 各種関係法令及び法令適用基準等を遵守すること。
- ・ 近隣及び工事関係者の安全確保と環境保全に十分配慮すること。
- ・ 工事に伴い近隣地域に及ぼす影響を最小限とすること。

- ・ 無理のない工事工程を立てるとともに、工事予定の掲示など適宜近隣に周知すること。
- ・ 建設工事において環境に配慮した取組を実施すること。
- ・ 廃棄物の処理等は、各種関係法令及び法令適用基準等に定められた方法により処分を行うとともに、積極的に再利用を行うこと。
- ・ その他建設工事に必要な事項について、事業者の責任において実施すること。
- ・ 使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。
- ・ 暴力団等を工事から排除するため、警察と緊密に連携すること。
- ・ 建設工事の対象範囲は、消防学校エリアとする。

b 業務内容

- ・ 業務責任者及び現場代理人を配置し、届出書を県に提出すること。
- ・ 設計図書に基づき工事を実施すること。
- ・ 工事範囲は、計画地内とし、対象施設の建築及び外構工事を本工事とする。
- ・ 事業者において実施する電気・ガス・水道等のインフラ整備工事のうち事業エリア以外の水道のインフラ整備工事は、事業者の設計に基づき県が整備することから、業務分担、施工方法及び接続箇所等について県と協議のうえ実施すること。工事の着手までに、建設工事の実施体制、工事工程等の内容を含んだ施工計画書を作成し、県の承諾を得ること。
- ・ 事業者が作成した施工計画書に従って工事を実施すること。
- ・ 必要な各種申請等の手続を実施スケジュールに支障がないよう、事業者の責任において実施すること。
- ・ 事業者は、週に1回以上、県との定例会議を開催し、建設工事について協議、確認及び連絡調整等を行うこと。
- ・ 事業者は、県に対し、定期的に工事施工管理状況を報告すること。
- ・ 事業者は、工事において行う主要な検査及び試験について、事前にその内容及び実施時期を県に通知すること。県は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。
- ・ また、県は必要に応じて工事現場の確認を行うことができる。
- ・ 事業者は、自ら中間検査を行うこと。事業者は、中間検査の実施内容及び日程を事前に県に報告し、調整を経て確認を受けること。
- ・ 工事完了時には、守秘義務資料に従い、施工記録及び竣工図書を整備し、自ら保管するほか県に提出すること。
- ・ 県が別途発注する関連工事については工事業者間の会議体を設置する予定

であるので、そこに参加するとともに、運営に協力すること。

- ・ 県が別途発注する関連工事の施工については、作業ヤード等に配慮し、施工時期等について県及び関連工事の施工者と必要な調整及び協力を行うこと。
- ・ 県が行う近隣説明会、現場見学会及び内覧会等に係る資料作成又は事業説明等に協力すること。
- ・ 事業者は、県監督員が使用する 10～20 m²程度の仮設事務所を設置すること。仕上りは一般事務室程度とし、仮設事務所には、机、椅子、ロッカー、電話、パソコン等の備品や電灯、給排水及びその他の設備を設け、詳細は守秘義務資料による。これによる、光熱水料、電話使用料及び消耗品等は全て事業者の負担とする。
- ・ 訓練施設の床材や壁面、支点の材質、強度等については、安全確保の観点から、設計時に県と協議し、消防職員等の意見を踏まえること。

(イ) 工事監理業務

a 基本的な考え方

- ・ 各種関係法令及び法令適用基準等を遵守すること。

b 業務内容

- ・ 工事監理者を配置すること。なお、工事監理者が建設企業と同一法人に所属する場合には、工事監理部門は工事請負部門と独立した職務遂行系統であることを要する。
- ・ 工事監理者は業務報告書を作成し、工事監理の状況を毎月県に定期報告し、県の要請があったときには随時報告を行う。
- ・ 工事監理業務は、守秘義務資料に基づき行うこと。

(ウ) 什器・備品調達・設置業務

a 基本的な考え方

- ・ 各種関係法令及び法令適用基準等を遵守すること。
- ・ 無理のない設置工程を立てること。
- ・ 本業務により発生する梱包材等の廃棄物の処理等は、各種関係法令及び法令適用基準等に定められた方法により処分を行うとともに、積極的に再利用を行うこと。
- ・ その他調達に必要な事項について、事業者の責任において実施すること。
- ・ 原則として、守秘義務資料「設備、什器・備品リスト」の設備、什器・備品については、購入するものとするが、県との協議のうえ、県が認めたものについては、リースによる調達も可とする。なお、リースにより調達した設

備、什器・備品については、リースによらない什器・備品と同様の維持管理を行うものとする。また、事業期間終了時には、リース契約の延長等について、県と協議のうえ決定する。

b 業務内容

- ・ 県が求める施設に必要となる備品等、その他施設の運営・維持管理に必要な備品等については、事業者による提案に基づき、県との調整のうえで備品の内容及び数量のリストを作成し、県の承認を受けて、備品の調達、設置及び設置に必要な据付調整を行うこと。
- ・ 選定については、県に内容を説明し、県と十分に協議したうえ、調達すること。
- ・ 設置した施設備品について県と調整のうえ、台帳を作成し県に提出すること。

(エ) 建設業務に係る留意事項

a 申請及び手続等

- ・ 建設工事及び供用開始に必要な一切の申請及び手続等をスケジュールに支障がないよう行うこと。

b 事業用地の引渡し

- ・ 場合によっては、部分的に事業用地の引渡し時期が遅延する可能性があり、その際は工事計画の見直しを行うこと。

c 県工事等との調整

- ・ 県が別途実施する埋蔵文化財調査、不発弾調査、大山川洪水調節池、雨水調整池、幹線水路、電線共同溝、道路整備の基盤整備工事、ライフライン関係工事、防災公園・神明公園エリア及び空港と隣接するエリアの建設工事等に対して、必要に応じて調整を行うこと。

d 近隣への配慮

- ・ 建設工事に当たっては、粉じんの飛散、搬入搬出車両の交通問題等、周辺環境への影響に十分留意すること。特に建設機械等の使用に当たっては、低騒音型、低振動型及び排出ガス対策型機械を使用し、合理的に要求される範囲の近隣対策を講じること。また、近隣への対応について、県に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。

e 工事の記録

- ・ 環境配慮技術や再エネ・省エネ設備等の工事施工状況について、写真・映像等で記録し、保管すること。

f 保険

- ・ 事業者は、建設業務の期間中、自ら又は建設工事を請け負う企業の負担により次の保険に加入すること。

【建設工事保険】

- ・ 工事中の施設等に事故が生じた場合、事故直前の状況に復旧する費用の補償を行う。
 - ①対象：本事業の建設工事の対象となる施設及び工事材料
 - ②補償額：建設工事の請負金額
 - ③その他：被保険者を県とすること。

【その他の保険】

- ・ 事業者は、自らの負担により、その他必要と考えられる保険に加入すること。

(オ) 完成後業務

a 事業者による完成検査

- ・ 事業者は、事業者の責任及び費用において、完成検査及び機器、器具、施設備品の点検、試運転を行い、施設の運営開始に支障がないことを確認すること。また、県は事業者が実施する完成検査及び機器、器具、施設備品の点検、試運転に立ち会うことができるものとする。

b 県による完工検査

- ・ 県は、事業者による上記の完成検査及び機器、器具、施設備品の点検、試運転の終了後、当該施設、施設備品について事業者の立会いのもとで完工確認等を実施する。事業者は、県が行う完工確認等の結果、不完全な部分があると認めるときは、速やかにその内容について修補すること。

c 完成図書の提出

- ・ 事業者は、県による完工確認等に必要な完成図書を提出すること。必要な提出図書は別途、県の指示するところによる。

d 引渡し

- ・ 工事完了検査の結果、合格した場合は、県は検査合格通知書を発行し、事業者は県へ施設の引渡しを行う。その際に、事業者は完成図書と施設の鍵をキープランと共に提出すること。
- ・ 施設の県への引渡しから供用開始までの間は供用開始に向けての準備を行うものとし、「維持管理業務に係る要求水準」に準じた維持管理を実施すること。
- ・ 事業者は県と協議したうえで、運営・維持管理業務期間開始から終了まで20年間の中長期修繕計画書を作成すること。20年間を通じて、運営・維持

管理業務期間開始時の水準の確保が可能となるように計画すること。

(カ) その他

a 交付金申請関係書類の作成支援

- ・ 事業者は、県が実施する交付金申請に必要な関係書類の作成に関し、交付対象額及び交付額の算定根拠に係る各種資料等の作成を支援すること。

b 会計実地検査の支援

- ・ 事業者は、国の会計実地検査の対象であることから、事業者は、事業期間内に県が受検することになった場合、資料作成や会計検査院への説明補助、現地調整への立合等により、県を支援することとする。

第5 開校準備業務に係る要求水準

1 総則

(1) 業務の目的

事業者は、対象施設の整備後速やかに運営・維持管理業務に移行できるよう、開校準備業務を実施すること。

(2) 業務の区分

開校準備業務における業務の区分については、次のとおりとする。

- ① 運営・維持管理業務の準備業務
- ② 災害時等対応マニュアル作成業務
- ③ 開校式典及び内覧会等の支援業務
- ④ 開校準備中の維持管理業務
- ⑤ 行政等への協力業務

(3) 業務の対象範囲

業務の対象範囲は、消防学校エリアとする。

(4) 業務の期間

開校準備業務の実施期間は、設計・建設期間の終了（2029年3月）までとする。

2 業務の要求水準

(1) 運営・維持管理業務の準備業務

ア 基本的な考え方

- ・ 運営業務及び維持管理業務に必要な業務担当者を配置し、各業務担当者に対して研修等を行うとともに、設備等の試運転を行うことで、供用開始後の円滑な運営・維持管理を実施できる体制を確立すること。

イ 業務の詳細

(ア) 消防学校教育棟の事務室の開設及び従業員研修

- ・ 事業者は、消防学校の開校以降、直ちに円滑な運営・維持管理業務を実施できるよう、業務の担当者を配置し、開校に先立って消防学校教育棟の事務室を開設すること。
- ・ 各業務担当者に対し、機械操作、危機管理対応、BCP等、業務上必要な事項について教育研修を行うこと。

(イ) 設備等の試運転及び開校前の各種保守点検等

- ・ 事業者は、消防学校の引き渡しから開校までの間に、設備等の試運転の実施、及び開校前の各種保守点検等を行うこと。
- ・ 事業者は、開校前であることを踏まえて、「第7 維持管理業務に係る要求水準」に準じて、必要となる建築物や設備等の保守管理、清掃、警備等を行うこと。

(2) 災害時等対応マニュアル作成業務

ア 基本的な考え方

- ・ 事業者は、災害等の発生により、県が消防学校を基幹的広域防災拠点の中核施設として開設することを決定した場合には、県の指示に従い、初動対応及び県への災害対応業務への協力を行うこと。
- ・ 利用時間外に大規模災害等が発生した場合は、従業員は可能な限り速やかに参集し、計画地内の建築物・設備・外構施設の被害確認及び安全点検を行うこと。
なお、実施が困難な場合は県が代替対応するなど協力することとし、その場合の意思伝達方法について事前にマニュアル内で調整しておくこと。
- ・ 事業者は、運營業務開始前に、事業者の災害時等対応体制を定め、災害時等対応マニュアルとして整備すること。災害時等対応マニュアルには、防災拠点の運営に関する県との役割分担、初動対応に係る協力体制、運営・支援方法及びその他必要な事項を記載することとし、内容は県と協議し、承認を受けること。

イ 業務の詳細

- ・ 事業者は、災害時等対応体制を定め、災害時等対応マニュアルを作成するに当たり、県と下記に示す事項について事前協議を行う。
 - 利用時間内及び時間外別の災害時の初動対応実施体制（緊急連絡方法、参集体制、参集に時間を要する場合の対策等）
 - 平常運用時の鍵の管理、利用時間外の開錠方法
 - 初動期段階の作業内容、県と事業者の役割分担
 - 初動期の従業員及び施設利用者の安全確保
 - 建築物・設備・外構施設の点検・安全確認（危険個所の有無、建物被害等の確認）
 - 初期消火活動等の応急対策
 - 拠点運用時の運營業務内容、維持管理業務内容
 - 消防学校を拠点運用時モードとして活用するための環境確保（可動物の移動対応等）
 - 拠点運用時を想定した県が実施する訓練への協力・参加

- ・ 事前協議の結果を踏まえ、災害時等対応マニュアルを作成し、県の承認を得ること。
- ・ 災害時等対応マニュアルは、防災訓練の実施や同種の他事例での取り組みを踏まえ、実態にあうように更新を行うこと。

（３）開校式典及び内覧会等の支援業務

ア 開校式典及び内覧会の支援

- ・ 県は、開校準備業務期間中に、県関係者等を対象とした開校式典及び関連行事（テープカットやくすだま割り等を含む。）を企画・実施するため、事業者は、協力すること。

（４）開校準備中の維持管理業務

ア 基本的な考え方

- ・ 消防学校の引渡しから供用開始までの間の消防学校の維持管理を行うこと。
- ・ 供用開始前であることを踏まえて、「第７ 維持管理業務に係る要求水準」に準じて、必要となる建築物保守管理、設備保守管理、清掃、警備等を行うこと。

（５）行政等への協力業務

ア 基本的な考え方

- ・ 県と事業者は、運営・維持管理期間において対象施設を管理運営するパートナーとして、第９ １で示す組織運営の「基本的な考え方」を基に日常から、迅速な情報伝達と連絡調整に努め、各業務を円滑に遂行すること。

第6 運営業務に係る要求水準

1 総則

(1) 業務の目的

本事業の基本方針を踏まえ、拠点運用時には基幹的広域防災拠点の中核施設として、平常運用時には誰もが安全、快適に利用可能なサービスを提供する他、安定的な運営を実施すること。

(2) 業務の区分

上記に基づき、以下の業務を実施すること。

- ① 食堂運営業務
- ② 防災啓発・人材育成関連運営支援業務（必須とせず任意提案とする。）
- ③ 防災ビジネス等運営支援業務（必須とせず任意提案とする。）
- ④ 拠点運用時及び緊急時の初動における避難誘導・安全管理対応業務
- ⑤ 拠点運用時の運営支援業務
- ⑥ 災害時等対応マニュアルに基づく体制整備業務
- ⑦ 事業期間終了時の引継業務

(3) 業務の対象範囲

業務の対象範囲は、消防学校エリアとする。運営業務の構成と対象施設の関係を図表 6-1 に示す。

図表 6-1 運営業務の構成と対象施設の関係

		運営業務						
		食堂運営業務	防災啓発・人材育成関連 運営支援業務	防災ビジネス等運営支援 業務	初動における避難誘導・ 安全管理対応業務	拠点運用時の施設運営支 援業務	災害時等対応マニュアル に基づく体制整備業務	事業期間終了時の引継業 務
対象施設	管理・教育棟		○	○	○	○	○	○
	宿泊棟	●	○	○	●	●	●	●
	教育棟		○	○	●	●	●	●
	車庫		○	○	○	○	○	○
	複合訓練施設		○	○	○	○	○	○
	救助訓練棟		○	○	○	○	○	○
	街区消火訓練場		○	○	○	○	○	○
	水難救助訓練場		○	○	○	○	○	○
	震災訓練場		○	○	○	○	○	○
	土砂災害訓練場		○	○	○	○	○	○
	屋外訓練場		○	○	○	○	○	○
	自家給油施設							
	駐車場		○	○	○	○	○	○

●：特定事業の対象範囲を示す。

○：特定事業の範囲として提案可とする。ただし、教育棟以外の施設について、消防職員等の学校教育及び県内消防本部の消防部隊の教養訓練で使用しない場合に限り、県は、一般利用を想定している。使用状況等については、守秘義務資料（カリキュラム、消防学校の一日）に示す。

空欄：特定事業の対象範囲外を示す。

（４）業務の対象期間

運営業務の対象期間は、供用開始から事業期間終了までとする。

（５）運営の基本要件（共通事項）

ア 消防学校の開校時間及び休校日等

- ・ 開校時間は、管理・教育棟、各種訓練施設等において訓練教育を行う平日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までを基本として、県が設定する（開校時間以外の時間においても、学生等は消防学校において、寮生活を行っていることに留意すること。）。
- ・ 県で設定する開校時間に基づき、適切なセキュリティラインの設定及び警備対策等を行うこと。なお、現在の消防学校における訓練計画及び訓練内容等については、別途示す守秘義務資料を参考にすること。

イ 利用形態及び予約の考え方

- ・ 公序良俗に反する恐れのあるものや、消防学校の構造上又は管理上支障があるものについては、利用させないこと。

ウ 利用料金設定の考え方

- ・ 宿泊棟の食堂におけるサービス等に係る利用料金の設定・変更については、県と事業者の協議により定める。

エ 拠点運用時の支援の考え方

- ・ 消防学校は、平常運用時は消防学校として使用するが、拠点運用時は拠点運用時モードとして運用を行うため、災害発生直後は、県が防災拠点（拠点運用時モード）として使用できるよう、事業者は、「第5 2（2）災害時等対応マニュアル作成業務」で作成したマニュアルの手順及び消防学校に配置された県職員の指示に従い、遅滞なく拠点運用時モードへの切り替えを行うことができるよう支援すること。
- ・ 災害発生直後は、速やかに利用者の避難誘導を行うと共に、計画地内の建築物・設備の被害確認及び安全確認を行うこと。
- ・ 宿泊棟においては、防災活動拠点の後方支援業務として県の指示に基づく運営業務を実施すること。

2 業務の要求水準

（1）食堂運営業務

ア 基本的な考え方

- ・ 食堂・厨房における献立作成、調理、食材調達を対象とする。

イ 業務の詳細

（ア）基本条件

a 厨房設備、什器・備品等

- ・ 厨房設備、調理器具、備品等の食堂運営にかかる厨房設備及び食堂・厨房については、県が引き渡しを受けた後、事業者へ無償で貸与する。

b 食堂利用者

- ・ 食堂運営業務は、原則、学生及び消防学校職員（以下「消防職員等」という。）を対象としたものであるが、以下の場合に任意事業（独立採算事業）を行う場合はこの限りではない。
 - 消防職員等の利用時間外
 - 消防職員等の利用者数が少なく、県と協議のうえ、消防職員等と動線

の隔離が可能だと認められた場合

c 消耗品等

- ・ 事業者は、食堂運営業務遂行に必要な消耗品等を事業者の負担で用意する。この消耗品は、衛生関連用品、ラップ、アルミホイル、ゴミ袋、スポンジ、割り箸、食器洗剤、洗浄機洗剤、卓上カスター、献立等の印刷掲示物、清掃道具等を想定している。

d 収入等

- ・ 食堂運営業務により喫食者が支払う喫食代、任意事業（独立採算事業）の収入は事業者の収入とする。

e 光熱水費

- ・ 食堂運営にかかる光熱水費、通信費は事業者が負担する。なお、実費の計算方法は、計量器等により測定した使用料をもとに、月ごとに計算し、支払うものとする。

(イ) 業務仕様書など

a 業務仕様書の作成、提出

- ・ 事業者は本書及び入札参加提案に基づき、食堂運営業務仕様書を作成し、県と協議のうえ、業務開始予定日の 60 日前までに県に提出する。

b 業務計画書の作成、提出

- ・ 事業者は、食堂運営業務仕様書に基づき、事業年度ごとに、食堂運営事業を適正に実施するために必要な事項を記載した食堂運営業務計画書を作成し、県と協議のうえ決定し、当該事業年度が開始する 14 日前までに県に提出する。
- ・ 業務計画書に、当該年度の販売献立、販売単価、業務日程、食事提供時間帯、業務実施体制、利用者の要望・苦情等の受付方法及び緊急連絡体制等を記載すること。

c 業務実施報告書の作成、提出

- ・ 事業者は、業務の全般的な経過等を記載した業務実施報告書を作成し、翌月の 10 日までに県に提出し、確認を受けること。当該業務実施報告書は 5 年間保存すること。

(ウ) 運営条件

a 営業日・営業時間

- ・ 食堂の営業時間は原則下記のとおりとする。ただし、教育訓練の都合により営業時間に変更が生じる場合には、協議により柔軟に対応すること。

図表 6-2 食堂の営業時間

	朝食 (7:20～8:20)	昼食 (12:00～13:10)	夕食 (17:40～18:40)
(月)～(木)	○	○	○
(金)	○	○	—
(土)、(日)、祝日	—	—	—

* 提案により本校の利用時間帯以外の食堂を学生及び職員等以外の利用に供する任意事業（独立採算事業）を行うことができない時間は、開校日のうち、朝食時間帯として 7:20～8:20、昼食時間帯として 12:00～13:10、夕食時間帯として 17:40～18:40 とする。これ以外の時間帯及び休校日は、学生及び職員等以外に利用させることができる任意事業（独立採算事業）の実施を可能とする。

ただし、概ね 22:30 から翌 6:30 までは、食堂以外のエリアへの学生及び職員等以外の侵入等に対するセキュリティ確保、ならびに、調理や会話等による騒音防止策が十分である場合に限り、学生及び職員等以外の利用を認めるものとする。

- ・ 全喫食者が同時に喫食するものとし、朝食、夕食は最大 350 食、昼食は最大 400 食提供とする。

b 提供方法、調理方法

- ・ 提供方法は、喫食者が窓口で食事を受け取り、喫食後所定の窓口へ返却するセルフ式を想定しているが、決められた喫食時間内に短時間で効率的に提供が可能とする方法を求める
- ・ 調理方法は、本食堂の厨房にて新鮮な食材を用いて調理を行う方法とし、食事提供時間の遅延により教育訓練に支障が生じないように十分配慮すること。
- ・ 「大量調理施設衛生マニュアル」に則って調理を行うとともに、調理完了から喫食までの時間を 2 時間以内とする。熱いものは熱く、冷たいものは冷たい状態で提供すること。
- ・ 献立を作成する際には、食物アレルギーへの対応を講じること。

c 献立及び価格

- ・ 提供献立は定食とし、朝食、昼食及び夕食は 1 種類以上提供するものとし、複数の場合には、事業者の効率的な食材調達等に資するよう、県は 2 週間前までに学生の希望を聴取し、事業者に献立を伝達する。
- ・ 喫食者の健康状態に応じた味付け、献立等の簡単な変更（夏季の塩分調整等）には適宜柔軟に対応すること。
- ・ 販売価格は、「別添食堂利用等について」に記載の販売価格を参考とし、良質なサービスの提供を心がけるものとする。県及び事業者が必要と判断した場合には、適宜協議を行うこと。
- ・ 栄養条件等については、「別添食堂利用等について」に記載の献立条件を満

足すること。なお、各週の献立は3週間前には提示すること。

- ・ 季節感等を考慮した献立を作成し、消防職員等が満足できる食事を提供すること。
- ・ 利用者の意見や希望等に関するアンケート調査を実施し、その結果をメニューやサービスに反映させ、メニューに飽きの来ないよう工夫すること。

d 食数変動

- ・ 食数が一定の基準を超えた場合は、食堂等の運営条件について、年度ごとに協議を行う。一定の基準とは、上限を年間 200,000 食、下限を 100,000 食とし、(当初設定年間喫食数を 150,000 食とし、増加分を 50,000 食、減少分は 50,000 食を基準とする。) 当該年度の年間喫食数が上限値を上回った場合、又は下限値を下回った場合に協議を行うものとする。

e 料金徴収

- ・ 消防職員等が支払う喫食代は県が徴収し、事業者に一括して支払う。支払時期、方法については県と協議の上決定する。任意事業(独立採算事業)として食堂の一般開放を提案する場合においては、事業者が自ら徴収することとし、その方法は事業者に一任する。

f 衛生管理

- ・ 事業者は、食中毒等が発生しないよう衛生管理を徹底し、定期的な清掃、防鼠、防虫作業等を行うこと。なお、食堂の清掃についても、事業者の業務とする。

g 廃棄物処理

- ・ 食堂運営業務に伴い発生する廃棄物は、事業者の負担にて、適切に処理すること。

h その他

- ・ 事業者の提案により、消防学校の利用時間帯以外の食堂を消防職員等以外の利用に供する任意事業(独立採算事業)を行うことを可能とする。ただし、セキュリティも考慮した施設計画を行うものとする。なお、消防学校宿泊棟の一般開放による有料の宿泊事業は認めない。
- ・ 事業者の提案により、消防職員等の生活スタイルを勘案し、便利施設・設備(売店、自動販売機等)の設置・運営を任意事業(独立採算事業)で行うことを可能とする。ただし、設置位置、販売商品は県と協議のうえ決定し、事業期間中に中止する場合は、事前に県と協議を行うこと。なお、消防職員等、県・名古屋市の職員等以外の利用者による利用は想定しない。
- ・ 食堂の運営業務に際しては、食品衛生法をはじめとする関係法令及び条例等の規定を順守するとともに、管轄保健所の規則及び指導等に基づき衛生管理に万全を期するとともに、法令等により届出等が必要な場合は、事業

者の負担により滞りなく行うこと。

- ・ 法令等により資格を必要とする業務については、各有資格者を選任すること。なお、業務中はその資格を示す証票を携帯し、関係者から請求があった場合は提示すること。

(2) 防災啓発・人材育成関連運営支援業務

ア 県が実施する事業

- ・ 県は、職員が消防学校に常駐し、防災・減災の普及・啓発及び防災・減災活動を実践する人材の育成を目的とした、防災啓発・人材育成事業を企画し実施する。
- ・ 防災啓発・人材育成事業の実施に当たり必要な人件費(職員給与等)、物件費(資料印刷費、消耗品費、燃料費等)、役務費(通信運搬費、旅費交通費等)、イベント等実施経費は、県が別途予算を確保し、県の事業として実施する。
- ・ 防災啓発・人材育成事業は、県民、自主防災組織、企業等を対象に行う。
- ・ 防災啓発・人材育成事業は、教育棟のほか、消防学校エリアの訓練施設や防災公園エリアを使用して行う。
- ・ 県が行う防災啓発・人材育成事業は、主なものとして以下の内容を想定している。

- ・ 教育棟の展示物等を活用した防災啓発、防災教育
- ・ 県民・自主防災組織・企業向け防災研修や、HUG、DIG等の図上訓練の実施
- ・ 企業・NPO・ボランティア団体主催の社員研修、訓練の実施
- ・ 県防災フェスタや、県総合防災訓練等、県民参加型の防災各イベントの実施
- ・ 近隣大型施設と連携した合同イベント等の実施
- ・ 小中学生等を対象とした防災普及啓発

イ 任意提案について

- ・ 県が実施する防災啓発・人材育成事業の内容を踏まえ、民間の知恵やノウハウを生かした、効果的な事業の提案を期待する。なお、具体例を下記のとおり示すが、提案内容はこれに縛られるものではない。

- ・ 教育棟の展示物等を活用した防災イベントの実施
- ・ 教育棟以外の消防学校施設や防災公園を使用した防災イベント、消防体験等の実施
- ・ 民間企業や教育機関等とタイアップした防災イベントの実施や防災グッズ等の販売

・ NPO、防災ボランティア団体、教育・研究機関等を始めとする防災関連団体が主催する防災啓発・人材育成事業の誘致

- ・ 消防学校エリアの教育棟以外の施設及び防災公園を使用する場合は、県と協議の上実施する。
- ・ 参加者の集計や、満足度調査等を行い、サービスの改善を図るといった取組を実施することが望ましい。
- ・ 任意提案を実施するために必要な経費は、サービス購入料の範囲内において支払う。
- ・ 任意提案がない場合でも失格としない。
- ・ 参加料等を含めた運営方法は、事業者の提案によるものとする。

図表 6-3 県が実施する防災啓発・人材育成事業（想定）

テーマ		対象者	プログラム内容	活用施設(例)
自助	災害発生時、自分の命を守る	住民 小 中 学 生	【災害リスク・社会（まち）を知る】 地震、津波、洪水、土砂災害、液状化等、地域の災害リスクと自らが暮らす社会（まち）を学び、災害の備えに対する意識を醸成する。	・ 教育棟 1 F(床面ハザードマップ)
			【過去の災害を知る】 伊勢湾台風、阪神・淡路大震災、東海豪雨、東日本大震災等の過去の災害を映像を通して知り、災害をイメージする。災害には大規模火災を含む。	・ 教育棟 1 F(映像) ・ 救助訓練施設(東日本大震災の津波の高さを知る)
			【災害が発生する仕組みを学ぶ】 模型実験装置により、災害（地震、津波、洪水、土砂災害、液状化等）の発生メカニズムを学び、災害のイメージを深める。また、火災の仕組みを学ぶ。	・ 教育棟 1 F（防災サイエンス）
			【事前の備えを学ぶ】 「自らの命は自らが守る」意識を徹底し、災害時の状況や避難生活をイメージしながら、事前の備えを学ぶ。また、火災の予防方法や日頃からの準備を学ぶ。併せて、家具固定、耐震、住宅用火災警報器等による効果	・ 教育棟 1 F(映像)、2 F(家具固定研修(実技)) ・ 防災公園(サバイバルキャンプ、車中泊体験、避難所運営訓練・避難所生活体

テーマ		対象者	プログラム内容	活用施設(例)
共助			を知る。	験)
			【災害発生時の行動を学ぶ】 時間、場所、災害に応じて、災害発生時に命を守る行動、避難のタイミング、避難の行動を学ぶ。災害には火災を含む。併せて、自治体等から発表される情報の内容や、入手方法を学ぶ。	・教育棟 1 F(避難判断・行動シミュレーション) ・屋外訓練場(煙からの避難、着衣着火への対処)
	災害発生時、従業員や顧客の安全を確保し、企業活動の維持・早期回復を図る	企業	【事前の備えと災害発生時の対応を学ぶ】 事前の備え（BCP策定等）の重要性を学び、BCP策定等の対策につなげる。	・教育棟 1 F(映像)、2 F(座学)
	災害直後、家族や地域と助け合う	住民 小中学生 自主防災組織	【共助の大切さを学ぶ】 大規模災害時、「公助」だけでは救助・支援する側の人手が不足するため、例えば下敷きになった方を一刻も早く助け出す、声をかけあって高台に避難するなどの、共助の大切さを学ぶ。	・教育棟 1 F(映像)
			【消火活動を体験する】 火災発生時の初期消火の手順等を学び、災害時の共助の取組につなげる。	・複合訓練施設(建物の消火) ・街区消火訓練場(家屋の消火)
			【救助活動を体験する】 資器材を使用した救助方法等を学び、災害時の共助の取組につなげる。	・震災訓練場(倒壊家屋からの救助) ・土砂災害訓練場(土砂からの救助) ・複合訓練施設(マンションからの救助) ・街区消火訓練場(倒壊家屋からの救助)

テーマ		対象者	プログラム内容	活用施設(例)
				・教育棟2F(心肺蘇生法、AED使用方法、応急手当)
			【避難生活を体験する】 ライフライン途絶状態での避難生活を実際に体験し、避難所関連死を防ぐための避難所運営や、身近にある物の活用方法など、災害時に生き抜く力を身に付ける。	・防災公園(サバイバルキャンプ、車中泊体験、避難所運営訓練・避難所生活体験)
	災害復旧時、家族や地域と助け合う	住民 自主防災組織	【ボランティア活動を体験する】 土砂・瓦礫の除去、炊き出しなどのボランティア活動を体験し、災害時のボランティアの役割や活動を学び、災害時のボランティア活動につなげる。	・震災訓練場(瓦礫の除去) ・土砂災害訓練場(土砂の除去) ・公園(炊き出し)
		NPO 自治体職員	【専門的なボランティア活動を学ぶ】 屋根のブルーシート張り、家屋保全の方法など、専門的なボランティア活動を学び、災害時のボランティア活動につなげる。	・教育棟2F(座学) ・屋外訓練場(屋根へのブルーシート張り、家屋保全)

(3) 防災ビジネス等運営支援業務

ア 県が実施する事業

- ・ 県は、職員が消防学校に常駐し、企業等（スタートアップを含む。）がビジネスの拡大や新事業展開を検討する場として、普及技術の防災分野での活用等を持続的に促進することを目的とした、防災ビジネス支援事業を企画し実施する。
- ・ 防災ビジネス支援事業の実施に当たり必要な人件費(職員給与等)、物件費(資料印刷費、消耗品費、燃料費等)、役務費(通信運搬費、旅費交通費等)、イベント等実施経費は、県が別途予算を確保し、県の事業として実施する。
- ・ 防災ビジネス支援事業は、県民、企業、大学等を対象に行う。
- ・ 防災ビジネス支援事業は、教育棟のほか、消防学校エリアの訓練施設や防災公園エリアを使用して行う。
- ・ 県が行う防災ビジネス支援事業は、主なものとして以下の内容を想定している。

・ 消防学校エリアや防災公園エリアを活用した実証実験

- ・防災ビジネスに関するイベント（防災に関連した技術を集めた展示会、関係者相互の情報交換・マッチングを目的としたセミナー、新ビジネス展開に向けたハッカソンやアイディアソン等）の実施

イ 任意提案について

- ・ 県が実施する防災ビジネス支援事業の内容を踏まえ、民間の知恵やノウハウを生かした、効果的な事業の提案を期待する。なお、具体例を下記のとおり示すが、提案内容はこれに縛られるものではない。

- ・ 教育棟、及び教育棟以外の消防学校施設や防災公園を使用した実証実験の誘致
- ・ 防災ビジネスに関するイベント（災害時の電源として活用できる EV 車、PHEV 車の車中泊体験等、民間企業のプロモーション活動と連携した防災イベントの等）の実施
- ・ 災害時に活用できるキャンプ用品の展示や販売

- ・ 消防学校エリアの教育棟以外の施設及び防災公園を使用する場合は、県と協議の上実施する。
- ・ 参加者の集計や、満足度調査等を行い、サービスの改善を図るといった取組を実施することが望ましい。
- ・ 任意提案を実施するために必要な経費は、サービス購入料の範囲内において支払う。
- ・ 任意提案がない場合でも失格としない。
- ・ 参加料等を含めた運営方法は、事業者の提案によるものとする。

（４）拠点運用時及び緊急時の初動における避難誘導・安全管理対応業務

ア 災害時等対応マニュアルに基づく避難誘導・安全管理（点検）対応

- ・ 事業者は、「第 5 2（２）災害時等対応マニュアル作成業務」で事前に作成した「災害時等対応マニュアル」に基づき、利用時間内に大規模災害や事故、テロなどが発生した緊急時は、速やかに従業員及び利用者の安全確認・避難誘導を適切に行うこと。また、建物被害の発生状況を確認するための点検を速やかに実施すること。
- ・ 点検により、火災等の発生が確認できた場合は、県への報告を行いつつ、県と協力し可能な範囲で初期消火活動を実施すると共に、消防へ通報し、被災を最小限に食い止めるよう対処すること。
- ・ 点検により、建物被害の発生が確認できた場合は、速やかに県への報告を行い、県の指示により事業再開に向けた応急復旧対応を行うこと。
- ・ 県が消防学校を拠点運用時モードとして使用すると意思決定し事業者に伝達

した際には、可能な限り速やかに避難誘導・安全管理（点検）等を実施すること。

- ・ なお、利用時間外に大規模災害等が発生した場合は、従業員は可能な限り速やかに参集し、計画地内の建築物・設備・外構施設の被害確認及び安全点検を行うこと。なお、実施が困難な場合は県が代替対応するなど協力することとし、その場合の意思伝達方法について事前にマニュアル内で調整しておくこと。
- ・ 県が防災拠点として使用すると意思決定した後は、県の指示に基づき、建築物・設備・外構施設の運営・維持管理について協力すること。
- ・ 拠点運用時及び緊急時に事業者が行う業務は後述の「a 拠点運用時及び緊急時における事業者が行う業務」とし、事業者は県の指示に従い最大限の支援をすること。

（ア）拠点運用時及び緊急時における事業者が行う業務

- ・ 従業員の安全確保
- ・ 施設利用者の避難誘導
- ・ 対象建築物・設備・外構施設の点検・安全確認（危険個所の有無、建物被害等の確認）
- ・ 初期消火活動等の応急対策
- ・ 建築物・設備・外構施設の応急復旧作業（軽易ながれき撤去等含む。）
- ・ その他施設管理者としての復旧対策

（イ）拠点運用時及び緊急時における安全管理（点検）の実施分担の基本方針

- ・ 対象施設を使用・管理する者が、初動時の安全管理（点検）を実施する。
- ・ 事業者が直ちに参集できない場合、事業者は県へその旨を報告し、可能な限り速やかに参集し被害の確認及び安全管理（点検）を実施する。なお、実施が困難な場合、初動対応を県が代替する等の協力をする。

イ 県が防災拠点として使用すると意思決定した後の対応（環境確保）

- ・ 県にて消防学校を拠点運用時モードとして使用すると意思決定した場合、県は事業者はその旨速やかに連絡を行う。
- ・ 事業者が施設を使用している場合には、事業者は、あらかじめ策定した災害時等対応マニュアルに基づき、拠点運用時モードとして使用するための環境確保を行うこと。
- ・ 拠点運用時モードに移行する過程で、県は、消防学校施設の閉鎖のために来館者のエリア外への誘導を行うため、事業者はそれに協力すること。
- ・ 事業者は、利用時間外（機械警備による警備時間を含む。）に災害が発生し、環境確保のための従業員の参集が難しいと判断される場合は、速やかにその旨、

県に報告すること。

- ・ 施錠される施設について、事業者が管理する施設の開錠は基本的に事業者が行い、県が施設管理を引き継ぐものとする。ただし、夜間等運營業務時間外（機械警備による警備時間を含む。）など、事業者が速やかに開錠できない場合を想定し、県にてマスターキーを事前共有するなどの方法により、県側でも開錠可能とすること。

（５）拠点運用時の運営支援業務

ア 拠点運用時の食堂運營業務

- ・ 消防学校の研修者等が利用する宿泊棟は、県が消防学校を拠点運用時モードとして使用すると意思決定した後は、災害活動従事者の休息・宿泊施設として利用する。
- ・ 事業者は、県の指示のもと、可能な範囲で、拠点運用時における食材調達状況に応じて災害活動従事者向けの食堂の業務を実施すること。なお、拠点運用時の食事の提供は、食堂のみに限定する。
- ・ 拠点運用時における食堂の運営に係る諸経費については、実績報告を行い、県に請求することができる。

（６）災害時等対応マニュアルに基づく体制整備業務

- ・ 事業者は、「災害時等対応マニュアル」に定めた体制を災害時に円滑に遂行できるよう、災害が発生した後の安全確認から県が消防学校を拠点運用時モードとして使用するまでの事業者の役割、活動について平時から確認し、従業員の育成を行うこと。
- ・ 前項の体制整備に当たり、事業者は、年１回以上の研修若しくは訓練を実施し、県に実施報告を行うこと。なお、研修若しくは訓練実施に当たり、県が消防学校で実施する総合防災訓練の機会を活用することができる。

（７）事業期間終了時の引継業務

ア 基本的な考え方

- ・ 事業者は、事業期間終了前において、自らの責任と費用負担により、本事業に係る業務が円滑に県又は県が指定する者に引き継がれるよう十分な引継準備期間を確保のうえ、適切な業務引継を行うこと。
- ・ 事業期間終了後の運営体制等は未定であることから、事業期間終了後の引継ぎ等の詳細については、事業期間終了前に県と事業者との協議により決定することとする。

イ 業務の詳細

- ・ 事業期間終了前までに建物劣化調査等を実施のうえ、建物劣化調査報告書を県に提出し確認を受けること。また、建物劣化調査後から運営期間終了時まで要求水準を充足するよう必要な修繕を実施するものとし、実施に当たっては修繕計画書を県に提出し確認を受けること。
- ・ 本事業の実施のために事業者が所有する資産については、事業期間終了時に事業者の責任及び費用負担により処分することとする。ただし、県又は県の指定する者は、当該資産のうち、必要と認めたものを引き継ぐことができ、特定事業契約書(案)「契約終了による事業者所有資産の取扱い」において示す。なお、引継ぎの詳細については、県又は県の指定する者と事業者の協議により定めるものとする。
- ・ 事業期間終了時には、県の求めに応じ現地説明、資料の提供、消防学校の運営に係る関係者への紹介等、必要な協力を行うこと。
- ・ 調達した消耗品の引継ぎに関して、県又は県の指定する者と協議すること。
- ・ 消防学校各所の鍵を、鍵リストを添えて、県又は県の指定する者に引き継ぐこと。
- ・ 利用者に貸し付ける備品や消防学校内に保管する県の財産等について、県又は県の指定する者と引継書を取り交わすこと。

第6 維持管理業務に係る要求水準

1 総則

(1) 業務の目的

維持管理業務は、消防学校の供用開始から事業期間終了までの間、消防学校の所期の機能及び性能等を常に発揮可能な最適な状態を保ち、利用者の安全かつ快適な施設利用に資することを目的とする。

(2) 業務実施の考え方

事業者は、実施体制、実施工程及び次のことを充足した維持管理業務計画書を作成し、県の承諾を得て業務を実施すること。また、法令等により資格を必要とする業務の場合には、各有資格者を選任する。本書に記載のない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書（最新版）」を参考とし、業務を実施すること。

- ・ 関係法令・技術基準等を遵守すること。
- ・ 予防保全を基本とすること。
- ・ 消防学校が有する機能及び性能等を保つこと。
- ・ 創意工夫やノウハウを活用し、合理的かつ効率的な業務を実施すること。
- ・ 消防学校の環境を安全、快適かつ衛生的に保ち、利用者の健康被害を未然に防止すること。
- ・ 物理的劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。
- ・ 環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生を防止するとともに、省資源、省エネルギー化を図ること。
- ・ ライフサイクルコストを削減すること。
- ・ 植栽維持管理、清掃については、計画地外の防災公園と連携して管理を行うこと。

(3) 業務の区分

維持管理業務は、各業務区分の要求水準に特に記載のない限り、計画地を対象範囲とする。

また、維持管理業務の区分については、次のとおりとする。

- ① 建築物保守管理業務
- ② 設備保守管理業務
- ③ 什器・備品保守管理業務
- ④ 衛生管理・清掃業務
- ⑤ 寝具クリーニング業務

- ⑥ 保安警備業務
- ⑦ 修繕・更新業務
- ⑧ 植栽維持管理業務
- ⑨ 外構施設保守管理業務
- ⑩ 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務

(4) 点検及び故障等への対応

点検及び故障等への対応は、維持管理業務計画書に従って速やかに実施すること。

(5) 拠点運用時及び緊急時の維持管理業務の扱い

拠点運用時及び緊急時の維持管理業務の扱いについては、事業者は、原則維持管理業務を継続すること。ただし、維持管理業務の内容、頻度等について県と協議・調整を行い、適切に実施すること。これに伴う経費変動分については、県と協議のうえ決定する。

(6) 事業期間終了時の水準

「第7 維持管理業務に係る要求水準」で求める要求水準が、事業期間終了時においても維持可能な状態であること。

2 業務の要求水準

(1) 建築物保守管理業務

ア 基本的な考え方

- ・ 消防学校における建築物の機能及び性能を維持し、サービスの提供を円滑に行い、利用者が安全、安心かつ快適に利用できるよう、建築物の点検、保守、修繕、更新（以下「修繕等」という。）を実施すること。
- ・ 環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生を防止するとともに、省資源・省エネルギー化を図ること。
- ・ 劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。
- ・ 拠点運用時及び緊急時の対応は、「(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務」に示すとおり。

イ 業務対象範囲

- ・ 建築物保守管理業務の対象範囲は、計画地の建築物の屋根、外壁、建具（内部・外部）、天井、内壁、床及び階段等各部位とする。

ウ 業務の詳細

- ・ 建築物保守管理業務のための管理要員を配置すること。管理要員を常駐とするかは提案に委ねる。
- ・ 日常（巡視）保守点検、定期保守点検を適切に行い、部材の劣化、破損、腐食及び変形等（以下「劣化等」という。）について調査・診断・判定を行い、性能及び機能の低下がある場合は迅速に修繕等を行い、部材の劣化等がない状態に保つこと。
- ・ 開閉・施錠装置、自動扉等が正常に作動する状態を保つこと。
- ・ 建築物において重大な破損、火災、事故等が発生し、緊急に対処する必要がある場合の被害拡大防止に備えること。
- ・ 建築物台帳を整備し、適切な建築物管理を行うこと。台帳は情報等を検索・抽出可能なデータベースとして整備すること。データベースは、建築物・設備・備品に関する情報が一体的に管理されていること。
- ・ 関係法令の定めるところにより、点検を実施し、関係機関に対し定期報告を行うこと。

（２）設備保守管理業務

ア 基本的な考え方

- ・ 消防学校における設備の機能及び性能を維持し、サービスの提供を円滑に行い、利用者が安全、安心かつ快適に利用できるよう、設備の運転・監視及び修繕等を実施すること。
- ・ 環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生を防止するとともに、省資源・省エネルギー化を図ること。
- ・ 物理的劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。
- ・ 拠点運用時及び緊急時の対応は、「(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務」に示すとおり。

イ 業務対象範囲

- ・ 設備保守管理業務の対象範囲は、本事業で整備した計画地内の全ての設備とする。

ウ 業務の詳細

（ア）運転・監視

- ・ 安全に留意し、各設備の能力を十分に発揮させ、効率の良い運転を行うこと。
- ・ 消防学校内を定期的に巡視し、諸室の環境状態を確認し、最適な環境の維持に努めること。なお、設備の遠隔監視により諸室の環境状態の確認を行うこ

とも認める。

- ・ 各設備の電流、電圧、圧力、温度等は、あらかじめ定められた時間に確認し、たえず電源負荷状態及び各設備の稼動状態の監視を行い、運転状態の良否の判定及び改善に寄与するよう努めること。
- ・ 運転中は、異常発見に留意し、事故の発生を未然に防止するとともに、不測の事故発生時には、その拡大を防止し、二次災害の発生を抑えるよう、日常作業基準等を作成し、運転・監視の習熟訓練を行うこと。
- ・ 各機能・諸室の用途、気候の変化、利用者の快適性等に対応し、各設備を適正な操作によって効率良く運転・監視すること。
- ・ 各設備の運転中、操作・使用上の障害となるものの有無を点検し、障害となるものを発見した場合は、除去若しくは適切な対応を採ること。

(イ) 法定点検

- ・ 関係法令の定めるところにより、点検を実施すること。
- ・ 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、適切な方法（保守、修繕、更新等。以下同様とする。）により対応すること。

(ウ) 劣化等への対応

- ・ 劣化等について調査・診断・判定を行い、適切な方法により対応すること。

(エ) 故障・苦情対応

- ・ 申告やアラーム等により発見された軽微な故障については、速やかに修理を行うこと。
- ・ 利用者からの苦情、要望及び情報提供等に対し迅速な判断により対処すること。
- ・ 故障、苦情発生時には現場調査・初期対応・処置を行い、必要に応じ速やかに県に報告すること。

(オ) 設備台帳の整備

- ・ 設備台帳を整備し、適切に設備管理を行うこと。台帳は情報等を検索・抽出可能なデータベースとして整備すること。データベースは、建築物・設備・備品に関する情報が一体的に管理されていること。

(カ) 業務改善

- ・ 設備の利用状況や利用者の意向等を踏まえ、保有・管理する設備の種類や数量等については、常に見直しを行うこと。

- ・ 設備に関する調査・研究を行い、設備の保有や保守管理に係る業務の改善に努めること。
- ・ 事業者がリースにより調達する設備についても、上記に準ずる管理を行うこと。

(3) 什器・備品保守管理業務

ア 基本的な考え方

- ・ 施設運営上必要となる備品等について、適宜、修繕等を行い、性能及び機能を維持すること。
- ・ 物理的劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。
- ・ 拠点運用時及び緊急時の対応は、「(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務」に示すとおり。

イ 業務対象範囲

- ・ 什器・備品保守管理業務の対象範囲は、本事業において設置した什器・備品全てとし、事業期間中に購入した什器・備品に関しても対象とする。

ウ 業務の詳細

(ア) 修繕等

- ・ 施設運営に支障をきたさないよう、施設運営上必要な備品等について、適宜、点検、保守、修繕を行い、性能及び機能を維持するとともに、修繕不能な程度まで性能及び機能の低下した備品等については、随時更新を行うこと。

(イ) 備品台帳の整備

- ・ 備品台帳を整備し、適切に備品管理を行うこと。台帳は情報等を検索・抽出可能なデータベースとして整備すること。データベースは、建築物・設備・備品に関する情報が一体的に管理されていること。

(ウ) 業務改善

- ・ 備品等の利用状況や利用者の意向等を踏まえ、保有・管理する備品等の種類や数量等については、常に見直しを行うこと。
- ・ 備品等に関する調査・研究を行い、備品等の保有や保守管理に係る業務の改善に努めること。
- ・ 事業者がリースにより調達する備品等についても、上記に準ずる管理を行うこと。

(4) 衛生管理・清掃業務

ア 基本的な考え方

- ・ 施設及び計画地を美しく衛生的に保ち、サービスの提供を円滑に行い、施設の利用者が安全、安心かつ快適に利用できるよう、衛生管理・清掃業務を実施する。
- ・ 拠点運用時及び緊急時の対応は、「(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務」に示すとおり。

イ 業務対象範囲

- ・ 衛生管理・清掃業務の対象範囲は、計画地全体とする。
- ・ 計画地周辺の清掃にも協力すること。

ウ 業務の詳細

(ア) 清掃業務

- ・ 建築物内外の仕上げ面（空調吹き出し口等の設備含む。）及び家具・什器等を適切な頻度・方法で清掃すること。
- ・ 消防学校エリア宿泊棟（食堂・厨房を除く。）については、日常清掃の対象外とする。なお、管理・教育棟内の教室については、日常清掃を行う。頻度等の詳細については守秘義務資料において示す。
- ・ 仕上げ材の性質等に対応した日常清掃、定期清掃及び特別清掃を適切に組合せた作業計画を立案・実施し、施設の利用者及び事業者が快適に施設を利用美観と衛生性を保つこと。
- ・ 美観を保ち、利用者及び通行者の安全を確保するための草刈り、芝刈り、除草、落ち葉掃きなどを適切に行うとともにガラスの破片・くぎ等の危険物を除去すること。
- ・ 屋外トイレは日常的に清掃を行うこと。

(イ) 一般廃棄物処理業務

- ・ 消防学校で発生する塵芥、生ごみ、不燃物、危険物等を分別・回収し、施設内の廃棄物集積場に一時保管し、適切に搬出・処分すること。
- ・ ごみ置き場は常に清掃し、周辺の美化に努めること。

(ウ) 害虫駆除業務

- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）に基づき、ゴキブリ、ダニ、その他の害虫・ネズミ等を駆除すること。

(5) 寝具クリーニング業務

ア 基本的な考え方

- ・ 宿泊棟に宿泊する学生及び舎監を対象とし、寝具の納入及びクリーニングを含む管理業務を実施する。

イ 業務の詳細

- ・ 対象とする寝具の仕様については、以下のとおりとする。

品名	仕様	備考
掛布団	和綴、143×207cm 2.3kg 程度	夏季以外
敷布団	引返和綴、103×200cm 5.4kg 程度	通年
枕	ストロー入り	通年
夏布団	和綴、135×195cm 1.0kg 程度	夏季
掛カバー	丸繰型、綿 100%、145×210cm 程度	通年
シーツ	平型、綿 100%、137×280cm 程度	通年
ピローケース (枕カバー)	封筒型、綿 100%、50×90cm 程度	通年
毛布		冬季

- ・ 寝具は、宿泊棟の指定する場所に納品し、指定する場所から回収する。
- ・ 寝具納入組数は、県において、前年度に入校学生数を調整した後、寝具クリーニング業務交換予定表を作成し、事業者に示す。
- ・ 寝具の交換は、下表のとおりとし、実施日は県と調整すること。

	掛布団の納入	掛布団を夏布団へ交換	夏布団を掛布団へ交換	敷布団の納入(交換)	枕の納入(交換)	毛布の納入	毛布の回収
4 月	○			○	○		
6 月		○					
9 月			○				
11 月						○	
3 月							○

- ・ 寝具のクリーニングは、掛カバー、シーツ及び枕カバーについては 1 週間に 1 回行う。
- ・ 掛布団、敷布団及び枕は、年度内に 4 回、夏布団又は毛布については、2 か月に 1 回程度、交換又は消毒乾燥を実施する。

- ・ 費用の負担は学生とし、集金事務に関する業務は県が行うものとする。支払時期、方法については、県と協議の上決定する。

（６）保安警備業務

ア 基本的な考え方

- ・ 消防学校を円滑に運営するため、不審者の侵入、火災、盗難等の防止及び出入り者のチェック、管理並びに各種不正、不法行為等（以下「犯罪等」という。）の警戒を実施する。
- ・ 拠点運用時及び緊急時の対応は、「（10）拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務」に示すとおり。
- ・ 機械警備を原則とし、警備員を常駐とするかは提案に委ねる。

イ 業務対象範囲

- ・ 保安警備業務の対象範囲は、対象施設、計画地及び計画地外周とする。

ウ 業務の詳細

（ア）業務の基本方針

- ・ 計画地、施設、諸室の用途、規模、利用時間及び利用状況等を勘案し、県と協議のうえ、適切な警備計画を立て、犯罪等の防止に努めること。
- ・ 警備員への適切な指導・研修を行う体制を整えること。
- ・ 警備業法、消防法等の関係法令及び関係機関の指示等を遵守すること。

（イ）機械警備

- ・ 消防学校の開校時間を考慮し、警報機器を整備し、当該機器及び自動火災報知装置により伝達される「異常」の有無を開校時間外において間断なく監視し、「異常」に対して必要な対処を行うこと。なお、監視の種別は、侵入及び火災とする。
- ・ 業務対象施設が無人となり、警報機器から警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、警報機器から警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。ただし、自動火災報知装置により伝達される異常の有無については、終日警備とする。
- ・ 異常情報を受信したときは、当直室及び職員室並びに警備会社に発報し、遅滞なく緊急要員を急行させ、異常事態の内容を確認するとともに事態の拡大防止に当たること。また、学校長等関係職員に異常事態の内容を速やかに電話等で報告し、その後、異常事態の内容や措置状況等の詳細を書面で報告するものとする。

- ・ 異常事態の発生に際し、必要に応じ警察機関、消防機関等に通報し緊急出動を要請するものとする。
- ・ 警報機器の警戒開始及び解除操作に必要な鍵等を学校に預託すること。
- ・ 警備実施に必要な校内の鍵は、学校から事業者へ預託する。事業者は、預託を受けた鍵を常時施錠のキーボックス等の中に保管し、当日業務に従事する者のみ開錠を可能とするものとする。また、預託を受けた鍵を持ち出す場合は、持ち出しをした者が分かるように記録管理するものとする。
- ・ 屋内及び屋外の必要な箇所（出入口等）に監視カメラを設置し、警備会社の中央監視室・警備室等のモニターで監視及び安全確認を行うことができるようにすること。録画を行い、データを最低2週間保持すること。
- ・ 消防学校内の職員室等からもモニターで確認可能とすること。

（7）修繕・更新業務

ア 基本的な考え方

- ・ 施設の機能及び性能を維持し、サービスの提供を円滑に行い、施設の利用者が安全、安心かつ快適に利用できるよう、県と事業者の協議によって定める中長期修繕計画書に基づいて、施設全体の修繕等を実施する。
- ・ 環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生を防止するとともに、省資源・省エネルギー化を図ること。
- ・ 物理的劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。
- ・ 拠点運用時及び緊急時の対応は、「(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務」に示すとおり。

イ 業務対象範囲

- ・ 対象範囲は、計画地全体とし、各種保守管理業務と一体的に実施すること。

ウ 業務の詳細

- ・ 事業期間終了時において、施設の全てが当初の本書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態で県へ引き継げるようにすること。なお、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容する。
- ・ 消防学校の機能及び性能を適切に維持するとともにライフサイクルコストの低減を図るため、県と協議を行ったうえで中長期修繕計画書を毎年確認し、必要であれば変更を行い、修繕の実施を行うこと。
- ・ 日常のメンテナンスは事業者負担とし、1件当たり250万円を超過するような更新等、及び日常のメンテナンスを超えるような事項は県と協議によって定める。

- ・ 要求水準を満たすよう、運営・維持管理期間中に、協議の結果を反映した中長期修繕計画書に基づき修繕等を行うほか、必要となる資料を整備すること。

（８）植栽維持管理業務

ア 基本的な考え方

- ・ 施設の機能と環境を維持し、サービスの提供が円滑かつ快適に行われるよう、植栽について、点検・維持・保守・修繕・交換処理を行う。
- ・ 落枝、枯れ枝、倒木等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。
- ・ 拠点運用時及び緊急時の対応は、「(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務」に示すとおり。

イ 業務対象範囲

- ・ 植栽維持管理業務の対象は、計画地全体の植栽とする。

ウ 業務の詳細

- ・ 植栽等の植物を保護・育成・処理して豊かで美しい環境を維持すること。
- ・ 状況と植物の種類に応じて適切な方法により、施肥、散水及び病害虫の駆除などを行い、植栽を良好な状態に保つこと。
- ・ 樹木が折れたり倒れたりすることのないよう管理し、必要な剪定等を行うこと。
- ・ 「県有施設における農薬・殺虫剤等薬剤適正使用ガイドライン」に基づき、業務を行うこと。

（９）外構施設保守管理業務

ア 基本的な考え方

- ・ 施設の機能と環境を維持し、サービスの提供が円滑かつ快適に行われるよう、外構施設について、修繕等を行う。
- ・ 物理的劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。
- ・ 拠点運用時及び緊急時の対応は、「(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務」に示すとおり。

イ 業務対象範囲

- ・ 外構施設保守管理業務の対象は、計画地内の外構施設とする。

ウ 業務の詳細

- ・ 外構施設全般において、日常的に清潔・美観を保つこと。
- ・ 排水設備、街灯照明などの外構施設が正常に作動するように点検・維持し、必

要な修繕等を行うこと。

- ・ 消防学校管理用通路及び駐車場については、段差、ひび割れ、わだち掘れ、ポットホール等により、想定する車両及び歩行者において、安全性、機能性、美観を損なうようなことがないように維持すること。
- ・ 計画地外の外構を管理する防災公園の施設管理者と連携し、保守管理を行うこと。

(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務

ア 基本的な考え方

- ・ 拠点運用時及び緊急時の対応については、あらかじめ県と協議し、災害時等対応マニュアルを作成すること。
- ・ 県が消防学校を利用すると意思決定した後の拠点運用時は、県の指示を受けて、維持管理・応急復旧対応を行うこと。

イ 業務対象範囲

- ・ 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務の対象は、計画地内の建築物、設備、外構施設等とする。

ウ 業務の詳細

(ア) 災害時等対応マニュアルの作成

- ・ 事業者は、地震等が発生した災害時等、及び、事故及びテロ等が発生した緊急時における維持管理業務を適切に継続するため、あらかじめ、災害時等対応マニュアルを作成し、県に提出し、承認を得ること。

(イ) 緊急時の対応

- ・ 災害等発生を含む緊急時は、災害時等対応マニュアルに基づき、直ちに建築物、設備、外構施設等について点検を行い、県の指示に従い、必要な措置をとるとともに、状況について県に報告すること。
- ・ 災害時等対応マニュアルに基づき、維持管理業務を適切に継続すること。適切に継続することが困難な状況が生じた場合、その旨を県に報告し、以降の業務継続について県と協議・調整を行うこと。

(ウ) 拠点運用時における維持管理業務と応急復旧対応

- ・ 県が拠点運用時モードとして使用する拠点運用時については、事業者は、原則維持管理業務を継続すること。ただし、維持管理業務の内容、頻度等について協議・調整を行い、適切に実施すること。これに伴う経費変動分について

は、県と協議のうえ決定する。

- ・ 県が消防学校を拠点運用時モードとして利用すると意思決定した後、利用に際して、通常の修繕・更新の範囲に収まらないと考えられる軽易ながれきの撤去、建築物や設備等の早期利用のための応急復旧が必要となる可能性がある。これら応急復旧の対応が必要と県が判断した場合、事業者は県と協議・調整し、分担して応急復旧を行う。応急復旧に基づく費用については、原則県にて負担する。

第8 任意事業

1 基本的な考え方

任意事業実施企業は、自らの提案に基づく事業（任意事業）を、自らの責任及び費用負担で行うことができる。なお、落札者選定の過程において、これらの事業に関する提案を受け付け、評価するものとする。

2 任意事業の企画・実施

- ・ 応募企業又は応募グループの構成員、これらが出資する会社（事業者を含む。）及び事業者と連携する企業は、本事業の特定事業の価値を高め、相乗効果が期待される事業について、関係法令及び県との協議を踏まえたうえで、必要に応じて独立採算による任意の事業を行うことができる。当該事業に係る費用については、原則として事業者の負担とし、契約に特段の定めがある場合を除き、県は負担しない。
- ・ 本施設の一部を占有して使用する場合には、必要な範囲については有償にて貸し付けるものとし、使用料は「行政財産の特別使用に係る使用料の細目料金」に基づき、運営・維持管理期間中、使用料を県が事業者から徴収する（有償）ため、必要な手続きを行うこと。なお、任意事業については、施設利用者等の利便性、公益性が高いと認められれば、無償又は減免の措置を講じる。また、本施設の土地価格（相続税法（昭和25年法律第73号）の規定により定められた相続税課税標準価額）の変動その他物価変動等によって適用する細目料金（月額使用料単価）を改訂又は変更した場合は、当該改訂又は変更後の細目料金を適用する。

第9 組織運営

1 基本的な考え方

- ・ 対象施設を運営・維持管理するに当たって必要な人材を確保・育成し、適切な役割分担のもとで能力を十分に発揮させることにより、効果的かつ効率的、総合力のある組織体制を構築すること。
- ・ 本事業全体を統括する統括管理責任者を配置するとともに、施設・設備の設計、建設や運営・維持管理等の各業務の業務責任者も配置し、的確に業務を遂行すること。
- ・ 各業務の実施に必要な専門知識や経験、資格を備えた従業員を配置すること。
- ・ 業務が確実に遂行可能なよう、関係法令を遵守し、適切な雇用形態や勤務体制により必要な人員を確保すること。

2 組織体制

(1) 統括管理責任者及び業務責任者の配置

ア 統括管理責任者の配置

- ・ 設計業務、建設業務、開校準備業務、運営業務、維持管理業務の全体を総合的に把握し調整を行うため、本事業の目的・趣旨・内容を十分踏まえたうえで、事業期間中、次の要件を全て満たす統括管理責任者を配置すること。
 - a 個別業務を一元的に統括管理し、本事業を取りまとめることができる者
 - b 必要に応じて、県が主催する会議等に参加し、事業の状況等を説明できる者
 - c 現場で生じる各種課題や県からの求めに対し、的確な意思決定ができる者
- ・ なお、開校準備期間及び運営・維持管理期間については、各々が担うべき役割を確実に遂行できる場合に限り、統括管理責任者は、他の業務責任者を兼務することができる。
- ・ 統括管理責任者の頻繁な変更は避け、事業期間における統括管理業務の質の維持、向上の確保に努めること。統括管理責任者を変更する場合には、当該業務の質の維持、向上を確保するべく十分な引継ぎ等を行うこと。

イ 業務責任者の配置

- ・ 設計業務、建設業務、開校準備業務、運営業務、維持管理業務の各業務について、本事業の目的・趣旨・内容を十分踏まえたうえで、それぞれの業務の期間を通じ、次の要件を全て満たす業務責任者を配置すること。
 - a 担当業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者
 - b 必要に応じて、県が主催する会議等に参加できる者
 - c 現場で生じる各種課題や県からの求めに対し、的確な対応ができる者
- ・ 設計業務、開校準備業務、運営業務、維持管理業務は1名、建設業務は2名の

業務責任者を配置することとし、1名は工事監理業務の責任者とする。なお、工事監理業務の責任者は設計業務の責任者を兼務することができる。

- ・ 設計業務における業務責任者は、一級建築士の資格を有するものとし、構造設計に従事するものは、構造一級建築士の資格を有すること。

ウ 県への報告

- ・ 統括管理責任者及び各業務責任者の配置については、各業務の開始前までに県へ報告すること。
- ・ なお、やむを得ず事業期間中に統括管理責任者を変更する場合は、新たな統括管理責任者の勤務開始日までに、速やかに変更内容を県に説明し、県の承諾を得たうえで、統括管理責任者届を提出すること。業務責任者を変更する場合は、新たな業務責任者の勤務開始日までに、速やかに県に業務責任者届を提出すること。

エ 統括管理責任者及び業務責任者の支援体制

- ・ 統括管理責任者又は業務責任者が休暇等で一時的に不在にする間も、各業務が円滑に実施されるよう、必要な支援体制を構築すること。

(2) 業務担当者の配置

- ・ 設計業務、建設業務、開校準備業務、運営業務、維持管理業務の各業務について、事業期間中、各業務の内容に応じて必要な知識及び技能を有する者を、業務担当者として配置すること。また、各業務を遂行するに当たり、法令等により特定の資格を有する者の配置が定められている場合は、当該資格を有する者を業務担当者として配置すること。
- ・ 業務担当者の配置は、事業者の提案によるが、各業務を確実にかつ円滑に実施するために必要な体制をとること。

(3) 緊急時の体制

- ・ 災害、事故、犯罪等により消防学校において緊急事態が発生した場合又は発生するおそれのある場合に、直ちに必要な措置を講じることができるよう、事業者内及び県を含む関係者間の緊急連絡体制を構築すること。

3 適切なモニタリング体制の構築と円滑な運用

(1) モニタリングの目的

- ・ 県は、事業者が特定事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているか確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、監視、

測定や評価等のモニタリングを行う。

(2) モニタリングの方法

- ・ モニタリングの具体的な方法については特定事業契約書において定める。

(3) モニタリングの実施時期及び概要

ア 設計に関するモニタリング

- ・ 県は、事業者によって行われた設計が、特定事業契約書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。確認の結果、設計の内容が特定事業契約書に定めた要求水準及び条件に適合しない場合には、県は是正を求めることができるものとする。なお、(イ) から (キ) においても同様に、工事や業務等の内容が特定事業契約書に定めた要求水準及び条件に適合しない場合には、修補又は改造、是正を求めることができるものとします。

イ 建設に関するモニタリング

- ・ 事業者は工事監理者を設置して工事監理を行い、定期的に県から工事施工及び工事監理の状況の確認を受けることとする。また、事業者は、県が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受けることとする。

ウ 工事完成に関するモニタリング

- ・ 事業者は、施工記録を用意し、現場で県の確認を受けることとする。この際、県は、施設の状態が特定事業契約書に定められた要求水準及び条件に適合するものであるか否かについて確認を行う。

エ 運営に関するモニタリング

- ・ 県は、運営業務において、定期的にその実施状況を確認する。

オ 維持管理に関するモニタリング

- ・ 県は、維持管理業務において、定期的にその実施状況を確認する。

カ 任意事業に関するモニタリング

- ・ 県は、任意事業において、定期的にその実施状況を確認する。

キ 財務状況に関するモニタリング

- ・ 事業者は、毎年度、公認会計士等による監査を経た財務の状況について、県に

報告するものとする。

ク 会議体の設置

- ・ 県は、モニタリングを行う上で意見を取り入れるため、消防学校を共同設置する名古屋市と会議体を設置し、必要に応じ事業者の出席を求めることができるものとする。

※用語の定義

本書において使用する用語の定義は、下記のとおりとする。

用語	定義
事業者	本事業の実施に際して、県と特定事業契約を締結し事業を実施する特別目的会社（SPC（Special Purpose Company））をいう。特別目的会社とは、本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいう。
応募者	応募企業又は応募グループをいう。
応募企業	本事業が求める経営マネジメント能力及び資本力等を有し、本事業に応募する単独の企業をいう。
応募グループ	本事業が求める経営マネジメント能力及び資本力等を有し、本事業に応募する企業で、複数の企業で構成されるグループをいう。
構成員	応募グループを構成し、特別目的会社に出資する企業をいう。
代表企業	応募グループにより応募する場合に構成員の中から定める、応募手続を行う企業をいう。
計画地	愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第1期・消防学校）計画上の計画地をいう。（図表 1-1 参照）
入札説明書等	入札公告の際に県が公表する書類一式をいう。具体的には入札説明書、要求水準書、基本協定書（案）、特定事業契約書（案）、落札者決定基準、様式集及び記載要領等をいう。
点検	建築物等の機能状態や減耗の程度等をあらかじめ定めた手順により調べることをいう。
保守	建築物等の所期の性能及び機能を維持する目的で、周期的若しくは継続的に行う注油、小部品の取替え等の軽微な作業をいう。
運転・監視	施設運営に必要な建築設備を稼働させ、その状況を監視し、制御することをいう。
修繕	劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（所期の水準）若しくは実用上支障のない状態まで回復させること（取替えを含む。）をいう。下記の大規模修繕を除く。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替えを除く。
大規模修繕	劣化した建築物及び設備等を所期の状態に回復させるために性能・機能を一度に（大規模に）改修することをいう。 事業者が作成した中長期修繕計画を参考に、対象施設について行う修繕を対象とする。

用語	定義
予防保全	劣化の有無や兆候を可能な限り確認又は予測して、故障や不具合が発生する前に、必要な日常点検・定期点検・修繕等を実施することをいう。
特定事業契約	本事業の実施に関し、PFI 法に基づいて愛知県議会の議決を経た後に県と事業者との間で締結される愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第 1 期・消防学校）特定事業契約をいう。
修繕等	点検、保守、修繕、更新をいう。
劣化等	劣化、破損、腐食及び変形等をいう。
防災拠点	愛知県基幹的広域防災拠点をいう。
本事業	愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第 1 期・消防学校）をいう。
大規模災害（時）	愛知県地域防災計画での第 3 非常配備体制を敷く目安となる災害を大規模災害とする。例えば、愛知県内では、震度 5 強以上を観測する地震や大規模な風水害を指す。大規模災害時とは、震度 5 強以上を観測する地震が発生したときや、東海地震の警戒宣言が発表されたとき、風水害などの大規模な災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときから、平常運用時に戻るまでの期間を指す。
災害（時）	災害とは、地震、津波、暴風、竜巻、洪水などの異常な自然現象とし、上記「大規模災害」の定義に該当しない規模の災害とする。災害時とは、「大規模災害」の定義に該当しない規模の災害が生じた時点から平常運用時に戻るまでの期間を指す。
災害時等	災害時、大規模災害時、拠点運用時及び緊急時を指す。
拠点運用時	愛知県又は周辺地域において大規模災害が発生し、県内又は周辺自治体から応援要請を受けて、災害対策本部室の決定で、基幹的広域防災拠点を開設すると判断した時から拠点が閉鎖されるまでの期間を指す。 ※愛知県が災害時や平常運用時でも、他県からの応援要請で基幹的広域防災拠点が開設される可能性がある。
平常運用時	上記「拠点運用時」を除いた運用期間を指す。
緊急時	大規模災害・災害の発生に限らず、例えば火災（放火）・停電・感染症・テロなどが発生し、緊急対応が必要な場合を指す。
自主防災組織	住民の各地域における自発的な防災組織を指す。
事業者の初動対応	事業者における大規模災害及び災害が発生した時の初動期の対応行動を指す。事業者において従業員の安全確保、拠点利用

用語	定義
	者の避難誘導、拠点の安全管理（点検）、初期消火活動等の応急対策、施設の応急復旧作業等の業務を指す。
避難誘導	施設の利用者が安全かつ迅速に避難できるよう避難先へ誘導する行為を指す。避難誘導先（近隣の避難所：新栄小学校等）について、計画地外での確保が可能かを関係先と調整している。
初期消火活動	建築物・備品等の点検（被災箇所の確認）時に発見した発火に対して、消火する活動を指す。消防への通報による対応を含む。
初動対応時の応急復旧	事業者は、初動時の建築物・備品等の点検後、確認できた建物被害等（ガラスの飛散、天井落下、設備の倒壊等）について、拠点運用体制を確保するために必要な空間と環境を生み出すために、迅速に応急・復旧対策を講じる行為を指す。 ※拠点開設体制の確保のための応急復旧の具体的なイメージ：障害物の除去、災害活動における通行確保、機器利用等に支障のない範囲での空間確保等 ※軽微な応急復旧に含まれない修繕を伴う事項の扱いは、不可抗力に該当するかどうかの問題を伴うため、別途定義する。
可動物の移動	防災拠点として利用環境確保を行い、愛知県に引渡しを行う時の対応として求めるもの。対応方法は事業者の提案に委ね、事業者自らでなく他者による業務代行の余地も考慮する。環境確保のための従業員の参集が難しいと判断される場合は、速やかにその旨を愛知県に報告し、事後の対応について協議することを規定し、県にて代替対応することを定める。
広域搬送拠点臨時医療施設 SCU	拠点運用時に、傷病者を被災地外の災害拠点病院などへ搬送する広域医療搬送を行うために設置される医療施設。トリアージや初期診療などを行い、被災地内の応急救護所としての役割も受けもつ。災害派遣医療チーム DMAT が活動する場所。Staging Care Unit の頭文字をとって SCU と略称される。
災害派遣医療チーム DMAT	災害現場で救命措置等に対応機動性を備え、専門的なトレーニングを受けた医療チーム（医師、看護師、業務調整員）を指す。Disaster Medical Assistance Team の略。
拠点開設から事業再開までのタイムライン	基幹的広域防災拠点の利用を決定し、開設、活動、拠点閉鎖、事業者への引渡し、事業再開の時間的な流れを示したもの。タイムラインについては、守秘義務資料を参照すること。設定に当たっては、「愛知県基幹的広域防災拠点における災害時タイ

用語	定義
	ムライン等検討業務報告書」(R4/2)を参照している。
災害活動従事者	県職員、自衛隊、警察、消防、DMAT、TEC-FORCE、トラック協会団体等の各種団体(その会員)、及び、災害対応支援を行う事業者従業員、ボランティア等、災害活動に携わる従事者を指す。
消防職員等	学生及び消防学校職員を指す。